

東京女子高等師範學校  
第六臨時教員養成所

一覽

自昭和五年  
至昭和六年

東京女子高等師範學校  
第六臨時教員養成所

一覽

自昭和五年  
至昭和六年



東京女子高等師範學校一覽

自昭和五年  
至昭和六年

目次

勅諭、令旨及御歌……………一

第一 教育要旨及生徒心得……………六  
 一 東京女子高等師範學校教育要旨……………六  
 二 東京女子高等師範學校生徒心得……………六

第二 沿革略……………八

第三 學年曆……………一四

第四 關係法令……………二六  
 一 師範教育令……………二六  
 二 女子高等師範學校規程……………二七  
 三 文部省直轄諸學校官制抄……………二九

四 文部省直轄諸學校職員定員令抄……………三三

五 文部省直轄諸學校ノ名譽教授ニ關スル件三  
 六 帝國大學名譽教授及文部省直轄諸學校名  
 譽教授ノ待遇ニ關スル件……………三三

七 奏任文官及列任文官ノ優遇ニ關スル件……………三三

八 文部省直轄諸學校長職務規程……………三三

九 高等師範學校及女子高等師範學校生徒募集規程抄……………三四

十 文部省直轄學校外國人特別入學規程……………三五

十一 臺灣朝鮮人文部省直轄諸學校入學ハ外國人特別入學規程準用……………三五

十二 高等師範學校等卒業者服務規程……………三六

十三 行幸啓ノ節學生生徒敬禮方抄……………三六

第五 規則……………四〇  
 一 東京女子高等師範學校規則……………四〇



第一章 本科	四〇
第一節 總則	四〇
第二節 學科課程及教授時數	四〇
第三節 學年學期及休業日	四〇
第四節 入學、在學、休學及退學	四〇
第五節 成績考查、修了及卒業	四〇
第六節 教育實習	四〇
第二章 研究科	四〇
第三章 專修科	四〇
第四章 選科生	四〇
二 東京女子高等師範學校保育實習科規則	四〇
三 東京女子高等師範學校附屬高等女學校規則	四〇
則	四〇
第一章 總則	四〇
第二章 學科課程	四〇
第三章 學年、學期及休業日	四〇
第四章 入學、在學、休學及退學	四〇
第五章 成績考查、修了及卒業	四〇
第六章 授業料	四〇
四 東京女子高等師範學校附屬小學校規則	四〇
五 東京女子高等師範學校附屬幼稚園規則	四〇
六 東京女子高等師範學校生徒獎勵費給與規程	四〇
七 東京女子高等師範學校授業費償還ニ關スル事項	四〇
八 外國人特別入學規程細則	四〇
九 聽講生編入規程	四〇
第六 細則	四〇
一 東京女子高等師範學校規則施行細則	四〇
第一章 選修科目及隨意科目	四〇
第二章 式日	四〇
第三章 入學及在學	四〇
第四章 成績考查	四〇
第五章 教育實習	四〇
第六章 研究科及選科生	四〇

二 寄宿舎規程	四二
三 生徒心得細則	四二
第一章 一般生徒心得	四二
第二章 寄宿舎生徒心得	四二
第三章 通學生徒心得	四二
四 職員服務規程	四二
第一章 教官ノ服務	四二
第二章 事務員ノ服務	四二
第三章 學校醫ノ服務	四二
第四章 當直ノ服務	四二
五 校務分掌規程	四二
第一章 教育事務	四二
第二章 分課事務	四二
六 圖書室規程	四二
七 附屬學校幼稚園主事等職務規程	四二
八 會議規程	四二
九 文書處理規程	四二
十 物品會計規程細則	四二
七 獎學資金	四三
一 獎學寄附金管理規程	四三
二 獎學資金ニ關スル規程	四三
三 獎學資金ニ關スル規程	四三
第八 職員	四三
第九 生徒	四三
一 生徒氏名	四三
二 生徒兒童幼兒數	四三
(一) 生徒兒童幼兒數	四三
(二) 本校生徒數	四三
(三) 附屬高等女學校生徒數	四三
(四) 附屬小學兒童數	四三
(五) 附屬幼稚園幼兒數	四三
三 本校生徒本籍府縣別	四三
七 非常心得	四三

明治九年九月二十五日皇后陛下本校ニ臨御アラセラレシ時賜リタル令旨  
今や開業の後日尙淺しといへとも生徒の學業既に進歩の効あることを見る誠に喜ぶへし猶教員の善く導くと生徒の善く勉むるとを以て倍其上達を致さんことを望む所なり

明治十年十一月二十六日皇太后陛下皇后陛下附屬幼稚園ニ臨御アラセラレシ時皇太后陛下ヨリ賜リタル令旨

曩に此園の設けあるを聞き今其さまを観るに幼穉の訓育稍々宜に適ひたることを知りぬ尙倍訓育の方を竭し幼穉をして身を保ち智を増さしめむことを望む

同年同月同日皇后陛下ヨリ賜リタル令旨

人の身を保ち智を増さんは稚き時の育方にあれば此園の業もいと難かるべきをいま稚き者共の状を観るに其身の健にして其智の開けゆかん效までまのあたりに知られたるはまことに喜はしき事なり尙務めて此園の育方を普く敷きなは人々をして皆洪福あらしめんこと誰れか疑ふべき

明治十二年二月十三日皇后陛下第一回卒業證書授與式ニ臨御アラセラレシ時賜リ

タル令旨

此學校創めて立しより教員善く教へ生徒善く學び今卒業證書授與の式を観るに至る寔に喜ぶへしされと小しく成るに安んずるは人情の常なれば縦ひ業を卒れりともますく勉めて他日大に成ことあるを望む

明治十四年五月二十四日皇后陛下本校ニ臨御アラセラレシ時賜リタル令旨  
生徒ノ學業年々遂フテ進歩ノ効アルコトヲ見ル誠ニ喜ハシ猶教員ノ善ク導クト生徒ノ善ク勉メンコトヲ望ム

明治十九年五月十八日東京師範學校ニ臨幸アラセラレシ時賜リタル勅諭

本日親しく此校に臨み教務改良諸事整理の緒に就くを見るは朕が甚だ喜みする所なり  
教官等の勉勵に因り將來益進歩する所あらんことを望む

大正四年十一月二十九日博善王妃殿下開校四十年分立二十五年記念式ニ臨幸アラセラレシ時賜リタル令旨  
茲ニ開校四十年記念式ノ舉行ニ際シテ恭ク



皇后陛下ノ旨ヲ承ケ來リ臨ミテ此ノ盛事ヲ睹ル欣喜何ソ勝ヘム惟フニ明治八年  
 昭憲皇太后ノ開校ノ式ニ臨ミタマヒシヤ深ク當局者ノ計畫ヲ嘉シ親諭シテ他日ノ効果  
 ヲ庶幾シタマヘリ蓋今日女子教育ノ隆運ヲ馴致シタルハ其ノ胚胎セシ所亦徒遠シト謂  
 フヘクシテ實ニ從事ノ人懇勉努力シテ懿旨ニ奉答センコトヲ期セシニ外ナラストス  
 皇后陛下遺範ヲ紹述シタマヒ方ニ女子教育ノ事ニ御心ヲ注キテ更ニ將來ノ大成ヲ望マ  
 セタマヘハ諸員ハ宜ク益奮勵シテ敢テ或ハ懈ルコトナカルヘシ

大正十四年十一月二十九日皇后陛下開校五十年記念式ニ臨御アラセラレシ時賜リ  
 タル令旨

茲に親しく開校五十年記念式を舉ぐるの盛事を見る欣悦何ぞ勝へむ  
 昭憲皇太后養に開業の式に臨ませられ深く當路の計畫を佳尚し女子教育を發展せしむ  
 へきことを親諭せらる惟ふに今日の興隆由て來る所已に尙し從事の人常に志を此に置  
 き又能く時世の進運に鑒みて懈ることなく業を修むる者亦意を潜めて訓育の國家人心  
 と須くも離るへからざる所以を究めは庶幾は  
 遺範に副ふことあらむ各自其れ之れを勉めよ

昭和五年三月二十七日皇后陛下本校ニ臨御アラセラレシ時賜リタル御言葉  
 本日此校ニ臨ミ詳ニ課業ノ實際ヲ見學校長ヲ始メ職員等ガ熱心ニ教導ニ當リ生徒等モ  
 亦眞率ニ勉勵シツツアルハ満足ニ堪ヘズ  
 此校ハ創設以來既ニ五十年ヲ經成績愈々揚ガリ國家社會ニ貢獻セシ所洵ニ多シ此レ  
 實ニ  
 昭憲皇太后並皇太后陛下ノ御懿旨ニ副フ所以タルヲ信ズ  
 今ヤ女子教育ハ益々振興ノ必要ヲ感ゼシムルモノアリ諸子宜シク此校ノ本旨タル師範  
 教育ガ眞ニ女子教育ノ源泉ヲ爲スヲ思ヒ一層努力ヲ加ヘ以テ時世ノ進運ニ伴ハンコト  
 ナ期スベシ

第一 教育要旨及生徒心得

一 東京女子高等師範學校

教育要旨

本校ハ女子教育ノ淵源ニシテ風教化育ノ依テ  
生スル所ナレハ殊ニ教育ニ關スル勅語ノ趣旨  
ヲ奉體シテ其ノ實効ヲ擧ケンコトヲ務ムヘシ  
乾坤德ヲ異ニシ陰陽行ヲ同シクセス本校ノ教  
育ハ一ニ女子ノ性ニ順ヒテ之ヲ施スヘシ  
德義ヲ以テ教化スルハ教育ノ骨髓ナリ本校生  
徒ハ他日人ノ師表母儀タルヘキ重任ヲ負フモ  
ノナレハ最モ品行ノ端正志操ノ廉潔ヲ尙ハシ  
ムヘシ且ツ謙讓ノ美德ト進取ノ氣象トハ偏廢  
スヘカラス二者其ノ宜シキヲ得シムヘシ  
生徒心身ノ關係ニ注意シテ其ノ健康ヲ増進セ

シメ適實ナル教授ヲ施シ生徒ヲシテ隨テ學ヘ  
ハ隨テ行ヒ所謂知行合一ヲ期セシムヘシ

二 東京女子高等師範學校

生徒心得

一 本校生徒ハ卒業ノ後國家教育ノ重任ニ當  
ルヘキ者ナリ故ニ特ニ教育ニ關スル勅語ノ  
大旨ヲ奉體シ德ヲ修メ業ヲ勵ミ以テ其ノ本  
分ヲ盡サンコトヲ期スヘシ  
一 常ニ貞淑勤儉ヲ旨トシ聊カモ虛偽浮薄ノ  
言行ヲナス可ラス言ハ衷心ヨリ發シ行ハ誠  
意ヨリ出テ女子ノ師表タルヘキ德操ヲ備ヘ  
ンコトヲ務ムヘシ  
一 校規學則ヲ守ルハ勿論時々ノ訓諭命令ニ

從ヒ尊長ヲ恭敬シ朋友ヲ信愛シ常ニ禮節ヲ  
正シクシテ師弟ノ義長幼ノ序ヲ明ニスヘシ  
一 平素衛生ニ注意シテ眠食勞逸ノ度ヲ節シ  
以テ身體ノ健康ヲ増進センコトヲ務ムヘシ



第一 沿革 略

廣ク世局ノ進運ニ鑑ミ女子教育ノ忽ニスヘカ  
ラサルヲ察シ明治七年一月文部少輔田中不二  
麿ハ女子師範學校設置ノ必要ヲ具シテ太政大  
臣ノ裁可ヲ乞フ茲ニ於テ文部卿ハ同年三月十  
三日神田區宮本町八番地後現時ノ本郷區湯島  
三丁目二十四番地ニ變更ヲトシテ東京女子師  
範學校ヲ創立セリ之ヲ本校ノ起源トナス  
明治七年 四月十四日小杉恒太郎校長ニ任セ  
ラル  
明治八年 二月二日皇后陛下木校ノ設立ヲ嘉  
シ給ヒ御内庫金五千圓下賜セララル○七月廿九  
日當校ニ於ケル學科ヲ定メラレタルヲ以テ翌  
八月教則ヲ制定ス○十一月十八日中村正直代  
リテ本校ノ攝理トナル○同月二十九日校舍新

築成ル仍テ開校式ヲ舉ク此ノ日皇后陛下行啓  
アラセラレ令旨ヲ賜フ  
明治九年 二月十五日皇后陛下御歌ヲ賜フ奉  
シテ校歌トナス○四月師範學科ヲ本科ト名ツ  
ケ別ニ豫備ノ教科ヲ設ケテ別科ト稱シ尋イテ  
豫科ト改稱ス○六月附屬幼稚園ヲ設立シ幼兒  
ノ保育ヲナス之レ本邦ニ於ケル幼稚園ノ嚆矢  
ナリ○九月二十五日皇后陛下行啓アラセラレ  
令旨ヲ賜フ  
明治十年 十一月二十六日皇太后陛下皇后陛  
下幼稚園ニ行啓アラセラレ令旨ヲ賜フ  
明治十一年 六月保姆練習科ヲ置ク○七月附  
屬小學校ヲ創設シ練習小學校ト稱ス  
明治十二年 二月十三日第一回卒業證書授與

式ヲ舉行ス此ノ日皇后陛下行啓アラセラレ令  
旨ヲ賜フ○同月豫科ヲ廢ス  
明治十三年 五月福羽美靜代リテ本校攝理ト  
ナル○七月大ニ校則ヲ釐革シ保姆練習科ヲ廢  
シ幼兒保育法ハ之ヲ本校ノ課程ニ編入シ再ヒ  
豫科ヲ置ク  
明治十四年 二月十二日禮節教場新設落成ノ  
旨聞シ召サレ特ニ攝理ヲ召シ皇后陛下ヨリ該  
教場用トシテ抱一上人筆三幅對畫幅ヲ賜フ○  
四月附屬練習小學校ノ教則ヲ改メ附屬小學校  
ト改稱ス○五月二十四日皇后陛下行啓アラセ  
ラル○七月那珂通世校長ニ任セララル  
明治十五年 七月豫科ヲ廢シ附屬高等女學校  
ヲ設置シ附屬小學校ノ教則ヲ改メ附屬女兒小  
學校ト改稱ス○十二月二十六日天皇皇后兩陛  
下ノ御眞影ヲ下賜セララル  
明治十八年 八月本校及附屬校園ヲ東京師範

學校ニ合併シ本校ヲ東京師範學校女子部ト稱  
ス時ニ高嶺秀夫東京師範學校長タリ  
明治十九年 二月附屬高等女學校ヲ文部大臣  
官房附屬トシ東京高等女學校ト稱ス  
明治二十年 四月先ニ勅令ヲ以テ公布セラレ  
タル師範學校令ニ基キ東京師範學校ヲ改メテ  
高等師範學校ト稱ス○同月山川浩校長ニ任セ  
ラル  
明治二十三年 三月二十四日高等師範學校女  
子部ヲ分離シ女子高等師範學校ト稱シ東京高  
等女學校及高等師範學校附屬幼稚園ヲ本校ノ  
附屬トシ別ニ附屬小學校ヲ設置シ高等師範學  
校附屬小學校ノ女兒ヲ轉學セシム○同月中村  
正直校長ニ任セララル○十二月二十五日御親署  
勅語ヲ下賜セララル  
明治二十四年 四月本校學則及寄宿舍規則ヲ  
定ム○六月校長中村正直卒去村岡範爲副校長



心得ヲ命セラルル○八月十日中川謙二郎代リテ校長心得ヲ命セラルル○八月十六日細川潤次郎校長ニ任セラルル  
明治二十五年 四月二十五日皇后陛下行啓アラセラルル○五月附屬小學校分室ヲ設ク○九月附屬幼稚園分室ヲ設置ス  
明治二十六年 二月七日皇太子殿下ノ御寫眞ヲ下賜セラルル○三月附屬校園ノ規則ヲ改正ス  
○十月十六日皇后陛下行啓アラセラルル  
明治二十七年 三月秋月新太郎校長ニ任セララルル○五月本校各部ノ内規ヲ定ム○六月本校教育要旨ヲ定ム○七月附屬小學校規則ヲ改正ス  
○十月本校規定ヲ定ム○十二月本校規則ヲ改正シテ選科ヲ置ク  
明治二十八年 四月附屬高等女學校規則ヲ改正ス○十月本校生徒心得ヲ定ム○十一月寄宿舎規則ヲ改正ス

明治二十九年 五月本校規則ヲ改正シ専修科ヲ置ク○五月十八日皇后陛下行啓アラセラルル○七月本校規則ヲ改正シ保姆練習科ヲ置キ十月授業ヲ開始ス  
明治三十年 九月第一回家事専修科及第二回家事練習科ノ授業ヲ開始ス○十一月高嶺秀夫校長ニ任セラルル○十二月曩ニ公布セラレタル文部省令ニ基キ本校規則ヲ改メ科ヲ分チテ文科理科ノ二トナシ生徒定員ヲ二百名トス  
明治三十一年 一月本校規則ヲ改メ研究科ヲ設置ス  
明治三十二年 二月本校規則ヲ改正シ文科理科ノ外ニ技藝科ヲ置キ生徒定員ヲ増シテ三百名トナス○三月高等女學校令ニ基キ附屬高等女學校ノ規則ヲ改メ同月附屬小學校規則ヲ定ム○六月國語専修科地理歴史専修科ノ規則ヲ定ム

明治三十三年 一月國語専修科ヲ置ク○三月本校規則ヲ改正シ本校生徒假入學ノ件ヲ削除シ又曩ニ發布セラレタル幼稚園設備準則ニ基キ附屬幼稚園規則ヲ改正ス○五月本校規則中試験ニ關スル件ヲ改正ス○六月國語専修科ノ名稱ヲ改メテ國語漢文専修科トナス○九月地理歴史専修科ヲ置キ授業ヲ開始ス  
明治三十四年 一月第三回家事練習科ノ授業ヲ開始ス○二月改正小學校令及小學校令施行細則ニ基キ附屬小學校規則ヲ改正ス○同月高等女學校令施行規則ニ基キ附屬高等女學校ノ規則ヲ改正シ補習科ヲ廢シテ修業年限三箇年ノ専攻科ヲ置ク○六月國語漢文専修科及附屬高等女學校ノ規則ヲ改正ス○九月第二回國語漢文専修科ノ授業ヲ開始ス  
明治三十五年 一月地理歴史専修科規則ヲ改正シ修業年限ヲ延ヘテ二箇年トシ學科目中ニ

英語ヲ加フ○二月家事専修科ノ規則ヲ改正ス○三月生徒學費支給規則ヲ改正セラルル○四月第二回家事練習科及家事専修科ノ授業ヲ始ム○同月附屬小學校規則中ニ改正ヲ加フ○七月本校規則中ニ改正ヲ加フ○十月二十八日皇后陛下行啓アラセラルル  
明治三十六年 一月國語體操専修科ヲ置ク○四月國語體操専修科ノ授業ヲ開始ス○十月文部省令第三十二號ニ基キ本校規則ヲ改正シ同時ニ附屬校園規則中ニ改正ヲ加フ○十二月文部省令第三十六號ニ據リ生徒學費支給規程ヲ定ム  
明治三十七年 二月訓令ニ依リ附屬小學校第三部ニ二部教授ヲ施行スルコトトシ其ノ規則ヲ定ム○同月小學校令施行規則ノ改正ニ基キ附屬小學校規則中ニ改正ヲ加フ○四月附屬小學校第三部ニ二部教授ヲ開始ス○同月文部省



令第三號ノ趣旨ヲ準用シ出征又ハ應召軍人ノ子女ニ對シ授業料ヲ免除ス○五月第三回家事專修科ノ授業ヲ開始ス○同月數學物理化學專修科ヲ設置ス○十月數學物理化學專修科ノ授業ヲ開始ス○十二月本校及附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ

明治三十八年 一月附屬高等女學校教科用書ヲ改正ス○同月國語體操專修科規則第七條試驗科目中ニ漢文ヲ加フ○三月教員限制ヲ改正ス○同月附屬校園規則中ニ改正ヲ加フ○四月本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月研究科生徒學費支給規程ヲ定ム○官費研究科授業ヲ開始ス○同月第二回國語體操專修科ノ授業ヲ開始ス○十一月家事專修科ノ規則ヲ改定シ修業年限ヲ延ヘテ三箇年トス

明治三十九年 三月本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月保育實習科ヲ設置ス○四月當校内ニ第

六臨時教員養成所英語科ヲ置カル○同月第四回家事專修科ノ授業ヲ開始ス○五月保育實習科ノ授業ヲ開始ス○六月生徒學費支給規則中ニ改正ヲ加フ○十月地理歷史專修科ノ規定ヲ改正シ修業年限ヲ延ヘ三箇年トス

明治四十年 二月附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ○四月官費研究科第二回ノ授業ヲ開始ス○五月第三回地理歷史專修科國語體操專修科及第二回保育實習科ノ授業ヲ開始ス○六月附屬高等女學校教科用書ヲ改正ス○十一月本校規則中改正ノ豫備トシテ教育實習ニ關スル條項ヲ假定シ四十一年度ヨリ試ニ施行スルコトトス○十二月小學校令中改正ニ基キ附屬小學校規則ヲ改正ス

明治四十一年 三月文部省令第三號ニ基キ本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月三十日勅令第六十八號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制改正ノ結

果トシテ當校ハ四月一日ヨリ東京女子高等師範學校ト改稱ス○六月本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月五日皇后陛下行啓アラセラル○十一月二十九日皇孫迪宮淳宮兩殿下成ラセラル

明治四十二年 一月第三回保育實習科ノ授業ヲ始ム○二月家事專修科ノ規則ヲ改正ス○三月前年度ニ於テ假ニ施行セル教育實習ニ關スル條項ニ基キ本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月當校内ニ附設セラレタル第六臨時教員養成所ノ英語科ヲ廢シ更ニ家事科ヲ置カル○四月第三回官費研究科ノ授業ヲ始ム○同月外國人特別入學規程細則ヲ定ム○五月私費專修科生徒寄宿舎ヲ牛込區揚場町ニ設ケ東京女子高等師範學校寄宿舎分舎ト稱ス○同月第五回家事第四回國語體操兩專修科ノ授業ヲ始ム○十二月十三日皇孫光宮殿下成ラセラル

明治四十三年 二月二十二日校長高嶺秀夫

去ス○同二十三日教授飯盛徳造校長代理ヲ命ゼラル○三月四日仙臺高等工業學校長中川謙二郎校長ニ任セラル○四月十一日第四回保育實習科ノ授業ヲ開始ス○五月六日各學科ニ主任ヲ置ク○七月一日生徒學費支給規程ヲ改正ス○十月四日圖書主任ヲ置ク○十月二十六日生徒及卒業生授業費ニ關スル件ヲ定ム○十一月十日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ文科理科技藝科ヲ更ニ各第一部第二部ニ分チ生徒ノ定員ヲ増シテ四百五十人トシ私費生ヲ置ク○十二月二十日寄宿舎規則中ニ改正ヲ加フ

明治四十四年 二月一日附屬校園規則中ニ改正ヲ加ヘ附屬小學校第三部ニ補習科ヲ置ク○四月小石川區原町百二十五番地ニ校外寄宿舎ヲ新設シ之ヲ第三寄宿舎ト稱シ從來ノ寄宿舎ヲ第二寄宿舎ト改稱ス○同月寄宿舎生徒心得ニ改正ヲ加ヘ通學生徒心得ヲ定ム○五月二



十三日事務員分掌規程中ニ改正ヲ加ヘ圖書掛  
ヲ新設ス○六月五日附屬高等女學校同小學校  
ノ規則中ニ改正ヲ加ヘ夏季休業ヲ短縮ス○六  
月十七日本郷區湯島三丁目二十三番地所在東  
京高等師範學校所用土地建物ヲ本校ノ管理ニ  
屬セラル○九月八日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ  
本科ニ於ケル試驗科目ヲ定メテ各科共通トス  
○十月七日入學志望者心得ヲ定ム  
明治四十五年 一月十八日選科細則ヲ定ム○  
同月二十五日生徒學費支給規程中ニ改正ヲ加  
ヘ研究科ノ定員三人ヲ十人以内ニ改ム○同月  
二十三日附屬幼稚園規則中ニ改正ヲ加ヘ本園  
ヲ第一分室ヲ第二部ト改メ第一部ニ於ケル  
保育料ヲ増シ第二部ノ保育料ヲ徴收スルコト  
トス○二月一日附屬高等女學校規則中ニ改正  
ヲ加ヘ定員ヲ増シテ四百人トシ授業料ヲ増シ  
専攻科學科課程ヲ改メ選科生ハ第二部ニ限リ

入學ヲ許スコトトス○三月二十八日附屬小學  
校規則中ニ改正ヲ加フ○四月第三寄宿舎ヲ牛  
込區赤城元町二十五番地ニ移シ第二寄宿舎ヲ  
第六臨時教員養成所寄宿舎トナス○六月三日  
皇后陛下行啓アラセラル○六月十二日第一回  
女子通俗講話會ヲ開催ス○六月三十日職員心  
得及附屬校園職務規程ヲ定ム○七月六日皇太  
子皇太子妃兩殿下ノ御寫眞ヲ下賜セラル仍テ  
明治二十六年二月下賜セラレタル皇太子殿下  
ノ御寫眞ヲ返納ス  
大正元年 十月十二日本校規則中ニ改正ヲ加  
ヘ從來生徒ハ地方長官ノ薦舉ニ依ルモノナリ  
シヲ其ノ出身學校長ノ薦舉トナシ同時ニ入學  
志望者心得ヲ改ム○同月十五日學科目主任ヲ  
置ク○同月二十三日學校醫務規程ヲ定ム○  
同月二十八日明治四十五年六月三日皇后陛下  
行啓ノ節下賜セラレタル金員ヲ恩賜獎學資金

トシテ永久ニ保管スルコトトス○同月三十日  
圖書室規程ヲ定ム  
大正二年 一月二十四日生徒學費支給規程中  
ニ改正ヲ加フ○三月三日共通學科主任ヲ置キ  
同日女子教育研究部ヲ設ケ主任ヲ置ク○三月  
八日本校規則中ニ改正ヲ加フ○四月一日附屬  
校園規則中ニ改正ヲ加フ○東校舎ニ接續シテ  
増築セル本校々舎一部竣工ス○第二寄宿舎ヲ  
本郷區森川町一番地ニ設ク○同月十一日本校  
生徒ニ佩用セシムヘキ徽章ヲ定ム○五月二十  
一日女子教育研究部規程ヲ定ム○七月二十四  
日西校舎明治八年築造ヲ取毀ツ○十二月十八  
日醫局ヲ新設シ主任ヲ置キ其ノ職務規程ヲ定  
ム○同日寮務掛ヲ新設シ事務員事務分掌規程  
ヲ改正ス  
大正三年 二月二日必要アル場合ニ於テハ各  
科ニ副主任ヲ置クコトトシ技藝科ニ副主任ヲ

置ク○二月十九日附屬高等女學校並附屬小學  
校規則中ニ改正ヲ加ヘ附屬小學校ノ補習科ヲ  
廢シ附屬高等女學校ニ修業年限二箇年ノ實科  
ヲ置ク○三月五日獎學寄附金管理規程ヲ定ム  
○三月二十日東校舎ニ接續シテ増築セル校舎  
落成ス○三月二十三日本校規則中ニ改正ヲ加  
ヘ技藝科ヲ家事科ト改稱シ文科及理科ニ於ケ  
ル第一第二ノ部別ヲ廢シ學費ハ總ヘテ自費ト  
ナス○三月三十一日附屬高等女學校實科規則  
ヲ定メ四月一日ヨリ實施ス○四月十五日保育  
實習科主任ヲ置ク○六月十日附屬高等女學校  
専攻科及實科ニ主任ヲ置ク○七月十日各學級  
ニ主任ヲ置ク○九月七日附屬高等女學校同小  
學校規則中ニ改正ヲ加ヘ附屬高等女學校ニ於  
ケル教育ヲ必修科目トシ生徒ノ定員ヲ増シテ  
五百人トナス○十一月十二日生徒獎勵費給與  
規程ヲ定ム○十一月十七日本校及附屬高等女



學校卒業式日ヲ三月二十七日ニ改メ同小學校  
卒業式日ヲ三月二十六日トナス○十一月二十  
一日外國人特別入學規程細則中ニ改正ヲ加フ  
○十二月一日昭憲皇太后御遺物梨子地桐鳳凰  
蒔繪御料紙文匣同視箱ヲ下賜セラル  
大正四年 一月物品會計規程細則ヲ定ム○二  
月二十五日保育實習規程ヲ改正シ授業料ヲ  
徵收スルコトトナス○同月同日寄宿舎規則中  
ニ改正ヲ加フ○同月同日附屬校園規則中ニ改  
正ヲ加フ○三月十二日會議規程ヲ改メ教授會  
ヲ設ク○三月二十七日家事參考品室ヲ設ク○  
四月十日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ入學檢定料  
ヲ徵收スルコトトシ選科生ノ授業料ヲ定ム○  
四月二十四日第二回女子通俗講話會ヲ開催ス  
○五月二十八日外國人特別入學規程細則中ニ  
改正ヲ加ヘ入學檢定料ヲ定メ附屬高等女學校  
專攻科ニ入學スル者ノ授業料ヲ定ム○八月二

日學科主任、學級主任及學科目主任規程ヲ定ム  
○八月三日庶務教務會計ノ三掛ニ掛長ヲ置ク  
○八月十四日高等女學校令施行規則ノ一部改  
正ニ基キ附屬高等女學校實科規則中ニ改正ヲ  
加フ○九月三日附屬高等女學校專攻科規則ニ  
改正ヲ加ヘ同科卒業生ニシテ相當ノ成績ヲ得  
タル者ハ無試験檢定ニ依リ家事科教員ノ免許  
狀ヲ授與セラルル途ヲ開ク○十月一日勳章授  
與式例第五條ニ依リ勳章授與式次第ヲ定ム○  
十月二十一日天皇陛下御眞影ヲ下賜セラル○  
十一月五日第三回女子通俗講話會ヲ開催ス○  
十一月卒業生ノ爲講習會ヲ開催スル計畫ヲ以  
テ其ノ第一回ヲ開ク○十一月即位ノ大禮ヲ行  
ハセラレタルニ付此ノ曠古ノ盛典ヲ記念スル  
爲大禮記念文庫ヲ設ク○十一月二十九日開校  
四十年分立二十五年記念式ヲ舉行ス當日ハ皇  
后陛下思召ヲ以テ特ニ博恭王妃經子殿下ヲ御

差遣アラセラル殿下ヨリ令旨ヲ賜フ此ノ日昭  
憲皇太后ノ御下賜品御遺物等ノ保管並明治時  
代ニ於ケル我カ國文化ノ發達變遷ヲ記念スヘ  
キ物品ノ陳列ヲナス爲明治記念室ヲ設ク○十  
二月十七日明治記念室主任ヲ置ク  
大正五年 一月十四日庶務主任及教務主任ヲ  
置ク○一月十五日圖書主任ヲ圖書室主任ト改  
メ其ノ規程ヲ定ム○三月二十八日圖書室規程  
ヲ改正ス○四月寄宿舎生徒心得及通學生徒心  
得ヲ改ム○五月十六日附屬校園規則中ニ改正  
ヲ加フ○五月二十五日教育實習ニ關スル規程  
ヲ定ム○六月十二日附屬幼稚園規則中ニ改正  
ヲ加フ○六月十四日日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ  
本科入學志願者年齢十七年ヲ十六年トス○六  
月十八日第四回女子通俗講話會ヲ開ク○七月  
十二日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ○  
八月四日獎學資金ニ關スル規程ヲ定ム○十月

二十一日皇后陛下皇太子殿下御眞影ヲ下賜セ  
ラル○十月二十三日皇后陛下行啓アラセラル  
○十一月卒業生第二回講習會ヲ開ク  
大正六年 六月九日第五回女子通俗講話會ヲ  
開ク○六月十一日東京音樂學校長湯原元一校  
長ニ任セラル○七月六日前校長中川謙二郎名  
譽教授ノ名稱ヲ授ケラル○七月二十五日卒業  
生第三回講習會ヲ開ク○十一月二十七日日本校  
ニ於ケル重要事項ヲ評議スル機關トシテ評議  
員ヲ設ケ十二月六日其ノ規程ヲ實施ス  
大正七年 四月二十五日卒業生ノ身上ニ關ス  
ル取扱内規ヲ定ム○五月二十五日第六回女子  
通俗講話會ヲ開ク本會ハ從來本校ノ事業トシ  
テ繼續シ來リシカ今回之ヲ卒業生團體櫻蔭會  
ノ事業ニ移ス○六月五日東伏見宮妃周子殿下  
台臨アラセラル○八月一日卒業生等第四回講  
習會ヲ開ク○十月一日退職職員送別ニ關スル



内規ヲ定ム○十一月二十八日教育實習ノ改善ヲ圖ル爲假規定ヲ定メ試ニ之ヲ實施ス  
大正八年 三月附屬高等女學校專攻科卒業者ニ對シ無試験檢定ニ依リ中等教員家事科免許狀授與ノ特典ヲ得○四月四日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ家事科第二部ヲ廢シ家事科第一部ヲ家事科トナス○同月同日圖書專修科設置規則制定ノ許可ヲ得新ニ修業年限三箇年ノ圖書專修科ヲ置ク○四月十六日學科主任學級主任及學科自主主任規程ニ改正ヲ加ヘ學級主任ヲ止ム○四月二十六日寄宿舎内規及通學生心得ヲ改正ス○圖書專修科主任及副主任ヲ置ク○五月十九日圖書專修科ノ授業ヲ始ム○五月三十一日寄宿舎規則ヲ改正ス○十月八日現代ニ於ケル内外ノ情勢ニ就キ精確ナル理解ト正當ナル判斷トヲ與フル目的ヲ以テ現代科ヲ置ク

大正九年 三月三十一日許可ヲ得テ附屬小學校規則中ニ改正ヲ加ヘ第三部ニ於ケル授業料ヲ徵收スルコトトス○大正八年度中ニ於テ寄宿舎食堂及寮舎ノ一部改築ヲ了ス○六月九日附屬高等女學校專攻科ニ於ケル夏季休業ノ期間ヲ改メテ本校同様トナス  
大正十年 二月十七日許可ヲ得テ本校並圖書專修科規則中ニ改正ヲ加ヘ入學試驗科目中ニ英語及代數初步ヲ加ヘ教育實習期間ヲ減縮ス○三月十六日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加ヘ專攻科ニ於テ從來ノ第一部第二部ヲ廢シテ新ニ國語部英語部家事部ノ三部ヲ置ク○四月二十六日書記ノ定員ヲ増シテ七名トス○五月四日外國人特別入學規程細則中ニ改正ヲ加フ○七月九日豫テ當校職員及櫻蔭作樂兩會員中ニ於ケル有志ノ釀金ヲ以テ當校開校四十年分立二十五年祝賀記念ノタメ建築ノ計畫アリ

シカ工事落成ヲ告ケタルヲ以テ本日之ヲ當校ニ寄贈セリ仍テ受ケテ記念館ト稱ス○十一月九日校長湯原元一東京高等學校長ニ轉任松本高等學校長茨木清次郎校長ニ任セラル○十二月十四日本校及附屬校園規則中ニ改正ヲ加ヘ本校選科附屬各部ニ於ケル授業料保育料ヲ増額シ附屬高等女學校生徒ノ檢定料並入學料ヲ増徴スルコトトス又保育實習科ノ定員ヲ増シテ二十名トシ同時ニ授業料ヲ増シ檢定料ヲ徵收スルコトトス  
大正十一年 三月三日附屬高等女學校實科規則中ニ改正ヲ加フ○七月十四日文部省告示ヲ以テ中等教員無試験檢定ニ關スル指定學校及學科中ニ改正ヲ加ヘラレタルニ依リ當校附屬高等女學校專攻科卒業者ニ對シ國語部ニ在リテハ國語英語部ニ在リテハ英語家事部ニ在リテハ家事ノ免許狀ヲ授與セラルルコトトナレ

大正十二年 九月一日午前十一時五十八分稀有ノ大地震アリ煉瓦建ノ校舍(本部)ハ龜裂ヲ生シ加フルニ破壊墜落セシ箇所多ク到底再ヒ使用スルニ堪ヘサル程度ノ損害ヲ被リシカ木造ノ校舍ハ其ノ一部ノ屋根瓦搖落セシニ止リ被害比較的少カリシモ西方ヨリノ延火ニ依リ僅ニ表門々衛所一棟ヲ殘シテ午後五時悉ク類焼ノ災ニ罹レリ但御眞影其ノ他貴重品ハ之ヲ奉還シ緊要書類ハ其ノ一部分ヲ搬出スルヲ得タリ○九月二日東京音樂學校内ニ假事務所ヲ設ケ應急事務ヲ開始ス○九月十七日御眞影其ノ他貴重品ヲ一時宮内省ニ保管方願出ツ○十月一日假事務所ヲ東京府女子師範學校内ニ移シ同時ニ假教場及假寄宿舎ヲ設ク即チ東京府女子師範學校内ニ本校ノ一部及附屬高等女學校專攻科假教場ヲ東京高等師範學校内ニ本校ノ



一部及附屬小學校ノ假教場ヲ女子學習院内ニ  
附屬高等女學校本科及實科ノ假教場ヲ帝國女  
子專門學校内ニ本校ノ一部及附屬幼稚園假保  
育場ヲ設ケ東京市立第一假寄宿舎ヲ東  
京府立第五高等女學校内ニ第二假寄宿舎ヲ置  
ク○十月十五日附屬小學校ノ授業ヲ始ム○十  
月二十二日附屬高等女學校本科及實科ノ授業  
幼稚園ノ保育ヲ開始ス○十一月一日本校附屬  
高等女學校專攻科及第六臨時教員養成所ノ授  
業ヲ始ム○十一月八日獎勵費給與規程中ニ改  
正ヲ加フ○十二月八日皇后陛下女子學習院ニ  
行啓ノ際當校附屬高等女學校ノ授業ヲ御巡覽  
アラセラル

着手シタル假校舍略落成シタルヲ以テ全部復  
歸ス新築假校舍ハ木造平家ニシテ其ノ建坪五  
千七百餘坪工費九十七萬餘圓ヲ算ス○六月十  
日震災直後宮内省ニ保管ヲ願ヒ置キタル御眞  
影其ノ他ノ貴重品ヲ本校ニ奉安ス○十月二十  
七日皇后陛下行啓アラセラル  
大正十四年 四月一日勅令第八十號ヲ以テ職  
員定員令中改正ヲ加ヘラレ助教授九人ヲ八人  
ニ改メラル○五月十三日岩川友太郎東京女子  
高等師範學校名譽教授ノ名稱ヲ授ケラル○六  
月三日勅令第二百十六號ヲ以テ職員定員令中  
ニ改正ヲ加ヘ書記七人ヲ八人ニ増員セラル○  
六月十一日東伏見宮妃周子殿下蒞臨アラセラ  
ル○十一月二十九日開校五十年ニ相當スルヲ  
以テ記念式ヲ舉行ス此ノ日皇后陛下行啓アラ  
セラレ令旨ヲ賜フ  
大正十五年 八月二十七日文部省令第二十八

號ヲ以テ生徒募集規程ヲ改正セラレタルヲ以  
テ本校規則中ニ改正ヲ加ヘ十月五日許可ヲ得  
タリ之ニ仍リテ從來ノ志望學科ニ對スル第一  
第二ノ制ヲ廢シ入學試驗科目ニ就テハ國語英  
語數學ハ各科共通トシ外ニ文科ニ在リテハ歷  
史又ハ地理ヲ理科家事科ニ在リテハ物理化學  
又ハ動物植物ノ内其ノ一ヲ課ス而シテ選拔試  
驗ハ之ヲ東京府ヲ除クノ外ハ當該學校ノ屬  
スル地方廳所在地ニ於テ地方長官監督ノ下ニ  
施行セシカ之ヲ限定シテ東京奈良札幌仙臺金  
澤松江廣島福岡ノ八ヶ所ニ試驗場ヲ設ケ直接  
本校監督ノ下ニ試驗シ右ノ外沖繩縣並朝鮮臺  
灣關東州樺太青島ノ管外各廳下ニ於ケル志望  
者ハ其ノ當該長官監督ノ下ニ受験セシムルコ  
トトナレリ○九月十八日校内ニ於ケル一般ノ  
情報ヲ通知スル爲毎週土曜日校報ヲ發行スル  
コトトナス○校門閉閉ノ時間ヲ定ム○九月二

十八日會議規程中ニ改正ヲ加フ○十月二十九  
日評議員會規程並同細則中ニ改訂ヲ加フ  
昭和二年 二月二十三日保育實習科規則中改  
正ノ件許可セラル本改正ニ依リ課程及實習ヲ  
了ヘタル者ニハ卒業證書ヲ與フルコトトナレ  
リ○二月二十八日校長茨木清次郎浦和高等學  
校長ニ轉任浦和高等學校長吉岡輝甫校長ニ任  
セラル○三月三十一日附屬小學校規則中ニ改  
正ヲ加フ○五月一日本校ニ於ケル旅費支給内  
規ヲ定ム○六月十七日日本校細則中職員服務規  
程校務分掌規程會議規程及評議員會内規ヲ改  
定シ九月十一日ヨリ實施ス○九月一日附屬高  
等女學校ノ規則ヲ改正ス○同月十一日日本校規  
則ヲ改正ス○同月同日日本校規則施行細則ヲ制  
定ス○十月寄宿舎規程及生徒心得細則ヲ制定  
ス○十二月勅令第三百六十六號ヲ以テ文部省  
直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ本校ニ



助手二名ヲ置カル  
 昭和三年 一月七日保育實習科規則ヲ改正ス  
 ○二月一日昭和三年三月限本校圖書專修科廢止ノ件並ニ昭和四年三月限附屬高等女學校實科廢止ノ件認可セラル但附屬高等女學校實料ハ現ニ在學スル生徒及昭和三年四月入學スヘキ者ニ對シテハ其ノ卒業スルニ至ル迄仍之ヲ存續ス○二月二日生徒願屆書式例ヲ定ム○四月三十日聽講生受業內規ヲ定ム○四月四日生徒心得細則中ニ改正ヲ加フ○五月四日遠足修學旅行及見學ニ關スル事項ヲ定ム○六月十五日生徒心得細則中ニ改正ヲ加フ○六月二十日本校及保育實習科附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園規則ヲ改正シ皇太后陛下御誕辰ヲ休業日ニ加フ○八月二十三日生徒獎勵費給與規程並ニ獎學資金ニ關スル規程中ニ改正ヲ加フ○八月入學者選抜ノ方法ヲ改正シ沖繩縣朝

鮮臺灣關東州樺太青島ノ入學志願者ニ對シテハ從前ノ通各廳ニ選抜試驗ノ施行ヲ委託スルモ内地ノ入學志願者ニ對シテハ本校並ニ奈良女子高等師範學校ニ於テノ選抜試驗ヲ施行シ之ニ引續キ第一次身體檢査ヲ施行スルコトトス又入學志願者ヲシテ文科理科及家事科ニ就キ志望ノ順位ヲ定メ二科ヲ併セ指定スルヲ得シム○九月十四日勅令第二百三十三號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ訓導二十一人ヲ二十二人ニ増員セラル○十月九日天皇皇后兩陛下ノ御眞影ヲ下賜セラル○十月三十日勅令第二百五十六號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制中ニ改正ヲ加ヘ生徒監ヲ生徒主事ニ改メ別ニ生徒主事補ヲ置カル同時ニ勅令第二百五十七號ヲ以テ定員令中ニ改正ヲ加ヘ教諭ノ次ニ生徒主事書記ノ次ニ生徒主事補各一人ヲ加ヘラル○十一月十日大禮記念事

業トシテ新校地ニ記念植樹ヲナスコトトス○十一月二十六日小石川區大塚町三十五番地ノ十四號東青柳町二十八番地ノ一號ニ於ケル二萬七千二百六十四坪ヲ新校地トシテ文部省ヨリ交付セラル○十二月二十日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加ヘ專攻科英語部ハ昭和四年三月限廢止スルコトトス但現ニ在學スル生徒ニ對シテハ其ノ卒業ニ至ルマテ仍之ヲ存續ス昭和四年 一月十二日生徒心得細則中ニ改正ヲ加フ○一月十八日會議規程及生徒心得細則中ニ改正ヲ加フ○二月二十日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ規則第三十五條第一號ニ依リ一旦退學シタル者モ退學シタル時ヨリ一箇年以内ニ於テ再ヒ入學シ得ルノ途ヲ開ク○三月七日聽講生編入規程ヲ定ム○三月十一日附屬幼稚園規則中ニ改正ヲ加フ○七月十七日文書處理規程ヲ定ム○九月六日勅令第二百六十六號ヲ以

テ文部省直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ教授二十八人ヲ三十人ニ助教授八人ヲ十人ニ増員セラル○九月十四日日本校規則並ニ同施行細則中ニ改正ヲ加ヘ各學科ニ選修ノ區分ヲ設ク○十一月二十二日日本校新營寄宿舎(小石川區大塚町三十五番地所在)ノ工事竣成ニ付移轉ヲ了ス  
 昭和五年 二月一日校門閉閉ノ時間中ニ改正ヲ加フ○三月二十七日皇后陛下行啓アラセラレ御言葉ヲ賜フ○四月二十五日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ○五月二十九日勅令第二百九號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ助教授十人ヲ十二人ニ増員セラ



第三學年曆

自昭和五年三月至昭和六年四月

昭和五年

四月一日 本校、附屬學校第一學期及附屬幼稚園第一期始業  
本校、附屬學校及幼稚園春季休業始

四月三日 神武天皇祭

四月七日 附屬學校及幼稚園春季休業終

四月八日 附屬學校第一學期及附屬幼稚園第一期始業

四月十日 本校春季休業終

四月十一日 本校第一學期始業 本校生徒入學式

四月廿九日 天長節 拜賀式

六月廿五日 皇太后陛下御誕辰 拜賀式

七月十日 本校及附屬高等女學校專攻科第一學期及附屬幼稚園第一期終業

七月十一日 本校、附屬高等女學校專攻科及附屬幼稚園夏季休業始

七月二十日 附屬高等女學校本科及附屬小學校第一期終業

七月廿一日 附屬高等女學校本科及附屬小學校夏季休業始

八月卅一日 本校、附屬學校第一學期及附屬幼稚園第一期終業  
附屬高等女學校本科及附屬小學校夏季休業終

九月一日 本校及附屬學校第二學期、附屬幼稚園第二期始業  
附屬高等女學校本科及附屬小學校第二期始業

九月十日 本校、附屬高等女學校專攻科及附屬幼稚園夏季休業終

九月十一日 本校及附屬高等女學校專攻科第二期、附屬幼稚園第二期始業

九月廿四日 秋季皇靈祭

十月十七日 神嘗祭

十月三十日 教育勅語發給四十週年記念式

十一月三日 明治節 拜賀式

十一月廿三日 新嘗祭

十一月廿九日 開校記念日 記念式

十二月廿四日 本校、附屬學校第二學期及附屬幼稚園第二期終業

十二月廿五日 大正天皇祭 本校、附屬學校及幼稚園冬季休業始

十二月卅一日 本校、附屬學校第二學期及附屬幼稚園第二期終業

三月廿四日 附屬小學校卒業式

三月廿五日 本校及附屬高等女學校卒業式

三月卅一日 本校、附屬學校第三學期及附屬幼稚園第三期終業

昭和六年

一月一日 拜賀式  
本校、附屬學校第三學期及附屬幼稚園第三期始業

一月七日 本校、附屬學校及幼稚園冬季休業終

一月八日 本校、附屬學校第三學期及附屬幼稚園第三期始業

二月十一日 紀元節 拜賀式

三月六日 皇后陛下御誕辰 拜賀式

春分日 春季皇靈祭

第四 關係法令

一 師範教育令 (明治三十年十月九日勅令第三百四十六號)

第一條 高等師範學校ハ師範學校中學校及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス  
女子高等師範學校ハ師範學校女子部及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス  
師範學校ハ小學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス  
前三項ニ記載シタル學校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ  
第二條 高等師範學校及女子高等師範學校ハ東京ニ各一校ヲ設置シ師範學校ハ北海道及各府縣ニ各一校若ハ數校ヲ設置ス  
第三條 高等師範學校及女子高等師範學校ハ

文部大臣ノ管理ニ屬シ師範學校ハ地方長官ノ管理ニ屬ス  
第四條 師範學校ノ經費北海道及沖繩縣ヲ除クハ府縣稅又ハ地方稅ノ負擔トス  
第五條 師範學校ノ設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム  
第六條 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校生徒ノ募集及卒業後ノ服務ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム  
第七條 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校生徒ノ學資ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ學校ヨリ之ヲ支給スヘシ  
前項ノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依リ私費生ヲ置クコトヲ得

第八條 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校ノ學科及其ノ程度並教科書ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 師範學校ニ豫備科小學校教員講習科及幼稚園保姆講習科ヲ置クコトヲ得

第十條 本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

明治十九年勅令第十三號師範學校令ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

第十一條 他ノ法令中尋常師範學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ當然師範學校ト改正セラレタルモノト看做ス

參照

明治三十五年五月勅令第九十八號直轄諸學校官制改正ヲ以テ廣島高等師範學校ヲ加フ明治四十年三月勅令第六十八號直轄諸學校官制改

正ヲ以テ女子高等師範學校ヲ東京女子高等師範學校ト改稱シ其ノ次ニ奈良女子高等師範學校ヲ加フ

二 女子高等師範學校規程

(明治三十年十月十二日文部省令第二十四號、明治三十一年第一號ヨリ、大正三年第五號マテ屢次改正)

第一條 女子高等師範學校ノ學科ヲ分チテ文科理科家事科トス

第二條 文科ノ學科目ハ修身、教育、國語、漢文、歷史、地理、外國語、家事、音樂、體操トス  
理科ノ學科目ハ修身、教育、數學、物理、化學、礦物、地質、植物、動物、生理及衛生、外國語、家事、圖畫及手工、音樂、體操トス  
家事科ノ學科目ハ修身、教育、理科、家事、裁縫、手藝、手工、圖畫、圖畫、國語、外國語、數學、音樂、體操トス  
家事科ハ之ヲ分チテ第一部及第二部トナス



コトヲ得

學校長ニ於テ特ニ必要ト認メタルトキハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ前各項ノ學科目ヲ加除スルコトヲ得

第三條 前條ノ學科目中音樂ハ學習困難ナリト認メタル生徒ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

第四條 女子高等師範學校ノ學科ハ師範學校女子部ノ課程ニ照シ更ニ一層精深ナル程度ニ於テ教授スルモノトス

第五條 女子高等師範學校各學科ノ修業年限ハ四箇年トス

第六條 削除

第七條 第四學年生徒ハ附屬學校及幼稚園ニ於テ實地授業及保育ニ從事セシム

第八條 生徒在學中懲戒ニ依リ退學ヲ命セラレタル者及自己ノ便宜ニ依リ退學ヲ願フ者ハ支給セラレタル學資及授業費ヲ償還スヘシ

シ

文部大臣ハ其ノ情狀ニ依リ前項償還スヘキ學資及授業費ノ全部若ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

第九條 生徒在學中疾病ニ罹リ若ハ學業進マズハ品行修マラサルカ爲ニ成業ニ適セスト認ムルトキハ學校長ヨリ退學ヲ命スヘシ

第十條 女子高等師範學校ノ卒業生又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノニシテ第二條ニ規定シタル科目中ノ一科目又ハ數科目ヲ專攻セントスル者ノ爲ニ研究科ヲ置ク

第十一條 師範學校女子部及高等女學校教員ノ缺乏ヲ充タス爲ニ特別ノ必要アル場合ニ於テハ專修科ヲ置クコトヲ得

專修科ノ學科目及其ノ程度並修業年限募集人員入學者資格等ハ其ノ都度文部大臣ノ認

可ヲ經テ學校長之ヲ定ム

第十二條 師範學校女子部又ハ高等女學校教員タルノ志望ヲ有スル者ニシテ各學科中ノ一科目若ハ數科目ヲ選ヒテ學修セントスル者ハ選科生トシテ入學セシムルコトヲ得

選科生ハ何等ノ科目ヲ選フニ拘ラス修身教育ヲ兼修スルコトヲ要ス

選科生ノ在學期間ハ四箇年トス但シ特別ノ事情アル者ニ就キテハ學校長ニ於テ本文ノ期間ヲ伸縮スルコトヲ得

第十三條 一箇年以上ノ課程ヲ卒リタル木料生ニハ學業ノ成績ニ依リ所設ノ科目中其ノ數ヲ限リ修メシムルコトヲ得

附 則

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ對シテハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ學校長ニ於テ便宜本令

ノ規定ヲ斟酌スルコトヲ得

三 文部省直轄諸學校官制(抄)

(明治二十六年勅令第八十六、號明治二十九年第二百二十六號ヨリ昭和四年第四百四十四號マテ屢次改正)

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

- 東京女子高等師範學校
- 奈良女子高等師範學校
- 鹿兒島高等農林學校
- 盛岡高等農林學校
- 鹿兒島高等農林學校
- 上田蠶絲專門學校
- 東京高等蠶絲學校
- 鳥取高等農林學校
- 京都高等蠶絲學校
- 宇都宮高等農林學校
- 三重高等農林學校
- 宮崎高等農林學校
- 岐阜高等農林學校
- 長崎高等商業學校
- 千葉高等商業學校
- 小樽高等商業學校
- 山口高等商業學校
- 小樽高等商業學校
- 名古屋高等商業學校
- 福島高等商業學校
- 大分高等商業學校
- 彦根高等商業學校
- 和歌山高等商業學校
- 橫濱高等商業學校
- 高松高等商業學校
- 高岡高等商業學校



- 第一高等學校
- 第二高等學校
- 第三高等學校
- 第四高等學校
- 第五高等學校
- 第六高等學校
- 第七高等學校造士館
- 第八高等學校
- 新潟高等學校
- 松本高等學校
- 山口高等學校
- 松山高高等學校
- 水戸高等學校
- 山形高等學校
- 佐賀高等學校
- 弘前高等學校
- 松江高等學校
- 東京高等學校
- 松江高等學校
- 大坂高等學校
- 浦和高等學校
- 福岡高等學校
- 靜岡高等學校
- 高知高等學校
- 姫路高等學校
- 廣島高等學校
- 富山藥學專門學校
- 熊本藥學專門學校
- 熊木高等工業學校
- 京都高等工藝學校
- 名古屋高等工業學校
- 桐生高等工業學校
- 米澤高等工業學校
- 廣島高等工業學校
- 橫濱高等工業學校
- 仙臺高等工業學校
- 金澤高等工業學校

- 明治專門學校
- 東京高等工藝學校
- 神戶高等工業學校
- 濱松高等工業學校
- 德島高等工業學校
- 長岡高等工業學校
- 福井高等工業學校
- 富製高等工業學校
- 秋田鐵山專門學校
- 東京高等商船學校
- 神戶高等商船學校
- 東京外國語學校
- 大阪外國語學校
- 東京高等商船學校
- 東京音樂學校
- 東京美術學校
- 東京盲學校
- 東京聾啞學校
- 第三條 女子高等師範學校ニ附屬高等女學校
- 第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク
- 校長
- 附屬小學校及附屬幼稚園ヲ置ク
- 校 長
- 教 授
- 生徒主事
- 助 教
- 書 記

生徒主事補  
前項職員ノ外文部省直轄諸學校職員定員令ノ定ムル所ニ依リ助手ヲ置クコトヲ得

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ受ケ校務ヲ掌理シ附屬職員ヲ監督ス

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教ハ勅任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事ハ奏任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事ハ當該學校ノ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒主事ハ校長ノ命ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條 書記ハ勅任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第十條ノ二 文部省直轄諸學校職員定員令ニ

於テ生徒主事補ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事補ハ勅任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事補ハ當該學校ノ勅任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

生徒主事補ハ上官ノ命ヲ承ケ生徒主事ノ職務ヲ助ク

第十條ノ三 助手ハ勅任トス教授又ハ助教ノ指揮ヲ承ケ授業及實驗ノ補助ニ従事ス

第十一條 第六條ニ掲クル職員ノ外女子高等師範學校ニ教諭助教諭訓導及保母ヲ置ク

教諭ハ奏任トシ助教諭訓導及保母ハ勅任トス

教諭及助教諭ハ附屬高等女學校ノ生徒ノ教育ヲ掌リ兼テ師範生徒ノ實地授業ヲ監督ス

訓導ハ附屬小學校生徒ノ授業ヲ掌リ兼テ師範生徒ノ實地授業ヲ監督ス

保母ハ附屬幼稚園幼兒ノ保育ヲ掌ル



令抄

明治三十五年三月廿八日勅令第九十九號、明治三十六年第五十六號ヨリ、昭和五年第九號マテ屢次改正

東京女子高等師範學校	校長	一人	教授	八人	主事	八人	助教	十二人	助教	十六人	訓導	六人	保母	二人	助手	八人	書記	一人	生徒	一人
------------	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

五 文部省直轄諸學校ノ名譽教授ニ關スル件

大正三年六月二十日勅令(第三百二十四號、昭和四年勅令第四百三十三號ヲ以テ改正)

高等師範學校又ハ文部省直轄諸學校ノ教育ニ付功勞顯著ナル者ニハ文部大臣ノ奏薦ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年勅令第四十三號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東京高等師範學校名譽教授タル者ハ本令ニ依リ東京高等師範學校名譽教

四 文部省直轄諸學校職員定員

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若クハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

授ノ名稱ヲ與ヘラレタルモノトス

六 帝國大學名譽教授及文部省直轄諸學校名譽教授ノ待遇ニ關スル件

大正四年八月十日勅令(第七十九號、昭和四年第四十四號ヲ以テ改正)

帝國大學名譽教授官立大學名譽教授高等師範學校名譽教授及文部省直轄諸學校名譽教授ハ勅任官ヲ以テ待遇ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七 奏任文官及判任文官ノ優遇ニ關スル件

大正十年五月廿一日勅令(第二百二十三號)

第一條 高等官官等俸給令別表第二表第一號第三表及第五表ニ依ル奏任文官ニシテ引續キ五年以上高等官三等ニ在職シ功績顯著ナ

ル者ハ特ニ之ヲ勅任官ノ待遇ト爲スコトヲ得但シ帝國大學教授官立大學教授行政裁判所評定官及高等官四等ヲ最高官等トスル奏任文官ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 判任文官ニシテ引續キ五年以上一級俸ヲ受ケテ在職シ事務熟練優等ナル者ハ特ニ之ヲ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ノ待遇相等官等ハ高等官六等以下トス

第一項ノ規定ニ依リ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ハ之ヲ主事ト稱ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

八 文部省直轄諸學校校長職務規程

大正二年六月二十三日文部省訓(令、大正八年、九年號外ヲ以テ改正)

第一條 校長ハ判任官ノ進退ヲ具狀シ及高等



官ノ進退ニ付意見ヲ具ヘテ文部大臣ニ稟申スルコトヲ得

第二條 校長事故アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ經テ高等官ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第三條 左ノ事項ハ校長之ヲ專行スヘシ但シ第六號及第八號ニ關シテハ處分後文部大臣ニ報告スヘシ

第一 教官ノ學科擔任及事務員ノ分課ヲ定ムル事

第二 規則ノ施行上必要ナル細則ヲ設クルコト

第三 俸給月額八十五圓以下ノ雇員ノ進退ニ關スルコト

第四 教官以下ノ内國各地出張ニ關スルコト

第五 教官以下ノ除服出仕請假ニ關スルコト

第六 講師ノ解囑及其ノ報酬減額ニ關スルコト

第七 經費中ノ目ヲ流用スルコト

第八 三日以内ノ臨時休業ヲ爲スコト

第四條 前條ニ掲ケタル事項ノ外文部大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ施行スヘシ

九 高等師範學校及女子高等師範學校生徒募集規程抄

(大正十五年八月二十七日)  
(文部省令第二十八號)

第二條 女子高等師範學校文科理科家事科及專修科ノ生徒ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ身體健全品行方正ニシテ出身學校長ノ推薦シタル者ニ就キ試験ノ上之ヲ選拔ス但シ第三號又ハ第四號ニ該當スル者ニ付テハ女子高等師範學校長ニ於テ出身學校長ノ推薦ニ代ル

ヘキ適當ノ方法ヲ定ムルコトヲ得

一 師範學校又ハ高等女學校ノ卒業者

二 專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付一般ノ專門學校入學ニ關シ修業年限四年以上ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トシテ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル學校ノ卒業者

三 前號ノ外專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

四 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

第三條 高等師範學校及女子高等師範學校ノ入學志願者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入學ヲ許サス

一 身體虛弱ナル者

二 精神機能ニ障礙アル者

三 急治ノ見込ナキ重症トラホームヲ患フル者又ハ眼鏡ヲ以テ〇五以上ニ矯正シ得サル視力障礙ヲ有スル者

四 高度ノ色神障礙ヲ有スル者

五 著シキ聽力障礙又ハ言語障礙ヲ有スル者

六 高度ノ脊柱彎曲著シキ畸形又ハ運動障礙ヲ有スル者

七 肺其ノ他ノ機關ニ結核性疾患アル者

八 癩ヲ患フル者

九 重症心臟疾患ヲ患フル者

一〇 惡性腫瘍腎臟疾患糖尿病又ハ重症貧血ニ罹リ急治ノ見込ナキ者

二 花柳病又ハ重症ヘルニアヲ患フル者

三 其ノ他修學上ニ妨アル持久性疾患又ハ異常ナル者若ハ他ニ感染ノ虞アル疾患アル者



第四條 高等師範學校長及女子高等師範學校長ハ必要ト認メタルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第一條及第二條ニ規定シタル事項ノ外生徒推薦ニ關スル條件ヲ定ムルコトヲ得

第五條 第一條及第二條ニ規定シタル選拔試驗ノ學科目及其ノ程度、期日、場所、募集人員、出願手續其ノ他必要ナル事項ハ當該學校長ニ於テ豫メ官報ヲ以テ公告ス

第六條 高等師範學校及女子高等師範學校生徒募集ニ關スル細則ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ當該學校長之ヲ定ム

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
高等師範學校生徒募集規則及女子高等師範學校生徒募集規則ハ之ヲ廢止ス

十 文部省直轄學校外國人特別入學規程 (明治三十四年十一月 文部省令第十五號)

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試驗ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試驗料、入學料及授業料ヲ徵收セサ

ルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ承ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

附則

第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス在學スル外國人ハ本令ニ依リ入學シタル者ト看做ス

第八條 明治三十三年文部省令第十一號文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢ス

十一 臺灣朝鮮人文部省直轄諸學校入學ハ外國人特別入學規程準用

文部省直轄學校外國人特別入學規定ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ入學ニ關シ

テハ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

十二 高等師範學校等卒業生服務規則

第一條 本令ハ高等師範學校、女子高等師範學校臨時教員養成所、東京美術學校、圖書師範科及東京音樂學校甲種師範科卒業生ニ適用ス

第二條 卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ左ノ期間引續キ教育ニ關スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

- 一 學費ノ支給ヲ受ケタル者ハ修業年限ノ一倍半ニ相當スル期間
  - 二 學費ノ支給ヲ受ケサル者ハ其ノ修業年限ノ二分ノ一ニ相當スル期間
- 前項ノ期間ハ二學科以上ヲ修メタル場合ニ於テハ通シテ八年ヲ超エス
- 第三條 卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ一年



間文部大臣ノ指定ニ從ヒ就職スルノ義務ヲ有ス但シ前條ノ義務一年未滿ナル場合ハ其ノ期間トス

一 學科ヲ卒業シタル者ニシテ更ニ他ノ學科ヲ卒業シタルモノニ在リテハ後ノ卒業證書受得ノ日ヨリ一年間前項ノ義務ヲ有ス

第四條 卒業者ニシテ特別ノ事情ニ依リ第二條ノ義務ヲ履行スルコト能ハサルモノハ其ノ理由ヲ具シ道府縣ニ奉職スル者ニ在リテハ地方長官其ノ他ノ者ニ在リテハ出身學校長ヲ經テ義務ノ猶豫又ハ免除ヲ文部大臣ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ出願シタル者アリタルトキハ地方長官又ハ學校長ハ事實ヲ審査シ意見ヲ付シテ願書ヲ進達スヘシ

第二條ノ義務ヲ猶豫又ハ免除シタル場合ニ於テハ第三條ノ義務ハ之ト同時ニ猶豫又ハ

免除セラレタルモノトス

第五條 卒業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリタルトキハ第一條ニ掲ケタル學校ノ學校長ニ於テ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ學費ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シテハ授業費及在學中支給セラレタル學費ノ支給ヲ受ケサル者ニ對シテハ授業費ヲ償還セシム但シ情狀ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

一 第二條又ハ第三條ノ義務ヲ履行セサル者

二 服務年限中懲戒免職又ハ免許狀被奪ノ處分ヲ受ケタル者

前項授業費ノ金額ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ

第六條 卒業者ニシテ服務年限中研究科專攻科又ハ帝國大學學部等ニ入學セムトスルモノアルトキハ時宜ニ依リ許可スルコトアル

ヘシ

第七條 卒業者ニシテ第四條ニ依リ其ノ義務ヲ猶豫セラレタルトキ又ハ前條ニ依リ研究科專攻科若ハ帝國大學學部等ニ入學シタルトキハ其ノ猶豫又ハ在學ノ期間ハ服務年數ニ算入セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ノ卒業者ニシテ未タ服務義務ヲ了ラサルモノノ服務年數ニ關シテハ本令ノ規定ニ依リ大正九年度以前ノ入學者ニシテ從前ノ規定ニ依リ服務義務ナキモノノ服務ハ仍從前ノ例ニ依ル

明治四十二年文部省令第二十五號高等師範學校卒業者服務規則同年文部省令第二十七號女子高等師範學校卒業者服務規則明治四十二年文部省令第二號東京美術學校圖書師範科卒業

者服務規則同年文部省令第三號東京音樂學校甲種師範科卒業者服務規則及明治四十五年文部省令第八號臨時教員養成所卒業者服務規則ハ之ヲ廢ス

十三 行幸啓ノ節學生生徒敬禮

方抄 (明治四十三年八月廿六日文部省訓令第十八號、明治四十四年第十一號、大正五年第五號ヲ以テ改正)

二 武裝セサル場合(女生徒ヲ含ム)

學校長及職員ハ全列ノ右翼ニ指揮官ハ各組ノ右翼ニ位置シ前驅ノ見エタルトキ氣ヲ付ケテ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車カ指揮者ノ前ニ達シタルトキ禮ノ號令ニテ敬禮セシメ禮ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈シ御車ニ注目セシム直レノ號令ニテ元ノ姿勢ニ復セシム

御車カ組ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス



# 第五 規則

## 一 東京女子高等師範學校規則

### 第一章 本科

#### 第一節 總則

- 第一條 本校ハ女子師範學校師範學校女子部及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成シ兼テ普通教育及幼兒保育ノ方法ヲ研究スルヲ以テ目的トス
- 第二條 學科ヲ分チテ文科理科家事科トス
- 第三條 各學科ノ修業年限ハ四箇年トス
- 第四條 生徒ノ定員ハ凡四百五十人トス
- 第五條 文科ノ學科目ハ修身教育國語漢文歷史地理外國語音樂體操トス
- 第六條 理科ノ學科目ハ修身教育數學物理化學

學植物動物生理及衛生礦物及地質外國語音樂體操トス

第七條 家事科ノ學科目ハ修身教育家事裁縫理科圖畫手藝外國語音樂體操トス

第八條 各學科ノ學科目中音樂ハ學習困難ナリト認メタル生徒ニハ之ヲ課セサルコトアルヘシ

第九條 文科ノ各學科目ノ程度ハ左ノ如シ

- 修身 修養論 教育ニ關スル勅語戊申詔書及國民精神作典ニ關スル詔書ノ述義 國民道徳論 倫理學 法制及經濟 作法
- 教育 心理學 論理學 教育學 教育史 教授

法 保育法 教育法令及學校管理法 學校衛生 教育實習

國語 講讀 習字 文法 作文 作歌 文學史 文學概論 國語學概論 言語學概論

漢文 講讀 復文

歷史 日本史 東洋史 西洋史

地理 地理學通論 日本地誌 外國地誌 實習 外國語(英語) 講讀 文法 作文

音樂 單音唱歌 重音唱歌

體操 遊戯及競技 教練 體育概論

第十條 理科ノ各學科目ノ程度ハ左ノ如シ

修身 教育

文科ニ準ス

數學 算術 代數 幾何 三角法 解析幾何 微分積分 數學雜論 演習

物理 力學 物性 音響學 熱學 光學 電氣 磁氣學 實驗

化學 無機化學 有機化學 理論化學大意 實驗

植物 形態 組織及細胞 生理 遺傳 分類 生態 生物學史 應用 園藝 實驗

動物 分類 形態 組織 發生 生理 生態 應用 實驗

生理及衛生 營養生理 運動生理 神經生理 衛生學 通論

礦物及地質 礦物通論 礦物各論 地殼ノ構造及發達

實驗  
外國語英語  
音樂  
體操  
文科ニ準ス

第十一條 家事科ノ各學科目ノ程度ハ左ノ如シ

家事 織維及織物 衣類整理法 食物及營養  
料理法 住居 養老 育兒 看護 家事  
經濟 家計簿記 家事概論  
理科 生物學 物理學 化學 生理及衛生 園藝  
藝 實驗  
裁縫 洋服裁縫 洋服裁縫  
圖畫

自在畫 考案畫  
手藝 編物 刺繡  
外國語英語  
音樂  
體操  
文科ニ準ス

第十二條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
外國語	三	三	三	三
地理	四	四	四	四
歷史	五	五	五	五
漢文	三	三	三	三
國語	七	七	七	七
教育	二	二	二	二
修身	二	二	二	二
計	三二	三二	三二	三二

音樂  
體操  
計

第三學年 第四學年ノ國語四(六)ト歴史二(三)及地理二(三)トハ生徒ヲシテ其一ヲ選修セシム

第三學年 第四學年ノ英語各一(ハ)隨意科目トス

第十三條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
音樂	二	二	二	二
體操	三	三	三	三
計	三二	三二	三二	三二

礦物及地質  
外國語  
音樂  
體操  
計

第三學年 第四學年ノ數學(六)(一)ト物理(二)(七)及化學(三)(六)ト植物(三)(七)及動物(三)(六)トハ生徒ヲシテ其一ヲ選修セシム

物理及化學ヲ選修スル者ニ對シテハ第三學年ノ礦物及地質(一)ヲ必修セシム

第三學年 第四學年ノ英語各一(ハ)隨意科目トス

第十四條 家事科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
家事	二	二	二	二
教育	二	二	二	二
修身	二	二	二	二
計	三二	三二	三二	三二

規則

四三

四二



裁縫	七	七	(四)五	(五)五	一
理科	六	六	四	一	一
圖畫	二	一	一	一	一
手藝	二	二	一	一	一
外國語	三	三	三	三	一
音樂	二	二	一	一	一
體操	三	三	三	三	一
計	三三	三三	CHILD CHILD CHILD CHILD	三〇	一

第三學年、第四學年ノ家事四(五)ト裁縫四(五)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選修セシム

第三學年、第四學年ノ英語各(一)ハ隨意科目トス

第三節 學年學期及休業日

第十五條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第十六條 學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至リ第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日

ニ至リ第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十七條 休業日ハ左ノ如シ

春季休業 四月一日ヨリ同十日ニ至ル日曜日

天皇節 四月二十九日

皇太后陛下御誕辰 六月二十五日

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

秋季皇靈祭 秋分日

神嘗祭 十月十七日

明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日

開校記念日 十一月二十九日

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日

春季皇靈祭 春分日

第四節 入學在學休業及退學

第十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十九條 本校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ニ該當スルモノタルヘシ

一 身體健全品行方正ニシテ教員タルニ適當ナリト認ムル者

二 左ノ資格ノ一ヲ有スル者但(一)又ハ(二)ノ學校ニ在學スル者ニシテ當該學校長ニ於テ本校ノ入學期以前ニ卒業スヘシト認メタル者ハ當該學校ノ卒業者ニ準スルコトヲ得

(一) 師範學校又ハ高等女學校ノ卒業者

(二) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付一般ノ專門學校入學ニ關シ修業

年限四年以上ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トシテ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル學校ノ卒業者

(三) 前號ノ外專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

(四) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

三 年齢十六年以上二十二年未滿ニシテ夫ヲ有セサル者

第二十條 前條第二號ノ(一)又ハ(二)ニ該當スル入學志願者ハ出身學校長又ハ當該學校長ノ推薦ヲ要ス

出身學校長又ハ當該學校長ニ於テ入學志願者ヲ推薦スルトキハ推薦書ニ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願者ノ入學志願票履歷書學業成績調査人物考定書身體檢查書及寫眞ヲ



添付シ指定ノ期間内ニ差出スヘシ  
 第二十一條 第十九條第二號ノ(三)又ハ(四)ニ該當スル入學志願者ハ直接本人ニ於テ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願票履歷書身體検査書及寫眞ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ  
 第二十二條 入學志願者ニシテ現ニ官公ノ職務ニ在ル者又ハ服務義務ヲ有スル者ハ第二十條又ハ第二十一條ニ掲記セル書類ノ外本屬長官ノ承認書ヲ添付スルヲ要ス  
 第二十三條 入學志願者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入學ヲ許可セス  
 一 身體虛弱ナル者  
 二 精神機能ニ障礙アル者  
 三 急治ノ見込ナキ重症トシテホトモヲ患フル者又ハ眼鏡ヲ以テ〇五以上ニ矯正シ得サル視力障礙ヲ有スル者  
 四 高度ノ色神障礙ヲ有スル者

五 著シキ聽力障礙又ハ言語障礙ヲ有スル者  
 六 高度ノ脊柱彎曲著シキ畸形又ハ運動障礙ヲ有スル者  
 七 肺其ノ他ノ機關ニ結核性疾患アル者  
 八 癩ヲ患フル者  
 九 重症心臟疾患ヲ患フル者  
 〇 悪性腫瘍腎臟疾患糖尿病又ハ重症貧血ニ罹リ急治ノ見込ナキ者  
 二 花柳病又ハ重症ヘルニアヲ患フル者  
 三 其ノ他修學上ニ妨アル持久性疾患又ハ異常アル者若クハ他ニ感染ノ虞アル疾患アル者  
 第二十四條 入學志願者ハ入學檢定料金參圖ヲ所定ノ期間内ニ納付スヘシ  
 既納ノ檢定料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス  
 第二十五條 入學志願者ニ對シ選抜試験及第

一次身體検査ヲ行フ但第一次身體検査ハ選抜試験ノ施行ヲ他ニ委託セル場合ニ於テハ之ヲ行ハサルコトアルヘシ  
 前項ニ依リ入學志願者ニ就キ入學候補者ヲ選拔ス  
 選抜試験ノ科目及其ノ程度期日場所募集人員其ノ他必要ナル事項ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス  
 第二十六條 入學候補者ハ指定ノ期間内ニ戶籍謄本ヲ差出スヘシ  
 第二十七條 入學候補者ニ對シ第二次身體検査及口頭試問ヲ行フ但第一次身體検査ヲ行ハサル入學候補者ノ身體検査ハ第一次及第二次ヲ併セ之ヲ行フ  
 前項ニ依リ入學候補者ニ就キ入學者ヲ選拔ス  
 第二十八條 入學者ハ別ニ定ムル様式ニ依ル誓書ヲ差出スヘシ

第二十九條 入學者ハ保證人ヲ届出ツヘシ  
 保證人ハ父兄之ニ當リ生徒ノ身上ニ關スル一切ノ事件ヲ引受クヘキモノトス但本文ニ該當スル者ナキトキハ他ノ尊族又ハ後見人ニ就キ之ヲ定ムヘシ  
 第三十條 保證人東京市内又ハ其ノ附近ニ居住セサルトキハ別ニ代理保證人ヲ定ムヘシ  
 代理保證人ハ東京市内又ハ其ノ附近ニ居住スル丁年以上ノ親族又ハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニシテ本校ノ要求スル場合ニ於テ保證人ノ義務ヲ代理スヘキモノトス  
 代理保證人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ替ヘシムルコトアルヘシ  
 第三十一條 保證人又ハ代理保證人ハ別ニ定ムル様式ニ依ル保證書ヲ差出スヘシ  
 第三十二條 生徒ノ學費ハ總テ私費トス但別ニ定ムル所ノ規程ニ依リ學費ヲ補給スルコ



トアルヘシ

第三十三條 在學中懲戒ニ依リ退學ヲ命セラレタル者及自己ノ便宜ニ依リ退學ヲ許可セラレタル者ハ授業費及補給ノ學資ヲ償還スヘシ但文部大臣ヨリ其ノ全部又ハ一部ヲ免除セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 引續キ二箇月以上課業ヲ缺キ又ハ缺クヘシト認メタル者ニハ一箇年以内休學ヲ命ス但時宜ニ依リ本文ニ依ラサルコトアルヘシ

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當セリト認メタル者ニハ退學ヲ命ス

一 疾病ニ罹リ勉學ニ堪ヘサル者

二 學業進マズシテ成業ノ目途立タサル者

三 二回同一學年ニ止レル者

四 品行修ラサル者

五 本校教育ノ趣旨ニ適セサル者

第三十五條ノ二 前條第一號ニ依リ退學シタル者退學シタル時ヨリ一箇年以内ニ於テ再ヒ入學ヲ志願スルトキハ其ノ身體ヲ検査シタル上同一學年以下ニ限リ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十六條 生徒ハ學校長ノ許可ヲ經ルニアラサレハ他ノ學校ニ入學ノ志願ヲナスコトヲ得ス

第五節 成績考査修了及卒業

第三十七條 學業成績ハ評點ヲ以テ之ヲ表示ス

第三十八條 各學科目ハ之ヲ一ノ評點科目トス但每週教授時數ヲ顧慮シ之ヲ二以上ノ評點科目ニ分ツコトアルヘシ

教育中教育實習ハ之ヲ二ノ評點科目ト看做ス

各評點科目ノ評點ハ一百ヲ以テ最高トス

第三十九條 學期成績評點ハ各評點科目ニ就キ平素ノ學業ノ成績又ハ試験及平素ノ學業

ノ成績ヲ考査シ且勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第四十條 學年成績評點ハ各評點科目ニ就キ各學期成績評點ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム但第四學年ニ於テハ第一學期及第二學期成績評點ノ和ヲ二除シタルモノヲ以テ其ノ學年成績ト看做ス

第四十一條 卒業成績評點ハ各學年ノ平均成績評點ノ和ヲ四除シタルモノヲ八倍シ之ニ教育實習ノ成績評點ヲ加ヘ十除シテ之ヲ定ム

第四十二條 各學年ノ課程ノ修了ハ各學年成績評點全課程ノ卒業ハ卒業成績評點ニ依リ之ヲ認定ス

第四十三條 全課程ヲ卒業シタル者ニ對シテハ卒業證書ヲ授與ス

卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

右者本校何科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス

年 月 日 東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某印

番 號

第四十四條 一箇年以上ノ課程ヲ履修セル生徒ニハ其ノ學業成績ヲ顧慮シ規定ノ學科目中ノ一科目又ハ數科目ヲ課セサルコトアルヘシ

前項ニ該當スル者ニ授與スヘキ卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

右者本校何科何又ハ何ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス

年 月 日 東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某印

番 號

規則



第六節 教育實習

第四十五條 第四學年第三學期ニ於テ各學科生徒ヲシテ附屬學校幼稚園ニ於テ教育實習ニ從事セシム

教育實習ニ從事スル生徒ヲ教生ト稱ス

第四十六條 教生ハ教育實習中附屬學校幼稚園主事ノ指揮監督ヲ受ク

第四十七條 附屬學校幼稚園主事ハ教育實習細則ヲ定メ學校長ノ認可ヲ受クヘシ

第二章 研究科

第四十八條 各學科ノ學科目中一科目又ハ數科目ヲ專攻セムトスル者ノ爲ニ研究科ヲ置ク

第四十九條 研究科ノ修業年限ハ一箇年以上二箇年以下トス

第五十條 研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本校卒業者又ハ試験ニ依リ之ト同等以上ノ

學力ヲ有スト認メタル者タルヘシ

第五十一條 研究科ニ入學セムトスル者ハ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願票履歷書及身體検査書ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ但本校卒業後直ニ入學セムトスル者ニ在リテハ身體検査書ヲ要セス

第五十二條 入學志願者ノ學力人物及研究學科目等ヲ考查シ適當ト認メタルトキハ教授設備ニ差支ナキ場合ニ限り入學ヲ許可ス

第五十三條 第十五條乃至第十七條第二十二條乃至第二十四條第二十八條乃至第三十三條第三十五條第三十六條ハ之ヲ研究科生徒ニ適用ス

第五十四條 研究科生徒ハ學校長ノ指定スル指導教官ニ就キ研究ニ從事スヘシ

第五十五條 研究科生徒ハ修業期間ノ終ニ於テ研究報告ヲ差出スヘシ

第五十六條 前條ノ報告書ヲ審査シ合格ト認メタルトキハ修了證書ヲ授與ス

第三章 専修科

第五十七條 女子師範學校師範學校女子部高等女學校教員ノ缺乏ヲ充ス爲ニ特別ノ必要アル場合ニ於テハ専修科ヲ置クコトアルヘシ

第五十八條 専修科ノ學科目及其ノ程度並修業年限募集人員等ハ其ノ都度之ヲ定ム

第五十九條 第十五條乃至第三十三條第三十五條乃至第四十二條第四十五條第四十六條ハ専修科生徒ニ適用又ハ準用ス

第六十條 全課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

右者當校何々専修科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス

年 月 日

東京女子高等師範學校長位勲學位爵何某

番 號

第四章 選科生

第六十一條 女子師範學校師範學校女子部高等女學校教員タルノ志望ヲ有スル女子ニシテ各學科ノ學科目中一科目若クハ數科目ヲ選ヒテ學修セムトスル者アルトキハ教授上差支ナキ場合ニ限り選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第六十二條 選科生ニハ何等ノ科目ヲ選フニ拘ラス修身及教育ヲ兼修セシム

第六十三條 選科生トシテ入學スルコトヲ得ル者ハ品行方正身體健全ニシテ所選科目ノ學修ニ堪フト認メタル者タルヘシ

卒業證書

校印

族 籍

何 籍

年 月 日 某 日生



第六十四條 選科生トシテ入學セムトスル者ハ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願票履歷書ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ

第六十五條 選科生ノ在學期間ハ四箇年トス但特別ノ事情アルトキハ本文ノ期間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第六十六條 第五條乃至第七條第十五條乃至第四十二條第四十五條第四十六條ハ之ヲ選科生ニ適用又ハ準用ス

第六十七條 選科生ノ授業料ハ一箇年五拾五圓トス

授業料ハ始業日後七日以内ニ於テ其ノ學年分ヲ完納スルカ又ハ其ノ學期分若ハ月分ヲ分納スヘシ其ノ月分ヲ納付スル場合ニハ八月分ヲ納付スルヲ要セス

每學期又ハ毎月分納スル場合ニ於ケル其ノ學期分又ハ其ノ月分ノ授業料額ハ左ノ通之

ヲ定ム

第一學期 各金貳拾圓

第二學期 金拾五圓

第三學期 金五圓

第六十八條 既納ノ授業料ハ如何ナル事情アルモ之ヲ返付セス但臨時休業全月ニ亙ルトキハ其ノ月分ニ相當スル金額ヲ返付ス

授業料ノ滯納二箇月以上ニ亙ル者ハ出席ヲ停メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第六十九條 所選科目ノ課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

卒業證書

族籍 何籍

年 月 日 某 某

右者當校何科中何々選科生トシテ成規ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證書ス

年 月 日

東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某

附 則

第七十條 本規則ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス但現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ各學科目ノ程度及每週教授時數ハ從前ノ規程ヲ參酌シテ之ヲ定ム

二 東京女子高等師範學校保育

實習科規則

第一條 幼稚園保母タラムトスル志望ヲ以テ保育ノ方法ヲ實習セムトスル者ノ爲ニ保育實習科ヲ設ク

第二條 保育實習科ノ修業期限ハ一箇年トス

第三條 保育實習科生徒ノ定員ハ凡二十人トス

第四條 保育實習科ノ學科目ハ修身教育保育理科圖書手工音樂體操トス

第五條 各學科目ノ程度ハ左ノ如シ

修身 生徒心得 道德要領

教育 教育學 兒童心理 教授法及管理法ノ大要

保育 育兒法 保育法 乳兒幼兒保護事業概要 保育實習

理科 自然研究 植物栽培 動物飼育

圖書 自在畫 考案畫

手工 紙細工 粘土細工 きびから細工 簡易ナル木工

音樂 單音唱歌 重音唱歌 樂器使用練習

體操 體操 遊戲及競技

第六條 各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依



學科目	每週教授時數	圖畫	二
修身	一	手工	二
教育	三	音樂	三
保育	一〇四	體操	二
理科	三	計	三〇

第七條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第八條 學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至リ  
第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至リ  
第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第九條 休業日ハ左ノ如シ

春季休業 四月一日ヨリ同十日ニ至ル  
日曜日  
天長節 四月二十九日

皇太后陛下御誕辰 六月二十五日

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

秋季皇靈祭 秋分日

神嘗祭 十月十七日

明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日

開校記念日 十一月二十九日

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日

春季皇靈祭 春分日

第十條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十一條 保育實習科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ニ該當スルモノタルヘシ

一 身體健全品行方正ニシテ保姆タルニ適當ナリト認ムル者

二 左ノ資格ノ一ヲ有スル者但シ又ハ(二)ノ學校ニ在學スル者ニシテ當該學校長ニ於テ本校ノ入學期以前ニ卒業スヘシト認メタル者ハ當該學校ノ卒業者ニ準スルコトヲ得

(一) 師範學校又ハ高等女學校ノ卒業者

(二) 專門學校入學者檢定期程ニ依リ卒業者ニ付一般ノ專門學校入學ニ關シ修業年限四年以上ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トシテ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル學校ノ卒業者

(三) 前號ノ外專門學校入學者檢定期程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

(四) 專門學校入學者檢定期程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

三 年齢十六年以上ニシテ夫ヲ有セサル者

第十二條 前條第二號ノ(一)又ハ(二)ニ該當スル入學志願者ハ出身學校長又ハ當該學校長ノ推薦ヲ要ス出身學校長又ハ當該學校長ニ於テ入學志願者ヲ推薦スルトキハ推薦書ニ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願者ノ入學志願票履歷書學業成績調査人物考定書身體検査書及戸籍謄本並寫眞ヲ添付シ指定ノ期間内ニ差出スヘシ

第十三條 第十一條第二號ノ(三)又ハ(四)ニ該當スル入學志願者ハ直接本人ニ於テ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願票履歷書身體検査書及戸籍謄本並寫眞ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ

第十四條 入學志願者ニシテ現ニ官公ノ職務ニ在ル者又ハ服務義務ヲ有スル者ハ第十二條又ハ第十三條ニ掲記セル書類ノ外本局長官ノ承認書ヲ添付スルヲ要ス



第十五條 入學志願者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入學ヲ許可セス

- 一 身體虛弱ナル者
- 二 精神機能ニ障礙有ル者
- 三 急治ノ見込ナキ重症トラホームヲ患フル者又ハ眼鏡ヲ以テ〇五以上ニ矯正シ得サル視力障礙ヲ有スル者
- 四 高度ノ色神障礙ヲ有スル者
- 五 著シキ聽力障礙又ハ言語障礙ヲ有スル者
- 六 高度ノ脊柱彎曲著シキ畸形又ハ運動障礙ヲ有スル者
- 七 肺其ノ他ノ機關ニ結核性疾患アル者
- 八 癩ヲ患フル者
- 九 重症心臟疾患ヲ患フル者
- 一〇 悪性腫瘍腎臟疾患糖尿病又ハ重症貧血ニ罹リ急治ノ見込ナキ者

- 二 花柳病又ハ重症ヘルニアヲ患フル者
- 三 其ノ他修學上ニ妨アル持久性疾患又ハ異常アル者若ハ他ニ感染ノ虞アル疾患アル者

第十六條 入學志願者ハ入學檢定料金參圓ヲ所定ノ期間内ニ納付スヘシ

既納ノ檢定料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス

第十七條 入學志願者ニ對シ選抜試驗身體検査及口頭試問ヲ行ヒ入學者ヲ選抜ス

選抜試驗ノ科目及其ノ程度期日募集人員其ノ他必要ナル事項ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十八條 入學者ハ別ニ定ムル様式ニ依ル誓書ヲ差出スヘシ

第十九條 入學者ハ保證人ヲ届出ツヘシ

保證人ハ父兄之ニ當リ生徒ノ身上ニ關スル

一切ノ事件ヲ引受クヘキモノトス但本文ニ該當スル者ナキトキハ他ノ尊屬又ハ後見人ニ就キ之ヲ定ムヘシ

第二十條 保證人東京市内又ハ其ノ附近ニ居住セザルトキハ別ニ代理保證人ヲ定ムヘシ

代理保證人ハ東京市内又ハ其ノ附近ニ居住スル丁年以上ノ親族又ハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニシテ本校ノ要求スル場合ニ於テ保證人ノ義務ヲ代理スヘキモノトス

代理保證人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ替ヘシムルコトアルヘシ

第二十一條 保證人又ハ代理保證人ハ別ニ定ムル様式ニ依ル保證書ヲ差出スヘシ

第二十二條 己ムヲ得サル事故ニ依リ退學セムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人ノ逆著ヲ以テ願出ツヘシ但疾病ノタメニ退學セムトスルトキハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添

付スヘシ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當セリト認メタル者ニハ退學ヲ命ス

- 一 疾病ニ罹リ勉學ニ堪ヘサル者
- 二 學業進マズシテ成業ノ目途立タサル者
- 三 品行修ラサル者
- 四 本校教育ノ趣旨ニ適セサル者

第二十四條 授業料ハ一箇年金五拾五圓トス

前項ノ授業料ハ缺席ノタメニ之ヲ免除スルコトナシ

第二十五條 生徒ハ指定ノ期間内ニ於テ其ノ學年分學期分又ハ月分ノ授業料ヲ納付スヘシ但毎月其ノ月分ヲ納付スル場合ニハ八月分ヲ納付スルヲ要セス各學期分又ハ毎月分ノ授業料額ハ左ノ通之ヲ定ム

第一學期 第二學期 各金貳拾圓

第三學期 金拾五圓



每月 金五圓

第二十六條 既納授業料ハ之ヲ還付セス但臨時休業全月ニ亘ルトキハ其ノ月分ニ相當スル金額ヲ還付ス

授業料ノ忘納ニ箇月ニ亘ル者ニハ出席ヲ停メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第二十七條 所定ノ課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

卒業證書

校印

族籍 何籍

年 月 日 某

日生

右者當校保育實習科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ

因テ茲ニ之ヲ證書ス

年 月 日

東京女子高等師範學校長位勳學位何某

三 東京女子高等師範學校附屬高等女學校規則

第一章 總則

第一條 附屬高等女學校ハ女子高等普通教育ノ方法ヲ研究シ本校生徒ヲシテ之ヲ練習セシムル所トス

第二條 附屬高等女學校ニ本科專攻科ヲ置ク

第三條 附屬高等女學校ノ修業年限ハ本科ニ在リテハ五箇年專攻科ニ在リテハ三箇年トス

第四條 附屬高等女學校本科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス

附屬高等女學校專攻科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス

第五條 附屬高等女學校ノ生徒定員ハ本科ニ在リテハ凡五百名專攻科ニ在リテハ凡五百五十名トス

第二章 學科課程

第六條 本科ノ學科目ハ修身、國語、外國語、英語、歷史、地理、數學、理科、圖畫、家事、教育、裁縫、音樂、體操トス但第五學年ノ圖畫、音樂ハ隨意科目トス

第七條 專攻科ノ國語部及家事部ニ分ツ

國語部ノ學科目ハ修身、國語、漢文、心理及論理、教育及美學、英語、歷史、地理、法制及經濟、體操、習字トス但習字ハ隨意科目トス

家事部ノ學科目ハ修身、家事、理科、數學、裁縫及手藝、圖畫、心理及論理、教育及美學、國語、法制及經濟、體操トス

第八條 削除

第九條 本科ノ各學科目ノ教授事項及每週教授時數ハ左表ニ依ル但夏季休業ノ前後各二週間以内ハ十八時迄第三學期中ハ二十八時

迄每週教授時數ヲ減スルコトアルヘシ

學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	一 生活、道徳、心領	二 道徳、心領	一 道徳、心領	一 同上	二 道徳、心領
國語	六 講義、讀文、習字	六 同上	六 講義、讀文、習字	五 講義、讀文	四 講義、讀文
外國語	五 聽方、講義、讀文、習字	五 同上	四 聽方、講義、讀文	四 同上	四 同上
歷史	三 日本史	同上	三 外國史	同上	二 日本及外國近世史
地理	三 日本地理	三 外國地理	同上	二 地理概説	二 地理概説
數學	三 算術	三 代數	四 同上	四 同上	三 幾何、三角、代數、統計
理科	二 植物、動物	二 生理、物理	四 生理、物理、化學	三 物理、化學	三 物理、化學
圖畫	一 寫生、畫案、畫	同上	同上	同上	(二) 寫生、畫案、畫、幾何、畫



家事	二 住衣、食 四 家事、經濟	教育	(二) 保育法	裁縫	三 同上 三 同上 四 同上	音樂	二 歌、音唱 二 歌、音唱 一 同上 (二) 同上	體操	三 同上 三 同上 三 同上	計	(三)元
----	-------------------	----	---------	----	----------------------	----	------------------------------------	----	----------------------	---	------

第五學年ノ外國語(英語四ハ之ヲニ減スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ教育ニヲ必修セシム  
第五學年ノ圖畫(音樂ニハ之ヲ隨意科目トシ之ヲ學習スル生徒ハ其ノ一ヲ選フモノト

第十條 專攻科各部ノ各學科目ノ教授事項及每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一 修養論	一 國民道德	一 倫理
國語	三 講讀、作文 作歌、文法	三 講讀、作文、文學史、國語學	三 講讀、作文、作歌、文學史、國語學
漢文	三 講讀	四 同上	四 講讀、復文
心理及論理	二 心理	二 心理、論理	
教育及美學			四 教育學、美學
英語	三 講讀、文法	三 同上	三 同上
歷史	三 日本史	二 外國史	二 外國史
地理	二 自然地理 人文地理	二 人文地理	
法制及經濟		二 經濟大意	二 法制大意
體操	二 體操、技藝 遊戯及競技	二 同上	二 同上
習字	(一)	(一)	(一)

計	(元)六	(元)六	(元)六
家事部			
學科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一 修養論	一 國民道德	一 倫理
家事	五 衣、食	六 住、家庭經濟	七 家庭衛生、家庭教育、食
理科	四 生理及衛生	六 生物及圖論	四 生物、物理
數學	三 數學雜論		
裁縫及手藝	七 和服裁縫、洋服裁縫、手藝	七 同上	七 同上
圖畫	二 幾何畫	一 同上	
心理及論理	二 心理	二 心理、論理	
教育及美學			四 教育學、美學
國語	三 講讀、作文	二 同上	二 同上
法制及經濟		二 經濟大意	二 法制大意
體操	二 體操、技藝 遊戯及競技	二 同上	二 同上
計	(元)六	(元)六	(元)六

第十一條 削除

第十三條 學年學期及休業日  
 第十二條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル  
 第十三條 學年ヲ分チテ三學期トス  
 第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至リ  
 第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至リ  
 第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十四條 休業日ハ左ノ如シ  
 春季休業 本科ハ四月一日ヨリ四月七日ニ至リ專攻科ハ四月一日ヨリ四月十日ニ至ル  
 日曜 日  
 天長節 四月二十九日  
 皇太后陛下御壽辰 六月二十五日  
 夏季休業 本科ハ七月二十一日ヨリ八月



月三十一日ニ至リ專攻科ハ  
七月十一日ヨリ九月十日ニ  
至ル

秋季皇靈祭 秋分日  
神嘗祭 十月十七日  
明治節 十一月三日  
新嘗祭 十一月二十三日  
開校記念日 十一月二十九日  
冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一  
月七日ニ至ル

紀元節 二月十一日  
皇后陛下御誕辰 三月六日  
春季皇靈祭 春分日

第四章 入學在學休學及退學

第十五條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年  
ノ始ヨリ三十日以内トス

第十六條 入學志願者ハ別ニ定ムル志願票ニ

所要事項ヲ記入シ檢定料金五圓ヲ添ヘ指定  
ノ期間内ニ之ヲ差出スヘシ但本校附屬小學  
校第一部卒業者ニシテ引續キ本科ニ入學セ  
ムトスル者ハ檢定料ヲ要セス

既納ノ檢定料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付  
セス

第十七條 入學ヲ許可スヘキ者ハ入學志願者  
中學力及身體ノ検査ニ合格シタル者ニ就キ  
之ヲ選定ス

第十八條 願ニ依リ退學シタル者一箇年以内  
ニ入學ヲ願出ツルトキハ同一學年以下ニ限  
リ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第十九條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ指定ノ期  
限迄ニ入學料金參圓ヲ納付スヘシ但本科卒  
業者ニシテ引續キ專攻科ニ入學スル者前條  
ニ依リ入學スル者ハ此ノ限ニ在ラス

既納ノ入學料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付

セス

第二十條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ其ノ保護  
者ヲ届出ツヘシ

保護者ハ父兄之ニ當リ在學中學校ト協定シ  
テ生徒ノ監督指導ニ任スヘキモノトス但本  
文ニ該當スル者ナキトキハ他ノ尊屬又ハ後  
見人ニ就キ之ヲ定ムヘシ

第二十一條 保護者東京市又ハ其ノ附近ニ居  
住セザルトキハ別ニ代理者ヲ定メ届出ツヘ  
シ

代理者ハ東京市又ハ其ノ附近ニ居住スル丁  
年以上ノ親族又ハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニシ  
テ保護者ノ責務ヲ遂行スルニ足ル者タルヲ  
要ス

第二十二條 保護者又ハ代理者ノ住所等ニ變  
更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ

第二十三條 保護者又ハ代理者死去若ハ他ノ

事故ニ由リ其ノ義務ヲ盡ス能ハサルニ至ル  
トキハ他人ヲ以テ之ニ代ヘ直ニ届出ツヘシ

第二十四條 疾病其ノ他ノ已ムヲ得サル事由  
ニ由リ缺席缺課遲參又ハ早退スルトキハ其  
ノ日時及事由ヲ記シ保護者又ハ代理者ヨリ  
届出ツヘシ

第二十五條 已ムヲ得サル事故ニ由リ二箇月  
以上課業ニ就ク能ハサル見込ノ者ニ對シテ  
ハ當該學年間ニ限リ休學ヲ許可スルコトアル  
ヘシ

休學セムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保護  
者ヨリ願出ツヘシ但疾病ノ爲ニ休學セムト  
スルトキハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添附スヘ  
シ

第二十六條 已ムヲ得サル事故ニ由リ退學セ  
ムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保護者ヨリ  
願出ツヘシ但疾病ノ爲ニ退學セムトスルト



キハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添附スヘシ  
第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ  
退學ヲ命ス

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メ  
タル者

二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メ  
タル者

三 引續キ一箇年以上缺席シタル者

四 正當ノ事由ナク引續キ一箇月以上缺席  
シタル者

五 前各號ノ外本校教育ノ趣旨ニ適セスト  
認メタル者

第五章 成績考查修了及卒業  
第二十八條 各學期ノ終ニ於テ其ノ學期間ニ  
於ケル生徒ノ學業成績ヲ考查シ各學年ノ終  
ニ於テ其ノ各學期ノ學業成績ニ依リ其ノ學  
年ノ課程ノ修了ヲ認定ス

最終學年ノ課程ヲ終了シタル者ハ全課程ヲ  
卒ヘタルモノトス  
第二十九條 全課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證  
書ヲ授與ス

卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム  
第一様式(本科)

卒業證書	族籍
何籍	年 月 日 某
印校	右者當校附屬高等女學校本科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘ タリ因テ茲ニ之ヲ證ス
年 月 日	東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某
番 號	

卒業證書	族籍
何籍	年 月 日 某
印校	右者當校附屬高等女學校專攻科何部ノ課程ヲ履修シ其ノ業 ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス
年 月 日	東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某
番 號	

第六章 授業料

第三十條 授業料ハ一學年ニ就キ本科ニ在リ  
テハ金四拾九圓五拾錢專攻科ニ在リテハ金  
五拾五圓トス

第三十一條 保護者ハ指定ノ期間内ニ於テ其  
ノ學年分學期分又ハ月分ノ授業料ヲ納付ス  
ヘシ但毎月其ノ月分ヲ納付スル場合ニハ八  
月分ヲ納付スルヲ要セス  
每學期又ハ毎月納付スル場合ニ於ケル其ノ  
學期分又ハ其ノ月分ノ授業料額ハ左ノ通之  
ヲ定ム

學期、月	本 科	專 攻 科
第一學期、第二學期	各金 拾 八 圓	各金 貳 拾 圓
第三 學 期	金 拾 參 圓 五 拾 錢	金 拾 五 圓
每 月	金 四 圓 五 拾 錢	金 五 圓

第三十二條 既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス但

臨時休業全月ニ亙ルトキハ其ノ月分ニ相當  
スル全額ヲ返付ス

授業料ノ滞納ニ亙ル者ニハ出席ヲ停  
メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第三十三條 授業料ハ缺席休學等ノ爲ニ之ヲ  
免除スルコトナシ

附 則

第三十四條 本則ハ昭和二年九月一日ヨリ之  
ヲ施行ス但現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ各  
學科目ノ教授事項及每週教授時數ハ従前ノ  
規程ヲ參酌シテ之ヲ定ム

昭和三年十二月十日改正規則附則  
第三十五條 本則ハ昭和四年四月一日ヨリ之  
ヲ施行ス但現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ學  
科目及其ノ教授事項每週教授時數ニ關シテ  
ハ其ノ生徒ノ卒業スルニ至ル迄仍従前ノ例  
ニ準ス



四 東京女子高等師範學校附屬

小學校規則(本規則中第三部ニ關スルモノハ試ニ施行シツ、アルモノナリ)

第一條 附屬小學校ハ普通教育ノ方法ノ研究ニ資シ本校生徒ヲシテ教育ノ方法ヲ練習セシムル所トス

第二條 附屬小學校ヲ第一部第二部第三部トス

第三條 第一部ハ單式學級ニ編制セル女兒ノ尋常小學校ニシテ附屬高等女學校ニ連續スルモノトス

第四條 第二部ハ複式學級ニ編制セル男兒女兒共學ノ尋常小學校並ニ複式學級ニ編制セル女兒ノ高等小學校ヲ以テ組織セル尋常高等小學校トス

第五條 第三部ハ單式學級ニ編制セル男兒女兒共學ノ尋常小學校トス

第六條 附屬小學校高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス

第七條 附屬小學校ノ教科目ハ左ノ如シ  
尋常小學校ハ修身國語算術國史地理理科郷土科圖畫手工作業唱歌體操外國語英語トシ  
女兒ニハ裁縫ヲ加フ但外國語英語ハ第一部ニ限り郷土科及作業ハ第三部ニ限ル  
高等小學校ハ修身國語算術國史地理科圖畫手工唱歌體操實業商業家事裁縫外國語英語トス但外國語英語ハ隨意科目トス

第八條 削除

第九條 各部兒童ノ定員及學級ノ編制ハ左ノ如シ但特別ノ事情アルトキハ本文ニ據ラサルコトアルヘシ  
第一部ノ兒童定員ハ凡二百四十八トシ六學

級ニ編制ス

第二部ノ兒童定員ハ凡百八十人トシ四學級ニ編制ス

第三部ノ兒童定員ハ凡百八十人トシ六學級ニ編制ス

第十條 學年ヲ分チテ三學期トス第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至リ第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至リ第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十一條 各學年ノ教授程度及每週教授時數ハ別表ニ依ル但每週教授時數ハ夏季休業ノ前後各二十日以内ニ於テハ之ヲ十八時マテニ減スルコトアルヘシ

第十二條 削除

第十三條 休業日ハ左ノ如シ

一月一日昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル祭日祝日及日曜日

春季休業 四月一日ヨリ同月七日マテ

皇后陛下御誕辰 三月六日

皇太后陛下御誕辰 六月二十五日

夏季休業 七月二十一日ヨリ八月三十一日マテ

開校記念日 十一月二十九日

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マテ

第十四條 教科用圖書ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條 入學期ハ每學年ノ始トス但缺員アルトキハ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第十六條 入學ヲ願フ者ハ左式ノ履歷書ヲ差

出スヘシ

用紙半紙



履歴

書 道廳府縣華士族平民  
誰何女(男)妹(弟)月主等 何 年 月 日生 某

第何部何科何學年志願  
原籍 道廳府縣何郡市何町何番地  
住所 東京府何郡市何町何番地  
出生地 道廳府縣何郡市何町何番地  
保護者ノ職業及兒童トノ關係 他人 家ニ寄寓スルトキハ其ノ家長ノ氏名職業ヲモ併記スヘシ  
種痘 第一期完了年月日ハ第二期完了年月日、痘瘡經過年月日  
從前ノ教育 何年何月ヨリ何幼稚園ニ於テ保育ヲ受ケ或ハ何市何町村私立尋常小學校ニ於テ尋常小學校第何學年マテ修業或ハ何某ニ就キ若ハ家庭ニ於テ何々修業等  
東京府郡市何町何番地  
道廳府縣華士族平民 保護者 何 某

年月日

第十七條 保護者ニシテ東京市若ハ附近ニ居住セサル場合ニ於テハ代理者ヲ定メテ届出ツヘシ保護者代理者ハ東京市若ハ其ノ附近ニ居住シ丁年以上ニシテ一家計ヲ立ツル者

ニ限ル

第十八條 授業料ハ兒童一人ニ就キ第一部ニ在リテハ一學年金參拾參圓第二部及第三部ニ在リテハ一學年金貳拾貳圓トス

第十九條 保護者ハ兒童出席ノ有無ニ拘ラス毎學年、毎學期若ハ毎月始業ノ日ヨリ七日以内ニ授業料ヲ納付スヘシ但毎月分納スル場合ニハ八月分ハ納付スルヲ要セス

第二十條 毎學期若ハ毎月ニ分納スル授業料額ヲ左ノ如ク定ム

第一學期及第二學期	第一部	各金拾貳圓
	第二部	各金八圓
第三學期	第一部	金九圓
	第二部	金六圓
	第三部	金參圓
第二十一條	學年半途ニ入學シタル兒童ノ授業料ハ前二條ノ規定ニ依リ入學シタル月以後ヲ以テ計算シ入學後七日以内ニ納付スヘシ	

第二十二條 一旦納付シタル授業料ハ之ヲ還付セス但臨時休業全月ニ亘ル時ハ其ノ月額ニ相當スル授業料ヲ還付ス

第二十三條 授業料ノ怠納二箇月ニ亘ル者ハ出席ヲ停メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第二十四條 學年ノ終ニ於テハ其ノ學年間ノ成績ヲ考查シ各學年ノ課程若ハ全教科ノ修了ヲ認定ス

第二十五條 各學年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第一號書式ノ證書ヲ與ヘ全教科ヲ修了シタル者ニハ第二號書式ノ證書ヲ與フ

第一號書式

修業證書

校印 何 年 月 日生 某

右ハ當校附屬小學校第何部ニ於テ尋常小學校第何學年ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス

年月日 東京女子高等師範學校

卒業證書

校印 何 年 月 日生 某

右ハ當校附屬小學校第何部ニ於テ尋常小學校ノ全教科ヲ修了セシコトヲ證ス

年月日 東京女子高等師範學校長位勳學位曾何某

第二十六條 兒童又ハ保護者ノ轉居シタル時ハ保護者ヨリ直ニ届出ツヘシ

第二十七條 病氣其ノ他ノ事故ニ由リ遅刻又ハ缺席スルトキハ其ノ旨保護者ヨリ届出ツヘシ

第二十八條 退學セムト欲スル者ハ理由ヲ具シテ其ノ旨保護者ヨリ申出ツヘシ

第二十九條 無届缺席一箇月ニ及フ者ハ除籍スルコトアルヘシ

第三十條 當校教育ノ趣旨ニ適セスト認ムル者ニハ退學ヲ命ス



第三十一條 附則 本則ハ昭和二年四月一日ヨリ之

(別表) 第一部

科目	修身	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年		第五學年		第六學年	
		時數	程度	時數	程度	時數	程度	時數	程度	時數	程度	時數	程度
國語	一	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字
算術	二	二	百以下ノ數ノ唱及簡易ナル計算	四	千以下ノ數ノ唱及簡易ナル計算	四	整數ノ計算	五	小數ノ唱及簡易ナル計算	四	整數ノ計算	四	珠算ノ計算
地理	二	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	三	國史ノ大要	三	前學年ノ續キ滿洲其ノ他外國地理ノ大要
物理	二	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學
化學	二	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學
生物	二	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學
衛生	二	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學
圖畫	一	一	單形、簡單ナル	一	單形、簡單ナル	一	單形、簡單ナル	一	單形、簡單ナル	一	單形、簡單ナル	一	單形、簡單ナル
音樂	一	一	平易ナル單音唱	一	平易ナル單音唱	一	平易ナル單音唱	一	平易ナル單音唱	一	平易ナル單音唱	一	平易ナル單音唱
體育	一	一	體操、教練、遊戲及競技	一	體操、教練、遊戲及競技	一	體操、教練、遊戲及競技	一	體操、教練、遊戲及競技	一	體操、教練、遊戲及競技	一	體操、教練、遊戲及競技
手工	一	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工
英語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

ヲ施行ス

科目	修身	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年		第五學年		第六學年		第一學年		第二學年	
		時數	程度	時數	程度	時數	程度	時數	程度	時數	程度	時數	程度	時數	程度	時數	程度
國語	一	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字	二	發音、假名、日常須知ノ文字及近日常用ノ文字
算術	二	二	百以下ノ數ノ唱及簡易ナル計算	四	千以下ノ數ノ唱及簡易ナル計算	四	整數ノ計算	五	小數ノ唱及簡易ナル計算	四	整數ノ計算	四	珠算ノ計算	四	珠算ノ計算	四	珠算ノ計算
地理	二	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	三	國史ノ大要	三	前學年ノ續キ滿洲其ノ他外國地理ノ大要	三	前學年ノ續キ滿洲其ノ他外國地理ノ大要	三	前學年ノ續キ滿洲其ノ他外國地理ノ大要
物理	二	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學
化學	二	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學
生物	二	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學
衛生	二	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	直觀教授	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象上ノ物理化學
圖畫	一	一	單形、簡單ナル	一	單形、簡單ナル	一	單形、簡單ナル	一	單形、簡單ナル	一	單形、簡單ナル	一	單形、簡單ナル	一	單形、簡單ナル	一	單形、簡單ナル
音樂	一	一	平易ナル單音唱	一	平易ナル單音唱	一	平易ナル單音唱	一	平易ナル單音唱	一	平易ナル單音唱	一	平易ナル單音唱	一	平易ナル單音唱	一	平易ナル單音唱
體育	一	一	體操、教練、遊戲及競技	一	體操、教練、遊戲及競技	一	體操、教練、遊戲及競技	一	體操、教練、遊戲及競技	一	體操、教練、遊戲及競技	一	體操、教練、遊戲及競技	一	體操、教練、遊戲及競技	一	體操、教練、遊戲及競技
手工	一	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工
英語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

規則











第十條 入園ノ期ハ毎年四月トス但缺員アルトキハ臨時入園ヲ許スコトアルヘシ

第十一條 入園ヲ願フ者ハ左式ノ履歷書ヲ差出スヘシ

履歷書	幼兒何	某
一族稱	北海道廳、何府縣、華族、士族	
原籍	北海道廳、何府縣、何市郡何町村何番地、何某幾男	
住所	東京府市何區郡何町村何番地、何某內	
保護者ノ職業及幼兒トノ關係	何官、何商、何社ノ何役等	
他人ノ家ニ寄寓スルトキハ其ノ家長ノ職業ヲ併記スヘシ		
出生地		
一出生年月日		
一營養品	生母ノ乳、乳母ノ乳、牛乳、乳粉等	
一養育セシ場所	自宅、乳母ノ家等	
一痘種痘第一期完了年月日	痘瘡經過年月日	
一一生來著シキ疾病ニ罹リシコトノ有無及病狀病名等		
一兩親ノ年齢及健否		
一兄弟姉妹ノ數及健否		
右之通ニ御座候		
年月日	住所	保護者 何 某

第十二條 保護者ニシテ東京市若ハ其ノ附近ニ住居セサル場合ニ於テハ代理者ヲ定メテ届出ツヘシ

保護者代理者ハ東京市若ハ其ノ附近ニ住居シ丁年以上ニシテ一家計ヲ立ツルモノニ限ル

第十三條 保育料ハ幼兒一人ニ付第一部ハ一箇年金參拾參圓トシ第二部ハ同金拾壹圓トス

第十四條 保護者ハ幼兒出席ノ有無ニ拘ラス毎年毎期若ハ毎月始業ノ日ヨリ七日以内ニ保育料ヲ納付スヘシ但毎月分納スル場合ニハ八月分ヲ納付スルヲ要セス

第十五條 毎期若ハ毎月ニ分納スル保育料金額ヲ左ノ如ク定ム

第一期及第二期 第一部 各金拾貳圓 第二部 各金四圓

第三期

第一部 金九圓 第二部 金參圓

毎月

第一部 金參圓 第二部 金壹圓

第十六條 半途ニ入園シタル幼兒ノ保育料ハ前二條ノ規定ニ依リ入園シタル月以後ノ分ヲ月割ヲ以テ計算シ入園後七日以内ニ納付スヘシ

第十七條 一旦納付シタル保育料ハ之ヲ還付セス但臨時休業全月ニ亘ルトキハ其ノ月額ニ相當スル保育料ヲ還付ス

第十七條ノ二 保育料ノ意納二箇月ニ亘ルモノハ出席ヲ停メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 幼兒又ハ保護者ノ轉居シタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第十九條 幼兒缺席スルコト一週ヲ超ユルト

キハ其ノ事由ヲ届出ツヘシ但幼兒傳染病ニ罹リタルトキハ直ニ其ノ病狀ヲ届出ツヘシ

第二十條 退園セムト欲スルモノハ其ノ理由ヲ具シ保護者ヨリ其ノ旨申出ツヘシ

附則

第二十一條 本則ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行前ニ入園シタル幼兒ノ保育料ハ從前ノ通トス

昭和四年三月十一日改正規則附則

第二十二條 本則ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

六 東京女子高等師範學校生徒獎勵費給與規程

第一條 本校生徒ニシテ學力優等品行方正ナル者又ハ多年教職ニ從事シタル者ノ子若ハ



入學後非常ノ災害ニ遭遇シ家計上ニ著シキ變化ヲ來シ學資ニ困難ヲ生シタル者ニハ獎勵ノ爲月額金拾五圓以内ヲ支給スルコトアルヘシ但特別ノ事情アル者ニ對シテハ月額金貳拾五圓ヲ支給スルコトヲ得

第二條 獎勵費ハ其ノ月十五日以後ニ於テ支給命令ヲ發シタル場合ハ其ノ月ニ限り月額ノ半額トス

第三條 獎勵費ヲ受クル生徒ニシテ休學ヲ命セラレタル場合ニハ其ノ期間獎勵費ヲ支給セス但此ノ場合ニ於テハ日割計算トス

第四條 獎勵費ハ其ノ月二十三日月七月ニ在リテハ五日休業日ナレハ繰下クニ之ヲ支給ス但半途退學者卒業者死亡者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

**七 東京女子高等師範學校授業費償還ニ關スル事項**

一 女子高等師範學校規程第八條同卒業者服務規則第五條ニ依リ償還セシムヘキ授業費

文科  
 研究科(文科ニ屬スルモノ) 月額金五圓  
 專修科(文科ニ屬スルモノ) 月額金五圓  
 (官費私費共)  
 同上卒業者 年額金六拾圓

理科  
 家事科 月額金七圓  
 研究科(理科並ニ家事科ニ屬スルモノ) 月額金七圓  
 專修科(理科並ニ家事科ニ屬スルモノ) 月額金七圓  
 (官費私費共)  
 同上卒業者 年額金八拾圓

**八 外國人特別入學規程細則**

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學ヲ志望スル者アルトキハ設備上差支ナキ場合ニ在リテハ本校各科及附屬高等女學校專攻科聽講生トシテ

之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 第一條ニ依リ入學ヲ許可スヘキ人員ハ毎年三月末之ヲ定ム

第三條 入學志望者ニ對シテハ試驗ヲ以テ相當ノ學力ヲ認定スヘキモノトス

第四條 入學志願者ハ入學檢定料トシテ金參圓ヲ納付スヘシ但既納ノ檢定料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第五條 聽講生ハ授業料トシテ本校各科附屬高等女學校專攻科各部共ニ一學年金四拾圓ヲ每學年四月十五日(休日ナラハ繰下ク)ニ納付スヘシ但明治四十四年文部省令第十六號ニ依リ入學シタル者ニハ授業料ヲ減額シ又ハ徵收セサルコトアルヘシ

第六條 半途退學其ノ他如何ナル事情アルモ既納ノ授業料ハ返還セサルモノトス但全學年間休學ヲ命シタル場合ニハ之ヲ徵收セス

第七條 聽講生在學中ハ特ニ定メラレタル本校教官ノ指揮監督ヲ受クヘキモノトス

第八條 聽講生ニシテ成規ノ課程ヲ修了シ成績優良ト認メタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第九條 本校諸規則ニシテ本則ニ抵觸セサルモノハ聽講生ニ適用ス

附則  
 第十條 本則ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

**九 聽講生編入規程**

第一條 本校各學科聽講生ニシテ其ノ全課程ヲ履修シ既住各學年ノ成績優良ナル者ハ願ニ依リ第三學年又ハ第四學年ノ始ニ於テ之ヲ本科ニ編入スルコトアルヘシ

第二條 本校各學科聽講生ニシテ其ノ課程中



ノ一科目又ハ數科目ヲ履修シ既往各學年ノ成績優良ナル者ハ願ニ依リ第三學年又ハ第四學年ノ始ニ於テ之ヲ選科生ニ編入スルコトアルヘシ

第三條 前二條ニ依リ本科又ハ選科生ニ編入シタル者ノ授業料ニ付テハ本校規則第六十七條及第六十八條ヲ準用又ハ適用ス但朝鮮人及臺灣人ニシテ本科ニ編入シタル者ノ授業料ハ此ノ限ニ在ラス

### 第六 細 則

#### 一 東京女子高等師範學校規則

##### 施行細則

##### 第一章 選修科目及隨意科目

第一條 規則第十二條乃至第十四條ノ各第二項ニ依リ生徒ヲシテ選修セシムヘキ科目ハ生徒ノ志望順位及當該科目ノ學業成績ト教授上ノ都合トヲ考量シテ之ヲ定ム

第二條 第二學年生徒ハ其ノ選修スヘキ科目ノ志望順位ヲ定メ第三學期ノ指定期間内ニ教務課ニ届出ツヘシ

第三條 隨意科目ハ學年ノ中途ニ於テ其ノ履修ヲ開始シ又ハ中止スルコトヲ得ス

第三條ノ二 隨意科目ヲ履修シ又ハ其ノ履修ヲ中止セムトスル者ハ前學年第三學期ノ指

定期間内ニ教務課ニ届出ツヘシ

##### 第二章 式日

第四條 紀元節、天長節、明治節、皇后陛下御誕辰、皇太后陛下御誕辰及一月一日ニハ拜賀式ヲ行フ

拜賀式ノ次第ハ左ノ通之ヲ定ム

- 一 生徒着席
- 二 職員着席
- 三 學校長着席
- 四 敬禮
- 五 御帳ヲ開ク
- 六 御影ヲ奉拜ス
- 七 唱歌
- 八 生徒總代祝賀
- 九 教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス



- 十 唱歌(勅語奉答)
  - 十一 學校長式辭
  - 十二 唱歌(君が代)
  - 十三 御帳ヲ閉ツ
  - 十四 敬禮
  - 十五 學校長職員生徒順次退場
- 前項第七號ノ唱歌ハ一月一日紀元節天長節明治節ニ在リテハ其ノ歌皇后陛下御誕辰及皇太后陛下御誕辰ニ在リテハ校歌みがかすばトス紀元節ニハ第九號教育ニ關スル勅語ノ次ニ憲法發布勅語ヲ加フ
- 第五條 開校記念日ニハ記念式ヲ行フ  
記念式ノ次第八左ノ通之ヲ定ム
- 一 着席
  - 二 敬禮
  - 三 唱歌(校歌みがかすば)
  - 四 開校ノ日ニ於テ昭憲皇太后ヨリ賜リタル令旨及開校五十年記念日ニ於テ皇太后

- 五 陛下ヨリ賜リタル令旨ヲ奉讀ス
  - 六 學校長式辭
  - 七 生徒總代祝辭
  - 八 卒業者總代祝辭
  - 九 唱歌(君が代)
  - 十 敬禮
  - 十一 退場
- 第六條 生徒入學ノ日及卒業ノ日ニハ入學式及卒業式ヲ行フ
- 入學式ノ次第八左ノ通之ヲ定ム
- 一 生徒着席
  - 二 職員着席
  - 三 學校長着席
  - 四 敬禮
  - 五 入學ノ許可ヲ申渡ス
  - 六 入學生徒總代誓詞ヲ朗讀ス
  - 七 入學生徒總代誓詞ヲ呈出ス
  - 八 學校長告辭
  - 九 敬禮

- 十 學校長職員生徒順次退場
  - 卒業式ノ次第八左ノ通之ヲ定ム
  - 一 着席
  - 二 唱歌(みがかすば)
  - 三 卒業證書ヲ授與ス
  - 四 唱歌(おもへばはてなき)
  - 五 學校長告辭
  - 六 文部大臣祝辭
  - 七 卒業者總代謝辭
  - 八 唱歌(はてしなき)
  - 九 敬禮
  - 十 退場
- 第三章 入學及在學
- 第七條 規則第二十條第二項ノ推薦書入學志願票履歷書學業成績調査及人物考定書並ニ身體検査書ノ様式ハ附録第一號乃至第五號ノ通之ヲ定ム
- 第八條 規則第二十八條ノ誓書ノ様式ハ附録

- 第六條ノ通之ヲ定ム
- 第九條 規則第三十一條ノ保證書ノ様式ハ附録第七號及第八號ノ通之ヲ定ム
- 第十條 保證人又ハ代理保證人ノ住所身上等ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ
- 第十一條 保證人又ハ代理保證人死去若ハ他ノ事故ニ由リ其ノ義務ヲ盡スコト能ハサルニ至ルトキハ他人ヲ以テ之ニ替ヘ更ニ規則第三十一條ノ手續ヲナスヘシ
- 第四章 成績考査
- 第十二條 文科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル
- | 學年   | 科目 |    |    |    |
|------|----|----|----|----|
|      | 修身 | 國語 | 算術 | 理科 |
| 第一學年 | 一  | 二  | 二  | 二  |
| 第二學年 | 一  | 二  | 二  | 二  |
| 第三學年 | 一  | 二  | 二  | 二  |
| 第四學年 | 一  | 二  | 二  | 二  |

細則

八三

八二



第十三條 理科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年 (第一學期及第二學期)
漢文	一	一	一	一
歷史	二	二	二	二
地理	二	二	二	二
外國語	一	一	一	一
音樂	一	一	一	一
體操	一	一	一	一
合計	一二	一二	一二	一二

第十四條 家事科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年 (第一學期及第二學期)
鐵物及地質	一	一	一	一
外國語	一	一	一	一
音樂	一	一	一	一
體操	一	一	一	一
合計	一三	一三	一三	一三

第十五條 教官ハ規則第三十九條ニ依リ每學期末ニ於テ其ノ擔任ニ屬スル評點科目ニ就キ各生徒ノ學期成績評點ヲ定ムヘシ

前項ノ評點ハ所定ノ評點表ニ之ヲ記入シ試驗ノ問題ト共ニ指定ノ期日迄ニ教務課ニ差出スヘシ

第十六條 一評點科目ヲ數人ニテ擔當スルトキハ當該學科目主任ハ各人ノ擔當スルモノニ就キ評點ノ割合ヲ定メ學校長ノ承認ヲ受クヘシ

第十七條 一學科目ヲ二以上ノ評點科目ニ分ツ場合ニ於テ教授事項ニ區分ヲ立テ難キトキハ其ノ學科目ノ成績評點ヲ以テ各評點科目ノ成績評點ト見做ス

第十八條 演習及實驗實習ニ關スル分科目並ニ左ノ學科目又ハ分科目ノ成績評點ハ不紊

合計 一二 一二 一二 一二

ノ課業ノ成績ヲ考查シ且勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ムヘシ但隨時一樣ノ演習ヲ課スルコトヲ得

文科 國語中講讀習字作文及作歌 漢文  
外國語 音樂 體操(體育概論)  
外國語 音樂 體操(體育概論)

理科 外國語 音樂 體操(體育概論)  
家事科 裁縫 圖畫 手藝 外國語 音樂  
體操(體育概論)

第十九條 前條外ノ學科目及分科目ノ成績評點ハ試驗及不紊ノ課業ノ成績ヲ考查シ且勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ムヘシ

第二十條 疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ由リ某評點科目ノ試驗ニ缺席シタル者ニシテ當該學期ニ於ケル其ノ科目ノ出席總時數教授總時數ノ二分ノ一以上ナル者ニ對シテハ認定試驗評點ヲ付與ス

前項ノ認定試驗評點ハ他ノ二學期三學期ニ



テ完了スル科目ニ在リテハ他ノ一學期ノ試験評點ヲ勘案シテ定メタルモノノ十分ノ八トス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ認定試験評點ヲ付與セス

一 試験ニ缺席シタル理由正當ナラスト認めタル者

二 當該學年ニ於テ某評點科目ノ試験ニ缺席スルコト二回以上ニ及フ者

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ追試験ヲ許可スルコトアルヘシ但第三號ニ該當スル者ニ對シテハ一學年一回ニ限ル

一 第二十條第一項ニ該當スルモ他ノ學期ニ其ノ評點科目ナキカタメ同條第二項ニ依リ認定試験評點ヲ付與スルコト能ハサル者

二 父母祖父母兄弟姉妹ノ喪ニ丁リ其ノ他非常ノ事情起リタルタメ其ノ評點科目ノ試験ニ缺席シタル者

三 疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ由リ某評點科目ノ試験ニ缺席シタル者ニシテ當該學期ニ於ケル其ノ科目ノ出席總時數教授總時數ノ二分ノ一ニ滿クサル者

前項第一號及第三號ニ該當スル者ノ試験評點ハ追試験評點ノ十分ノ八トス

第二十二條ノ二 追試験ハ次學期ノ始ニ於テ期ヲ定メ之ヲ行フ

第二十三條 學年成績ノ平均評點六十以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ學年ノ課程ヲ終了シタル者トス

一 評點科目ノ評點六十未滿ノモノナキ者

二 評點科目ノ評點六十未滿ノモノニ科目以內アルモ其ノ評點五十以上ナル者

三 評點科目ノ評點六十未滿ノモノ三科目アルモ其ノ評點何レモ五十五以上ナル者又ハ一ハ五十以上ニシテ他ノ二ハ五十五以上ナル者

第二十四條 當該學年ニ於ケル缺席日數缺課回数ノ夥多ナル者ハ前條ニ拘ラス之ヲ原學年ニ止ムルコトアルヘシ

第二十五條 各學年ノ各學科目ノ平均評點六十未滿ノ者ニ對シテハ規則第四十四條第二項ヲ準用ス

第五章 教育實習

第二十六條 教育實習ノ期間ヲ分チテ左ノ二期トス

第一期 一月十日ヨリ二月十三日マテ

第二期 二月十四日ヨリ三月十九日マテ

第二十七條 各學科ノ教生ヲ分チテ二組トシ各組交番ニ附屬高等女學校及小學校ニ於ケル教育又ハ幼稚園ニ於ケル保育ニ從事セシム

第二十八條 教育實習トシテ行フヘキ事項ハ概ネ左ノ如シ

一 教授訓練及保育ノ方法ヲ實習セシムルコト

二 附屬高等女學校小學校及幼稚園ニ於ケル教育保育ノ要旨及諸規程ヲ會得セシムルコト

三 附屬高等女學校小學校及幼稚園ニ於ケル事務ヲ見學補助セシムルコト

四 他ノ學校及幼稚園ヲ見學セシムルコト

第二十九條 教育實習ハ附屬高等女學校小學校及幼稚園ノ教官之ヲ指導ス

第三十條 本校ノ教官ハ教育實習期間時々附屬高等女學校小學校及幼稚園ニ出頭シ教生ノ指導ニ協力スヘシ

第三十一條 附屬高等女學校小學校及幼稚園ハ教生ノ指導ニ關シ時々打合ヲナシ相互ノ



連絡ヲ圖ルヘシ

第六章 研究科及選科生

第三十二條 規則第五十一條及第六十四條ノ  
入學志願票履歷書及身體檢查書ノ様式ハ第  
七條ノ當該様式ニ準ス

附則

第三十三條 本則ハ昭和二年九月十一日ヨリ  
之ヲ施行ス但現ニ在學スル者ニ對シテハ第  
十二條乃至第十七條ハ第十三條ノ選修科目  
ノ評點科目數ニ關スルモノヲ除キ昭和三年  
三月マテ仍從前ノ慣例ニ依ル

附錄 (第一號)

推薦書

原籍

現住所

何年 月 日生

右者當校卒業者(當校ニ於テ御校ノ入學期以前)ニシテ女子  
師範學校、師範學校女子部、高等女學校ノ教員志望ニ候處適  
當ノ者ト認メ候ニ付御校生徒ニ御選抜州成度別紙本人ノ入  
學志願票、履歷書、成績調查人物考定書並ニ身體檢查書、寫  
眞及檢定料相添ヘ此段推薦候也

年 月 日 何々學校長 何 某

(第二號)

學業成績調查人物考定書

何 某

考人物	學業成績		姓名	年 月 日	原籍	現住所	推薦書
	第 一 學 年	第 二 學 年					
右 證 明 書							
何々學校長							
何							
某							

〔記載上ノ注意〕  
學業成績欄ニハ入學志願者ノ最近二箇學年ノ學業成績等  
ヲ記載スヘシ

表

東京女子高等師範學校入學志願票

▲本票記入方ニ關シテハ裏面ノ注意ヲ見ルヘシ	・受領地	・受信場所	・志學科 第一志望 第二志望	・生 年 月 日 明治 年 月 日	・本籍 縣 府 道 番 號 ( )	・氏 名 (氏名ノ漢字ニハ右傍ニ振假名ヲ施スヘシ) 試驗檢定ヲ受クル資格 專門學校入學ニ關シテ 試驗檢定ヲ受クル資格	・入學資格 大昭和 年 月 日 學校 卒業試驗檢定 卒業見込
-----------------------	------	-------	----------------------	----------------------	----------------------	--	--

(第三號)

裏

注 意

- 1 本票ハ折ルヘカラス
- 2 本票中・印アルモノニ限リ夫々遺漏ナク記入シ不用ノ印刷文字ヲ抹消スヘシ
- 3 本票ニ記入スルニハ黒インキペンヲ用フヘシ字體ハ楷書トス
- 4 女子師範學校、師範學校女子部、高等女學校及專門學校入學者檢定規程ニ依ル指定學校ノ卒業者又ハ卒業見込者ハ入學資格欄中ニ其ノ卒業シタル又ハ卒業スヘキ年月及學校名(學校所在ノ道府縣名ヲ冠スルコト)ヲ記入シ「卒業」又ハ「卒業見込」ノ文字ヲ殘シテ他ヲ抹消シ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者ハ其ノ年月及合格證書ヲ交付セラレタル學校名ヲ記入シ試驗檢定ノ文字ヲ殘シテ他ヲ抹消スヘシ又同規程ニ依
- 5 氏名欄ニ記入スヘキ氏名ハ戸籍面ノモノト相違セサルヤウ注意スヘシ
- 6 志望學科欄ニハ第一第二ノ志望學科名ヲ記入スヘシ第二志望學科ナキ場合ハ其ノ欄ニ何等記スヘカラス
- 7 受領場所欄ニハ本票提出ノ日ヨリ翌年四月末日迄確ニ且速ニ郵便物ヲ受ケ得ヘキ場所ヲ定メ記入スヘシ
- 8 本票提出後ハ何等ノ事情アルモ記入事項ノ變更ヲ許サズ但改メテ再出願ノ手續ヲナス場合ハ此ノ限ニ在ラス







本人ノ權柄  
年 月 日 何 某

東京女子高等師範學校長何某殿

(第八號)

印紙

代理保證書

東京女子高等師範學校同科生徒 何 某

右者今般御校ニ入學許可相成候處保證人何某儀御校所在地ヲ距ルコト遠キ土地ニ居住致居候間御校ノ要求アル場合ハ拙者ニ於テ其ノ義務ヲ代理可仕此段保證仕候也

本籍、族稱、業務

現住所

本人トノ續柄

年 月 日 代理保證人 何 某 年 月 日生

東京女子高等師範學校長何某殿

二 寄宿舎規程

第一條 寄宿舎ハ生徒ヲ寄宿セシメ本校ノ教育ト相俟テ學業ヲ自習シ德行ヲ磨礪シ特ニ

和衷協同ノ精神ヲ涵養シ兼テ事務ヲ練習セシムル所トス

第二條 生徒ハ總ヘテ寄宿舎ニ寄宿セシム但寄宿舎ニ收容スヘキ者ノ數其ノ定數ニ超過スルトキハ若干名ヲ限り通學ヲ命スルコトアルヘシ

第三條 前條但書ニ依リ通學ヲ命スル場合ニハ第三學年以上ノ生徒中通學ヲ希望スル者ニ就キ選定スルヲ常例トス

第四條 寄宿舎生徒ハ生徒主事ノ許可ヲ得ルニアラサレハ外泊歸郷又ハ旅行スルコトヲ得ス

第五條 寄宿舎生徒ニシテ疾病ニ罹リタル者アルトキハ其ノ種類症狀ニ依リ外泊通學又ハ移轉療養ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 夏季休業中ハ寄宿舎ヲ閉鎖ス  
第七條 寄宿舎生徒室ノ人員ノ配當ハ生徒主事ノ定ム  
第八條 寄宿舎ノ日課時限ハ學校長ノ認可ヲ

經テ生徒主事之ヲ定ム

第九條 寄宿舎生徒ハ規約ヲ定メ學校長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ規約ヲ以テ定ムヘキ事項左ノ如シ

- 一 舍内ノ秩序整頓及風儀ニ關スルコト
- 二 舍内ノ清潔及衛生ニ關スルコト
- 三 炊事々務ニ關スルコト
- 四 其ノ他必要ナル事項

第十條 寄宿舎ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 寮總代 各寮二名
  - 一 室總代 各室一名
  - 一 委員 若干名
- 寮總代ハ其ノ寮ノ常務ヲ取扱ヒ規則規約ノ實行ヲ督勵ス  
室總代ハ其ノ室ノ常務ヲ取扱ヒ室内ノ整理ニ任ス  
委員ハ其ノ分擔事務ヲ取扱フ

第十一條 寮總代ハ第三學年生徒中ヨリ其ノ寮生徒ノ選舉セル倍數ノ候補者ニ就キ學校長之ヲ命ス

寮總代ハ第一學期第二學期ニ在リテハ第四學年生徒中ヨリ第三學期ニ在リテハ第三學年生徒中ヨリ委員ハ第三學年及第二學年生徒中ヨリ各室又ハ各寮生徒之ヲ選舉シ生徒主事ヲ經テ學校長ノ認可ヲ得タル後就任ス  
役員ノ選舉期ハ第二學期ノ終トス  
役員ノ任期ハ寮總代及委員ニ在リテハ一箇年寮總代ニ在リテハ一學期トス但再選スルコトヲ得

第十二條 役員ハ生徒主事ノ指揮監督ヲ受ク  
第十三條 寄宿舎ニ週番ヲ置ク

週番ハ生徒主事ノ指揮ニ從ヒ寄宿舎事務ヲ練習ス  
第十四條 週番ハ第四學年及第三學年生徒ニ



名輪番ヲ以テ之ニ當リ每週日曜日交替ス

### 三 生徒心得細則

#### 第一章 一般生徒心得

##### 一 受業及教室事務

第一條 生徒ハ始業ノ號鈴ヲ聞クトキハ直ニ

定席ニ着キ教官ノ入室ヲ待ツヘシ

教官入室スルトキハ起立シテ敬禮ヲ行フヘシ退室スルトキ亦同シ

第二條 授業時間中ハ勿論休憩時間中ト雖靜肅ヲ旨トスヘシ

第三條 各學級ニ學級當番ヲ置ク

學級當番ハ左ノ事務ヲ擔當ス

一 本校ノ示達ヲ其ノ學級生徒ニ傳フルコト

二 教室ノ清潔整頓及換氣保温ニ注意スルコト

三 毎時限ノ始ニ於テ其ノ學級ノ生徒出席

簿ヲ擔當ノ教官ニ提出シ放課後ニ於テ之ヲ生徒課ノ所定場所ニ納置スルコト

四 毎日其ノ學級日誌ヲ記載シ放課後ニ於テ生徒課ノ所定場所ニ納置スルコト

五 授業ニ所要ノ物品ヲ準備スルコト

六 其ノ他學級ニ關スル諸般ノ事務

第四條 學級當番ハ當該學級生徒二名輪番ヲ以テ之ニ當リ隔週月曜日交替ス

第五條 正課外ニ於テ實驗實習ノタメ教室ヲ使用セムトスルトキハ擔當教官ノ承認ヲ經テ事務當直ニ申出テ使用終リタルトキハ其ノ檢閲ヲ受クヘシ

第六條 教室其ノ他ノ床壁備品ヲ毀損又ハ汚染スヘカラス若シ之ヲ毀損又ハ汚染シタルトキハ學級當番ヲ經テ直ニ教務課ニ申出ツヘシ

二 缺席、缺課及遲刻

第九條 集會ヲ開カムトスルトキハ其ノ代表者ヲ定メ其ノ目的、日時、場所、會費等ヲ具シ生徒課ヲ經テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 集會ハ成ルヘク校內ニ於テ之ヲ開クヘシ

教室ヲ使用セムトスル場合ニハ豫メ教務課ノ承認ヲ經テ前條ノ手續ヲナスヘシ

第十條ノ二 常時ノ集會ヲ設ケムトスルトキハ規約ヲ具シ願出ツヘシ

第十條ノ三 前條ノ集會ヲ解散シタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第十條ノ四 雜誌冊子其ノ他印刷物ヲ頒布セムトスルトキハ原稿ヲ具シ願出テ指定教官ノ檢閲ヲ受クヘシ

第十一條 休業日ニ於テ旅行ヲナサムトスルトキハ其ノ代表者ヲ定メ其ノ目的、日時、場所費用等ヲ具シ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 疾病其ノ他己ムヲ得サル事故ニ由リ課業ニ缺席缺課又ハ遲刻スルトキハ其ノ日時及事由ヲ詳記シ生徒主事ノ檢印ヲ經テ三日以内ニ生徒課ニ差出スヘシ

第八條 疾病ノタメ課業ニ缺席スルコト一週日以上ニ及フトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ保證人又ハ代理保證人ノ連署ヲ以テ届出ツヘシ但寄宿舎ニ在舍スル者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第八條ノ二 父母祖父母兄弟姉妹ノ喪ニ丁リ課業ニ缺席缺課シタル場合ニ於テハ之ヲ他ノ事故ニ由ル缺課缺課ト區別シ左ノ各號ノ期間内ニ限リ缺席日數缺課時數ニ算入セス

一 父母ノ喪ニ丁レル者ニ在リテハ七日以内

二 祖父母兄弟姉妹ノ喪ニ丁レル者ニ在リテハ五日以内

三 集會及旅行

第九條 集會ヲ開カムトスルトキハ其ノ代表者ヲ定メ其ノ目的、日時、場所、會費等ヲ具シ生徒課ヲ經テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 集會ハ成ルヘク校內ニ於テ之ヲ開クヘシ

教室ヲ使用セムトスル場合ニハ豫メ教務課ノ承認ヲ經テ前條ノ手續ヲナスヘシ

第十條ノ二 常時ノ集會ヲ設ケムトスルトキハ規約ヲ具シ願出ツヘシ

第十條ノ三 前條ノ集會ヲ解散シタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第十條ノ四 雜誌冊子其ノ他印刷物ヲ頒布セムトスルトキハ原稿ヲ具シ願出テ指定教官ノ檢閲ヲ受クヘシ

第十一條 休業日ニ於テ旅行ヲナサムトスルトキハ其ノ代表者ヲ定メ其ノ目的、日時、場所費用等ヲ具シ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ



四 服裝及徽章

第十二條 服裝ハ質素實用ヲ旨トスヘシ附屬品持物等亦同シ

第十三條 衣服ノ地質ハ左ノ通トシ色合縞柄模様等ハ目立タサルモノヲ用フヘシ

一 和服

(一) 衣 木綿織交織麻織毛織ノ類但外出ノ際ハ紬銘仙ノ類ヲ用フルコトヲ得

(二) 袴 セル、カシミヤノ類

(三) 帶 メリンス、縹子ノ程度

二 洋服

木綿織、交織麻織、毛織ノ類

第十四條 生徒ハ校内ニ在リテハ上靴ヲ用フヘシ

第十五條 生徒ハ所定ノ徽章ヲ佩用スヘシ其ノ位置ハ和服ニ在リテハ袴紐ノ左寄洋服ニ在リテハ衣ノ左胸部下寄トス

第十六條 體操ノ授業ヲ受クル際ニハ體操服ヲ着用スヘシ

體操服ノ地質制式等ハ別ニ之ヲ定ム

五 揭示

第十六條ノ二 本校ノ示達ハ所定ノ揭示場ニ就キ承知スヘシ

揭示後三日ヲ經タルモノハ一般ニ知了シタルモノト看做ス

第十六條ノ三 揭示ヲナサムトスル者ハ生徒主事ノ檢印ヲ受クヘシ

第二章 寄宿舎生徒心得

一 外出外泊及歸省

第十七條 已ムヲ得サル事情アリテ所定ノ時間外ニ外出セムトスル者ハ豫メ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第十八條 外出中俄ニ已ムヲ得サル事情ヲ生シ歸舎時限又ハ豫定時限ニ歸舎スルコト能ハサルトキハ直ニ其ノ事由ヲ申出テ生徒主事ノ指揮ヲ受クヘシ

第十九條 毎休日(式日ヲ除ク)ノ前夜自宅近親者又ハ代理保證人ノ宅ニ宿泊セムトスルトキハ豫メ宿泊場所、戶主、職業及自己トノ續柄等ヲ具シ願ヒ出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第二十條 已ムヲ得サル事情ニ由リ外泊セムトスルトキハ豫メ宿泊場所、而會ヲ要スル者ノ氏名、職業自己トノ續柄及外泊ヲ要スル事情ヲ詳記シ保證人又ハ代理保證人ノ連署ヲ以テ願出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第二十一條 外出中俄ニ已ムヲ得サル事情ヲ生シ豫メ前條ノ手續ヲ履ムコト能ハサルトキハ直ニ其ノ手續ヲ履ミ生徒主事ノ指揮ヲ受クヘシ

第二十二條 父母其ノ他近親ノ病氣ヲ看護シ又ハ喪ニ服スルカタメ外泊又ハ歸郷セムトスルトキハ豫定期間及事由ヲ詳記シ保證人又ハ代理保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ歸校延期ヲ要スル場

合亦同シ

前項本文ノ場合ニ於テ事急ヲ要スルトキハ一時電報又ハ書面ヲ以テ保證人又ハ代理保證人ノ連署ニ代フルコトヲ得

第二十三條 春季及冬季休業中歸郷セムトスルトキハ豫定期間及歸郷先ヲ具シ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第二十四條 春季、夏季及冬季休業中歸郷ノ途次外泊又ハ旅行セムトスルトキハ豫メ事由ヲ詳記シ保證人又ハ代理保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第二十五條 春季、夏季及冬季休業中歸郷シタル者始業ノ前日迄ニ歸校スル能ハサルトキハ豫メ事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ

二 郵便物

第二十六條 寄宿舎ニ到達セル信書ハ來信函



ニ挿入シ置クヘキニ付各自ニ於テ便宜之ヲ受領スヘシ但書留ノモノハ其ノ都度揭示板ニ揭示スヘキニ付當直教官ニ就キ之ヲ受領スヘシ

第二十七條 郵便爲替ヲ以テ送金ヲ受ケムトスルトキハ拂渡郵便局大塚郵便局河臺郵便局又ハ本郷郵便局及受取人ヲ指定シテ送付スヘキヤウ豫メ學資支出者ニ通知シ置クヘシ

第二十八條 前條ノ郵便局ニ就キ爲替金ヲ受領セムトスルトキハ爲替證書ニ生徒主事ノ證印ヲ受クヘシ

三 面會

第二十九條 外來者トノ面會ハ應接室ニ於テナスヘシ

面會時間ハ放課後ヨリ午後六時迄トス

四 疾病

第三十條 疾病ニ罹リタルトキハ直ニ生徒主

事ニ申出ツヘシ但當該室總代ニ於テ代理スルコトヲ得

第三十一條 疾病ニ罹リタルトキハ所定時間ニ於テ校醫ノ診察ヲ受クヘシ但不時發病セルトキハ所定時間外ト雖當直教官ヲ經テ其ノ來診ヲ求ムルコトヲ得

第三十二條 校醫ニ於テ必要ト認ムルトキハ患者ヲシテ休養室ニ於テ療養セシム

休養室ニ入りタル患者ハ療養ニ關シ校醫ノ指揮ニ從フヘシ

第三十三條 校外ノ診療ヲ受ケムトスルトキハ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

五 非常

第三十四條 出火ヲ認知スルトキハ直ニ當直教官ニ急報スヘシ

第三十五條 出火ヲ認知スル者消火器ヲ使用シ又ハ他ノ手段ヲ以テ消火シ得ヘント思惟

スルトキハ大聲ヲ發シテ之ヲ報スルト共ニ即刻其ノ事ニ從フヘシ

第三十六條 火災ノ號鐘ニ接スルトキハ各自ニ於テ其ノ必需品ヲ取纏メ速ニ其ノ室前ニ整列スヘシ

第三十七條 各室總代ハ其ノ室友ヲ總ヘ寮總代ノ指揮ニ從フヘシ

第三十八條 各寮總代ハ其ノ寮友ヲ總ヘ生徒主事ノ指揮ニ從フヘシ

第三十九條 立退ノ際ハ便宜非常口ヲ利用スヘシ

第四十條 各室及各寮總代ハ隨時所屬員ヲ點檢スヘシ

第四十一條 大地震ノ際ハ第三十六條乃至第四十條ニ準シ其ノ居所ニ最モ近キ非常口ヲ經由シテ立退クヘシ此ノ際特ニ火ノ元ニ注意スヘシ

第三章 通學生徒心得

一 通學及入舍

第四十二條 特別ノ事情ニ由リ通學セムトスルトキハ居住若ハ寄宿スヘキ場所ノ主ノ氏名職業自己トノ續柄及通學ヲ要スル事情ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出ツヘシ

第四十三條 通學生徒入舍セムトスルトキハ入舍ヲ要スルニ至レル事情ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出ツヘシ

二 宿所

第四十四條 通學生徒ハ每學年ノ始ニ於テ所定ノ用紙ニ宿所ニ關スル事項ヲ記入シ生徒課ニ差出スヘシ

第四十五條 通學生徒宿所ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ更ニ前條ノ手續ヲナスヘシ

第四十六條 通學生徒ノ宿所ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ變更セシム



三 歸郷及旅行

第四十七條 通學生徒課業ヲ缺キテ歸郷又ハ旅行セムトスルトキハ豫定期間及事由ヲ詳記シ保證人又ハ代理保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出ツヘシ歸京延期ヲ要スル場合亦同シ  
第四十八條 通學生徒春季夏季及冬季休業中歸郷又ハ旅行セムトスルトキハ保證人又ハ代理保證人ノ連署ヲ以テ届出ツヘシ

四 郵便物

第四十九條 本校ニ到達セル信書ハ來信函ニ挿入シ置クヘキニ付各自ニ於テ便宜之ヲ受領スヘシ但書留ノモノハ其ノ都度揭示板ニ揭示スヘキニ付生徒課ニ就キ之ヲ受領スヘシ

五 傳染病

第五十條 通學生徒ニシテ左ノ各號ノ傳染病ニ罹リタル者ハ速ニ届出テ治療スルニ至ル迄昇校ヲ差控フヘシ治療シタル後昇校セム

トスルトキハ醫師ノ全治證明書ヲ差出スヘシ

一 痘瘡實布埤利亞猖紅熱發疹瘰癧扶斯ベス

ト赤痢虎列刺腸窒扶斯バラチフス流行性

腦脊髓膜炎

二 百日咳麻疹流行性感胃流行性耳下腺炎

風疹水痘

第五十一條 通學生徒ニシテ左ノ各號ノ傳染病ニ罹リタル者ハ昇校ヲ差控フヘシ但第一

號中ノ肺喉頭以外ノ結核又ハ第二號ノ傳染病ニ罹レル者ニシテ醫師ニ於テ適當ト認ム

ル豫防處置ヲナシタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ハ該醫師ノ證明書

ヲ差出シタル上昇校スルコトヲ得

一 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核瘰

二 トラホーム其ノ他ノ傳染性眼炎疥癬其

ノ他ノ傳染性皮膚病

第五十二條 通學生徒ニシテ第五十條ニ掲ク

ル傳染病患者アル家ニ居住スル者又ハ該病毒ニ感染ノ疑アル者ハ昇校ヲ差控フヘシ但醫師ニ於テ豫防處置施行ノ情況及其ノ他ノ事情ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ハ該醫師ノ證明書ヲ差出シタル上昇校スルコトヲ得

四 職員服務規程

第一章 教官ノ服務

第一條 教官ハ其ノ擔任スル範圍内ニ於テ生徒教育ノ責ニ任ス

第二條 教官ハ毎學年末ニ於テ其ノ擔任スル學科目ニ就キ次學年度ノ教授要目ヲ調製シ學科目主任及學科主任ヲ經テ學校長ニ具申スヘシ  
第三條 教官ハ毎學期末ニ於テ前條ノ教授要目ニ基キ其ノ學期間ニ於ケル教授ノ進程ヲ

記載シ學科目主任及學科主任ヲ經テ學校長ニ報告スヘシ

第四條 教官ハ教授訓育其ノ他ノ事項ニ就キ意見アルトキハ之ヲ學校長ニ具申スヘシ

第五條 報酬ヲ受ケテ他ノ職務ニ從事セムトスル者ハ官吏ニ在リテハ學校長ヲ經テ文部

大臣ノ許可ヲ受ケ囑託員ニ在リテハ學校長

ノ許可ヲ受クヘシ但本務ノ他ニ在ル者ハ此

ノ限ニ在ラス

第六條 第八條乃至第二十二條ノ規程ハ之ヲ

教官ノ服務ニ適用ス

第二章 事務員ノ服務

第七條 書記及職員ハ學校長及幹事ノ指揮ヲ

受ケ分課ノ事務ニ從事スヘシ

職員ハ前項ノ外特別教室ニ勤務セシムルコ

トアルヘシ此ノ場合ニ於テハ當該教官ノ指

揮ヲ受ケテ執務スヘシ



第八條 事務繁劇ナルトキ至急處理ヲ要スル  
 モノアルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖執  
 務スヘシ

第九條 疾病其ノ他ノ事故ニ由リ遅刻又ハ缺  
 勤セムトスルトキハ當日執務時限前ニ事由  
 ヲ具シ届出ツヘシ

疾病ニ由リ缺勤スルコト一週日ニ至ルトキ  
 ハ醫師ノ診断書ヲ添へ届出テ爾後三週日ニ  
 至ル毎ニ同様届出ツヘシ

第十條 執務時間中發病等ノタメ退出セムト  
 スルトキハ上官ノ承認ヲ受クヘシ

第十一條 女子ノ職員ハ分娩豫定日前二週日  
 以內分娩後六週日以内休養スルコトヲ得  
 前項分娩豫定日ハ醫師ノ診断書ニ依ル但特  
 別ノ事情アル場合ニ在リテハ産婆ノ證明書  
 ヲ以テ醫師ノ診断書ニ代フルコトヲ得

第十二條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ要スル者ハ前

日中ニ届出ツヘシ

第十三條 親屬ノ喪ニ丁リ服忌ヲ受クルトキ  
 ハ其ノ親屬關係ヲ記シ届出ツヘシ

第十四條 病氣療養父母ノ看病又ハ墓參ノタ  
 メ請假セムトスルトキハ日限及行先地ノ宿  
 所ヲ具シ願出ツヘシ延期ヲ要スルトキハ其  
 ノ事由ヲ具シ願出ツヘシ

第十五條 陸軍召集令又ハ海軍召集令ニ依リ  
 召集又ハ簡閱點呼ニ應スルトキハ日限及應  
 召地部隊名又ハ艦艇名ヲ具シ出發前ニ届出  
 ツヘシ

第十六條 暇賜中旅行セムトスルトキハ日限  
 及旅行先地ヲ具シ出發前ニ届出ツヘシ

第十七條 出張ノ命ヲ受ケタル者ハ出發及歸  
 校ノ際其ノ旨ヲ届出テ且歸校後一週日以内  
 ニ復命書ヲ差出スヘシ但簡單ナル事項ハ口  
 頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第十八條 新任者ハ五日以内ニ住所届及履歷  
 書ヲ差出スヘシ

第十九條 住所ヲ移轉シ又ハ氏名族籍ニ異動  
 ナシタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ

第二十條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セスシ  
 テ辭令書ヲ受ケ其ノ事項ノ履歷ニ關係アル  
 モノハ其ノ都度届出ツヘシ

第二十一條 轉任免官休職等ノ際又ハ分掌事  
 務ヲ免セラレタルトキハ取扱事務ニ關スル  
 書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ

第二十二條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ  
 上官ノ指揮ヲ受クヘシ事急ヲ要スルトキハ  
 當直者及登校者ニ於テ臨機ノ處置ヲナスヘ  
 シ

第三章 學校醫ノ服務

第二十三條 學校醫ハ學校長及生徒課幹事ノ  
 命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル事務ニ從事ス

第二十四條 學校醫ハ毎月二回以上出校シ全  
 校ニ亙リ衛生上ノ事項ヲ觀察スヘシ

第二十五條 學校醫ハ日曜日及土曜日ヲ除キ  
 毎日定時寄宿舎醫局ニ出頭シ疾病ニ罹レル  
 生徒アラハ之ヲ診察スヘシ

第二十六條 學校醫ハ學生生徒兒童身體検査  
 規定ニ依リ生徒ノ身體ヲ検査シ身體検査票  
 ヲ調製スヘシ

第二十七條 學校醫ハ本校及本校附屬校園ニ  
 入學ヲ志望スル者ノ身體ヲ検査シ其ノ結果  
 ヲ學校長ニ報告スヘシ

第二十八條 學校醫ハ第二十四條及第二十五  
 條ノ場合ノ外學校長ヨリ請求アリタルトキ  
 ハ臨時出頭執務スヘシ

第二十九條 學校醫ハ學校内學校所在地及其  
 ノ近傍ニ傳染病ノ發生シタルトキハ其ノ情  
 況ニ依リ十分ナル清潔方法ヲ施行シ全校若



ハ其ノ一部ヲ閉鎖ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ學校長ニ申告スヘシ

第三十條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ學校長ニ申告スヘシ

第三十一條 學校醫ハ其ノ執務ノ狀況及調査又ハ申告シタル事項等ニ就キ其ノ大要ヲ記載シ其ノ都度之ヲ學校長ニ提出スヘシ

第四章 當直ノ服務

第三十二條 當直勤務ハ事務當直及寄宿舎當直トス

第三十三條 男子ノ書記及分課事務ニ従事スル男子ノ雇員ハ輪番ヲ以テ事務當直ニ服スヘシ但丁年未滿ノ者ハ此ノ限ニ在ラス

生徒課勤務ノ女子教官ハ輪番ヲ以テ寄宿舎當直ニ服スヘシ但學校長ニ於テ特別ノ事情アリト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 當直時間ハ平日ニ在リテハ執務

時間ノ終ヨリ翌日ノ執務時間ノ始又ハ之ニ相當スル時限迄トシ休日ニ在リテハ執務時間ノ始又ハ之ニ相當スル時限ヨリ翌日ノ執務時間ノ始又ハ之ニ相當スル時限迄トス

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ當直ヲ免ス

一 出張中出張ノ前日出張先ヨリ歸校ノ翌日

二 賜暇中

三 忌引中

四 疾病其ノ他ノ事故ニ依ル缺勤中

五 新任者着任ノ日ヨリ七日間

六 以上ノ外學校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認メタルトキ

第三十六條 事務當直者ノ任務ハ概ネ左ノ如シ

一 校舎各室ノ鎖鑰ヲ管守スルコト

二 校舎内外ノ取締ヲナスコト

三 接受シタル物件ヲ處理スルコト

四 火災ノ虞アル場所及備品ニ對シ特ニ注意スルコト

第三十七條 寄宿舎當直ハ寄宿舎ノ管理及取締ニ任シ舎内一切ノ事務ヲ處理スヘシ

第三十八條 當直者ハ勤務中學校又ハ寄宿舎ヲ離ルルコトヲ得ス

第三十九條 當直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ムルコトヲ得

第四十條 當直中非常事故アルトキハ直ニ學校長及庶務課幹事ニ報告シ事急ナルトキハ臨機ノ處置ヲ爲スヘシ

第四十一條 當直ノ服務ニ關スル細目ハ事務當直ニ在リテハ庶務課幹事寄宿舎當直ニ在リテハ生徒課幹事之ヲ定ムヘシ

附則

第四十二條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

五 校務分掌規程

第一章 教育事務

第一條 教授ニ關スル事務ハ各教官之ヲ分擔ス

第二條 訓育ニ關スル事務ハ全教官之ヲ擔任シ生徒主事之ヲ主掌ス

生徒主事ハ其ノ事務ヲ寄宿舎生徒ニ關スル事項ト通學生徒ニ關スル事項トニ別チ之ヲ分擔スルコトヲ得

第三條 教育事務整理ノ責ニ任セシムムカクメ學科目主任學級主任及學科主任ヲ置ク

第四條 學科目主任ハ學科目毎ニ各一人トシ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス

學科目主任ハ當該學科目ニ就キ左ノ事務ヲ擔任ス



一 教授ノ連絡統一ニ關スルコト  
 二 教授ノ分擔ニ關スルコト  
 三 教授要目及教授進程報告ノ整理ニ關スルコト  
 四 教科用圖書ノ豫選ニ關スルコト  
 五 教授上必要ナル參考用圖書器具機械標本藥品等ノ調査ニ關スルコト  
 六 其ノ他當該學科ニ關スル事項  
 第五條 學級主任ハ學級毎ニ各一人トシ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス  
 學級主任ハ當該學級ニ就キ左ノ事務ヲ擔任ス  
 一 生徒ノ統率及風紀ニ關スルコト  
 二 生徒ノ性行、學業及健康ニ關スルコト  
 三 校規命令ノ實行ニ關スルコト  
 四 生徒當番ニ關スルコト  
 五 其ノ他當該學級ニ關スル事項  
 第六條 學科主任ハ文科理科家事科毎ニ各一人トシ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス  
 學科主任ハ當該學科ニ關スル事務ヲ掌理ス  
 第七條 保育實習科ハ主任ノ關係ニ於テ之ヲ學級ト看做ス  
 第二章 分課事務  
 第八條 本校ニ庶務課、教務課、圖書課、生徒課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム  
 第九條 各課ニ幹事ヲ置キ所屬職員ヲ率キ分掌事務ヲ整理ノ責ニ任セシム  
 第十條 各課所屬ノ職員ハ幹事ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス  
 第十一條 庶務課ニ庶務掛及會計掛ヲ置ク

庶務掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
 一 御眞影勅語及令旨ノ保管ニ關スルコト  
 二 學校長ノ官印及校印ノ管守ニ關スルコト  
 三 校旗ノ保管ニ關スルコト  
 四 職員ノ進退及身分ニ關スルコト  
 五 職員ノ服務ニ關スルコト  
 六 公文書ノ處理ニ關スルコト  
 七 統計報告一覽等ニ關スルコト  
 八 校報ニ關スルコト  
 九 諸規則ノ制定改廢ニ關スルコト  
 一〇 日誌及諸記録ニ關スルコト  
 一一 儀式ニ關スルコト  
 一二 評議員會ニ關スルコト  
 一三 寄贈ノ金品等ニ關スルコト  
 一四 本校ノ當直ニ關スルコト  
 一五 教員免許狀ニ關スルコト  
 一六 面會人ノ取扱ニ關スルコト  
 一七 乘車船割引證交付ニ關スルコト  
 一八 他ノ課掛ニ屬セサル一切ノコト  
 會計掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
 一 歳入歳出豫算及決算ニ關スルコト  
 二 資金ニ關スルコト  
 三 金錢ノ收支及保管ニ關スルコト  
 四 物品ノ購入及不用品處分ニ關スルコト  
 五 圖書以外ノ物品ノ出納及保管ニ關スルコト  
 六 土地建物ニ關スルコト  
 七 道路庭園ニ關スルコト  
 八 營繕ニ關スルコト  
 九 電話、電燈、瓦斯、給水及煖房ニ關スルコト  
 一〇 備人ノ進退及取締ニ關スルコト  
 一一 警備取締ニ關スルコト  
 一二 洒掃ニ關スルコト



- 三 其ノ他會計ニ關スル一切ノコト
- 第十二條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 學科課程ニ關スルコト
  - 二 教授要目及教授進程報告ニ關スルコト
  - 三 教科用圖書ニ關スルコト
  - 四 教官ノ分擔及日課ノ配當ニ關スルコト
  - 五 授業及休業ニ關スルコト
  - 六 生徒ノ募集及入學ニ關スルコト
  - 七 選拔試験ニ關スルコト
  - 八 成績考查進級及卒業ニ關スルコト
  - 九 成績證明ニ關スルコト
  - 一〇 教授上ノ設備ニ關スルコト
  - 一一 教官會議ニ關スルコト
  - 一二 修學旅行ニ關スルコト
  - 一三 卒業生ニ關スルコト
  - 一四 參觀人ノ取扱ニ關スルコト
  - 一五 教室教官室ニ關スルコト

- 六 其ノ他教務ニ關スル一切ノコト
- 第十三條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 圖書ノ出納保存及整理ニ關スルコト
  - 二 圖書印ノ監守ニ關スルコト
  - 三 圖書ノ貸付閱覽ニ關スルコト
  - 四 圖書目錄編纂ニ關スルコト
  - 五 書庫閱覽室ニ關スルコト
  - 六 其ノ他圖書ニ關スル一切ノコト
- 第十四條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 生徒ノ取締ニ關スルコト
  - 二 生徒ノ訓誨及賞罰ニ關スルコト
  - 三 生徒ノ當番ニ關スルコト
  - 四 生徒ノ學籍ニ關スルコト
  - 五 誓書保證書ノ整理保管ニ關スルコト
  - 六 生徒ノ出席簿ニ關スルコト
  - 七 退學休學其ノ他生徒ノ事故ニ關スルコト

- 八 在學及品行證明ニ關スルコト
- 九 家庭及保證人トノ連絡ニ關スルコト
- 一〇 生徒ノ願何届ニ關スルコト
- 一一 生徒ノ郵便物ニ關スルコト
- 一二 生徒ノ集會ニ關スルコト
- 一三 運動競技ニ關スルコト
- 一四 學校衛生ニ關スルコト
- 一五 身體検査ニ關スルコト
- 一六 寄宿舎ノ清潔整頓ニ關スルコト
- 一七 寄宿舎ノ警備取締ニ關スルコト
- 一八 寄宿舎ノ當直ニ關スルコト
- 一九 入舎退舎外泊旅行其ノ他寄宿舎生徒ノ異動ニ關スルコト
- 二〇 寄宿舎生徒ノ舎室配當ニ關スルコト
- 二一 寄宿舎ノ炊事監督ニ關スルコト
- 二二 寄宿舎生徒ノ舎費食費等ノ收支ニ關スルコト

- 三 寄宿舎ノ備人監督ニ關スルコト
  - 四 寄宿舎ニ於ケル面會人參觀人ノ取扱ニ關スルコト
  - 五 特別入學生徒ニ關スルコト
  - 六 其ノ他生徒ノ訓育及寄宿舎ニ關スル一切ノ事項
  - 第十五條 其ノ課ノ分掌事務ニシテ他ノ課ニ關聯スルモノハ合議スヘシ
  - 第十六條 各課所屬職員ハ時宜ニ依リ互ニ他課ノ事務ヲ補助スヘシ
  - 第十七條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス
- 六 圖書室規程**
- 第一條 東京女子高等師範學校圖書室ハ本校ノ圖書ヲ收藏シ職員及生徒ノ閱覽參考ニ供



スルヲ以テ目的トス

第二條 閱覽室ハ休業日ヲ除ク外毎日之ヲ開ク但時宜ニ依リ臨時之ヲ開閉スルコトアルヘシ

第三條 閱覽室ニ於ケル閱覽時限ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 左ニ掲クル者ニハ其ノ請求ニ依リ閱覽票ヲ交付ス

- 一 本校卒業生
- 二 附屬高等女學校卒業生
- 三 特ニ校長ノ許可ヲ得タル者
- 四 職員ハ掛員ノ承認ヲ得テ自ラ書庫及

閱覽室ニ入り圖書ヲ檢索シ之ヲ借覽スルコトヲ得其ノ他ノ者ニ在リテハ圖書ヲ借覽セムトスル時ハ必ス掛員ニ申出テ其ノ貸出ヲ受クヘシ

第六條 圖書ヲ借覽セムトスル者ハ規定ノ用紙ニ書名及冊數年月日等ヲ記入シ署名ノ上掛員ニ差出シ其ノ貸出ヲ受クヘシ

第七條 借覽ノ圖書ハ閱覽了ラハ直ニ返納スヘシ

第八條 職員以外ノ者ニ在リテ同時ニ借覽シ得ヘキ圖書ハ一人ニ付十冊ヲ限トス

第九條 圖書筆墨紙類ヲ除クノ外物品ヲ閱覽室内ニ携帯スヘカラス

第十條 各學科目主任並ニ附屬校園主事ハ教

授上及參考上必要ナル圖書ヲ借受シ之ヲ各教室若ハ各特別教室等ニ備付ケ其ノ學科目又ハ其ノ校園教官ノ共用ニ供スルコトヲ得

各事務主任ハ事務上必要ナル圖書ヲ借受シ之ヲ各事務室ニ備付ケ其ノ掛員ノ共用ニ供スルコトヲ得

前二項ニ依ル圖書ノ借受ニハ別ニ部數ノ制限ヲ設ケス圖書室備置ノ共用圖書貸出簿ニ書名冊數年月日等ヲ記入シ捺印ノ上其ノ貸出ヲ受クヘシ

第十一條 教官ハ一人三十冊其ノ他ノ職員ハ一人十五冊ヲ限リ圖書ヲ借受スルコトヲ得

第十二條 貴重ナル圖書及教官ノ請求ニ依リ圖書室ニ常備シ置クヲ要スル圖書ハ借受スルコトヲ得ス但特ニ校長ノ許可ヲ得タルモノハ一週間ヲ限リ借受スルコトヲ得

第十三條 生徒ハ受持教官ノ指定ニ係ル教科

用圖書ニ限リ之ヲ借受スルコトヲ得但本校夏季休業中ハ一人十冊ヲ限リ特ニ一般圖書ノ借受ヲ許スコトアルヘシ

第十四條 本校生徒ニシテ日曜日祝祭日及閱覽室閉鎖後ニ圖書ヲ借受セムトスル者ニハ之ヲ貸出スコトアルヘシ但同時ニ借受シ得ヘキ圖書ノ冊數ハ五冊ヲ限トス

第十五條 本校生徒ニシテ教生タル者ハ其ノ期間教育實習上必要ナル圖書一人五冊五日ヲ限リ借受スルコトヲ得

第十六條 新ニ購入シ又ハ寄贈ヲ受ケタル圖書ハ一ヶ月ヲ經ルニアラサレハ借受スルコトヲ得ス但本校又ハ附屬校園教官ノ共用ニ供スル爲購入シ又ハ寄贈ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 圖書ヲ借受セムトスル者ハ圖書課

細則

一一一



附則

第六臨時教員養成所職員及生徒ハ本規程ニ依リ本校職員及生徒ニ準シテ圖書ノ借受及借覽ヲナスコトヲ得  
(參考) 圖書閱覽票樣式

第 號

有效期間(自昭和 年 月 日 至 年 月 日)	校印
圖書閱覽票	
(閱覽票ヲ得ヘキ資格)	
職業	何 某
住所	

表

一此ノ票ヲ交附セラレタル者ハ凡テ圖書閱覽ニ關スル規則ヲ遵守スヘシ  
一圖書ヲ閱覽セントスルトキハ此ノ票ヲ掛員ニ示スヘシ  
一此ノ票ハ他人ニ轉貸スルコトヲ得ス又遺失シタルトキハ速ニ届出ツヘシ  
一此ノ票ハ有効期間ヲ過キタルトキハ速ニ返納スヘシ

ニ就キ規定ノ用紙ヲ受取リ之ニ書名册數年月日等ヲ記入シ署名捺印ノ上掛員ニ差出シ其ノ貸出ヲ受クヘシ  
第十八條 第十條ニ依リ備付ケタル共用圖書ハ借受者其ノ保存ニ任シ目錄ヲ調製シ其ノ借受借覽ニ關シテハ別ニ規則ヲ定ムルモノトス  
第十九條 凡テ借受ノ圖書ハ六月十二月指定ノ期日ニ於テ悉皆返納スヘシ但時宜ニ依リ臨時之ヲ返納セシムルコトアルヘシ  
第二十條 圖書ハ其ノ所屬部局ニ付テ之ヲ調査スルモノトス  
第二十一條 凡テ借受ノ圖書ハ之ヲ他人ニ轉貸スルヲ許サス  
第二十二條 借受借覽ノ圖書ヲ汚染毀損シ又ハ紛失シタルトキハ之ヲ償還若ハ修理セシムルコトアルヘシ

七 附屬學校幼稚園主事等

職務規程

主 事

指揮ヲ校長ニ承ケ校園ニ於ケル事務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監督シ教生ノ教育實習ヲ指導シ生徒兒童幼兒ノ教育ヲ擔任ス  
上席所屬職員ヲシテ事務ヲ代理セシムルコトヲ得  
左ノ諸件ハ主事ニ於テ適宜處分スルコトヲ得但一、二、三、五ニ就テハ處分後報告スヘシ  
一 附屬校園ノ事務ヲ處理シ教育ノ方法ヲ改良セムカ爲細則ヲ設クルコト  
二 所屬職員ニ分擔ヲ命スルコト  
三 生徒兒童ノ及第落第ヲ判定スルコト  
四 參觀ヲ許否スルコト  
五 生徒兒童ノ退學及幼兒ノ退園ヲ承認ス

ルコト

六 通常ノ事項ニ關シ生徒兒童幼兒ノ保護者若ハ其ノ代理者ヲ呼出シ又ハ之ト文書ヲ往復スルコト  
附屬高等女學校專攻科主任  
指揮ヲ主事ニ承ケ專攻科ニ於ケル教育ノ統一ヲ計リ兼テ其ノ全體ニ關スル事務ヲ掌理事務掛

事務掛  
指揮ヲ主事ニ承ケ附屬校園内ノ整理器具標本簿册ノ整頓物品ノ受渡圖書ノ保管外來人ノ應接文書報告校園印章ノ保管等ノ事ヲ掌ル

八 會議規程

第一條 會議ヲ分チテ評議員會及教官會トス  
第二條 評議員會ハ學校長ノ諮問ニ應ジ校務ニ關スル重要ナル事項ヲ審議ス



第三條 評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス  
 評議員ハ左ノ職員ニ就キ學校長之ヲ命ス  
 一 各課幹事及寄宿舎主任生徒主事  
 二 教授生徒主事ヲ本官トスル者ノ互選シタル者若干名  
 必要アルトキハ臨時評議員外ノ職員ヲシテ會議ニ加ハラシムルコトアルヘシ  
 第四條 前條第二項第二號ニ依ル評議員ノ任期ハ當該學年間トス  
 第五條 教官會ハ學校長ノ諮問ニ應シ學科課程成績考查其ノ他學校長ニ於テ必要ト認めタル事項ヲ審議ス  
 第六條 教官會ハ左ノ五種トシ當該教官ヲ以テ之ヲ組織ス  
 一 學科主任會  
 二 學科主任會  
 三 學級主任會  
 第四 教授會  
 五 教官總會  
 前項第一號乃至第四號ノ各教官會ニ於テ必要アルトキハ當該教官外ノ教官ヲシテ會議ニ加ハラシムルコトアルヘシ  
 第七條 評議員及各教官會ノ當該教官ハ其ノ會議ニ附議スヘキ議案ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ三名以上ノ贊成ヲ得會議ノ三日以前ニ於テ學校長ニ提出スルヲ要ス  
 第八條 評議員會及教官會ノ議長ハ學校長之ニ當ル  
 第九條 評議員會及教官會ニ理事ヲ置ク  
 評議員會理事ハ庶務課幹事教官會理事ハ教務課幹事之ニ當リ學校長ノ指揮ヲ受ケ其ノ會ノ庶務ヲ處理ス  
 第十條 評議員會及教官會ニ書記ヲ置ク  
 評議員會書記ハ庶務課庶務係主任書記教官

會書記ハ教務課主任書記之ニ當リ上司ノ指揮ヲ受ケ其ノ會ノ庶務ニ從事ス  
 附 則  
 第十一條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス  
 九 文書處理規程  
 第一條 公文書ハ附屬校園ニ於テ直接處理スルモノ及本規程第四條ニ依ルモノノ外庶務課庶務掛ニ於テ收受シ左ノ各號ニ依リ取扱フヘシ  
 一 親展文書ハ月日受信名及發信名ヲ親展文書送付簿ニ登記シ封緘ノ儘之ヲ宛名ニ配付スヘシ  
 二 前號外ノ文書ハ之ヲ開封シ文書收受簿ニ登記シ其ノ件名番號及年月日ヲ記入シタル後直ニ主掌分課掛ニ配付シ其ノ證印ヲ徵スヘシ  
 三 二分課掛以上ニ關聯スル文書ハ關係ノ重キニ從ヒ之ヲ配付スヘシ  
 第二條 親展文書ノ回付ヲ受ケタルトキハ前條第二號ニ準シ之ヲ取扱フヘシ  
 第三條 配付ヲ受ケタル文書ニシテ他ノ分課掛ノ主掌ニ屬スルモノアルトキハ之ヲ庶務課庶務掛ニ還付スヘシ  
 第四條 左ノ文書ハ庶務課庶務掛ヲ經由セス主掌分課掛ニ於テ直ニ接受スヘシ  
 一 教務ニ關シ教官ヨリ提出スル報告書類  
 二 生徒ヨリ差出ス願届書類  
 三 入學志願者及入學候補者ニ關スル書類  
 四 其ノ他學校長ノ指定シタル書類  
 第五條 配付ヲ受ケ又ハ接受シタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ處分案ヲ提出スヘシ  
 事件ノ種類ニ依リ直ニ處分案ヲ提出スル能

會書記ハ教務課主任書記之ニ當リ上司ノ指揮ヲ受ケ其ノ會ノ庶務ニ從事ス  
 附 則  
 第十一條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス  
 九 文書處理規程  
 第一條 公文書ハ附屬校園ニ於テ直接處理スルモノ及本規程第四條ニ依ルモノノ外庶務課庶務掛ニ於テ收受シ左ノ各號ニ依リ取扱フヘシ  
 一 親展文書ハ月日受信名及發信名ヲ親展文書送付簿ニ登記シ封緘ノ儘之ヲ宛名ニ配付スヘシ  
 二 前號外ノ文書ハ之ヲ開封シ文書收受簿ニ登記シ其ノ件名番號及年月日ヲ記入シタル後直ニ主掌分課掛ニ配付シ其ノ證印



ハス又ハ處分ヲ要セスト認ムルトキハ學校長ニ供閱シ指揮ヲ受クヘシ

第六條 處分案ニシテ他ノ分課掛ニ關係アルモノハ合議スヘシ

第七條 決裁濟ノ文書ハ主掌分課掛ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ速ニ處理ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條 發送ヲ要スル文書ハ庶務課庶務掛ニ回付スヘシ執務時間外ニ發送ヲ要スル文書アルトキハ事務當直ニ回付スヘシ

第九條 庶務課庶務掛ニ於テハ發送文書及原議ニ番號ヲ付シ文書發送簿ニ登記シ原議ハ之ヲ主掌分課掛ニ還付スヘシ

第十條 庶務課庶務掛又ハ事務當直ニ於テ直接文書ヲ發送スルトキハ八月日受信名發信名及番號ヲ文書送付簿ニ記載シ送達ノ上送先ノ證印ヲ徵スヘシ

第十一條 庶務課庶務掛又ハ事務當直ニ於テ郵電信ヲ發送シタルトキハ八月日受信名發信名及料金ヲ郵便切手受拂簿ニ登記シ取扱者檢印スヘシ

第十二條 學校長ノ官印又ハ校印ヲ使用セムトスルトキハ管守者ノ承認ヲ受クヘシ

第十三條 事件ノ完結シタル文書ハ主掌分課掛ニ於テ編纂保存スヘシ

第十四條 文書ハ之ヲ分類シ左ノ各號ニ依リ編纂スヘシ

一 事件ノ完結シタル順序ニ依リ曆年別會計ニ關スルモノハ會計年度別ニ綴込ムヘシ但紙數ノ多寡ニ應ジ便宜一年分ヲ分綴シ又ハ數年分ヲ合綴スルコトヲ得

二 保存期限十年以上ノモノハ卷首ニ目錄ヲ附シ件名及丁數ヲ掲記スヘシ

三 圖表其ノ他合綴シ難キモノハ適宜ノ方

法ニ依リ之ヲ保存スヘシ

第十五條 文書ノ保存期間ハ之ヲ無期十年五年及一年ノ四種ニ分ツ

第十六條 無期保存ニ屬スヘキ文書ハ凡ソ左ノ如シ

御眞影拜戴、勅語謄本下附及御下賜品等ニ關スル書類 行啓ニ關スル書類 訓令、告示、告諭及通牒書類 職員進退及叙位叙勳等ニ關スル書類 職員履歷書 儀式ニ關スル書類 規則規則ノ制定改廢ニ關スル書類 卒業證書原簿 教員免許狀ニ關スル書類 命令簿 學校一覽 校報 諸統計並報告書類 寄付ニ關スル書類 文書收受簿 文書發送簿 官廳往復重要書類 歳入徵收簿 支出簿 支出内譯簿 經費推算簿 支拂元受高差引簿 概算整理簿 現金出納簿 保證金出納簿 資金ニ關スル重要書類 科學研究獎勵費ニ關スル書類 歳入歳出概算書 物品出納計算書 收入金現金出納計算書 委任經理現金出納計算書 歳入歳出外現金出納計算書 會計檢査院審理答辯書寫 當備員命令簿 學業成績簿 成績調查表 入學者寫眞 入學者及特別入學者關係書類 評議員會及教官會記錄學期別課程表 研究科生徒研究報告書 生徒學籍簿 生徒處分ニ關スル書類 休退

學何簿 寄宿舎重要書類

第十七條 十年保存ニ屬スヘキ文書ハ凡ソ左ノ如シ

文部省在外研究員關係書類 職員勤務調查表 職員出張復命書類 職員本務以外應屬書類 會計關係計算報告書類 歳入歳出豫算施行ニ關スル書類 競争入札ニ關スル書類 郵便切手受拂簿 消耗品受拂簿 俸給支出原簿 備入給料支出原簿 諸契約書 見積書 歳入徵收報告簿 物品請求書類 高等師範學校等ニ關スル調 入學者選拔試驗關係書類 教科書選定表 教授要目 教授進程報告 日課表 試驗問題 入學者選拔試驗問題 選修學科目選擇屆 見學旅行關係書類 生徒身體檢査統計表 生徒證書及保證書 生徒ノ思想性行ニ關スル書類 生徒學資金關係書類

第十八條 五年保存ニ屬スヘキ文書ハ凡ソ左ノ如シ

宿直日誌 文書送付簿 職員願屆書類 職員生徒身分證明原簿 乘車船賃割引證交付原簿 通知簿 揭示何簿 支拂豫算科目流用何簿 經費推算表 經費分割簿 豫算分配何簿 當備員出勤簿 小切手支拂番號原簿 俸給其ノ他交付簿 臨時備上人夫出賃帳 入學志願者名簿 入學者選

細則



拔試驗成績表 入學志願票(入學者ノ分) 入學者選拔試驗  
 答案 講習會關係書類 成績證明書類 評點科目割合表  
 教官受持時數調 卒業生禮當ニ關スル書類 教生配當ニ關  
 スル書類 教官生徒圖書借覽書類 生徒戶籍簿本 生徒履  
 歷書 生徒勤惰報告 生徒出席簿 生徒宿所届 入舎及退  
 舎ニ關スル書類 生徒並保證人印鑑簿 保證人變更届 寄  
 宿舎役員任命認可關係書類 在學證明書交付簿 集會願級  
 通學願ニ關スル書類 生徒ノ外出、外泊、歸省ニ關スル書類

第十九條 一年保存ニ屬スヘキ文書ハ凡ソ左  
 ノ如シ  
 書留郵便受簿 常備員願屆書類 入學志願票及寫眞(不  
 合格者ノ分) 入學出願書類(不合格者ノ分) 參觀人ニ關ス  
 ル書類 生徒書留郵便物受渡簿 生徒缺席届

第二十條 文書ノ保存期間ハ事件ノ完結シタ  
 ル翌年ヨリ之ヲ起算ス但會計ニ屬スルモノ  
 ハ翌會計年度ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條 保存期間ノ經過シタル文書ハ之  
 ヲ庶務課會計掛ニ引繼クヘシ

庶務課會計掛ニ於テ前條ノ文書ヲ受繼キタ  
 ルトキハ經伺ノ上相當ノ措置ヲナスヘシ

十 物品會計規程細則

第一章 總則

第一條 本校ニ屬スル物品ノ保管及出納ハ物  
 品會計規則並文部省直轄各部物品會計規程  
 ニ基キ此ノ細則ニ依リ處理スヘシ

第二條 物品ハ之ヲ分チテ備品消耗品ノ二種  
 トス

第二章 保管及出納

第三條 物品ノ出納ハ總テ學校長ノ命令ニ依  
 リ物品會計官吏之ヲ執行ス

第四條 各部局ニ於テ所要ノ物品ハ請求書ニ  
 品目數量需要ノ事由ヲ記載シ會計掛ニ請求  
 スヘシ但注文上圖案ヲ要スルモノハ之ヲ添  
 付スヘシ

第五條 會計掛ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケタル  
 トキ其ノ物品ノ在庫品ナルトキハ之ヲ當該  
 物品監守者又ハ物品取扱主任ニ交付シ新ニ  
 購入ヲ要スルモノハ學校長ノ許可ヲ受ケ購  
 入ノ上支給ノ手續ヲナスヘシ

第六條 通常所要ノ物品ハ一箇年ノ所要ヲ豫  
 定シ學校長ノ許可ヲ得テ一回若ハ數回ニ取  
 纏メ會計掛ニ於テ購入ノ手續ヲナスヘシ

第七條 生産品又ハ寄贈品ニ係ル物品ハ會計  
 掛ニ於テ其ノ品目數量及價格ヲ記シ藏置若  
 ハ支給ノ手續ヲナスヘシ

第八條 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品  
 ハ直ニ物品出納簿ニ登記スヘシ

物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ支給  
 セムトスルトキハ備品ニ在リテハ現品ニ番  
 號ヲ付シ備品支給簿ノ登記ヲ了シタル後之  
 ヲ交付スヘシ

圖書機械標本ハ各物品監守者ニ於テ各自一  
 定ノ番號ヲ附記スヘシ

第九條 物品ノ監守及取扱ニ關スル責ニ任セ  
 シムル爲各部局ニ物品監守者及物品取扱主  
 任各一名ヲ置ク

第十條 物品監守者ハ備品監守簿ヲ物品取扱  
 主任ハ消耗品受拂簿ヲ備ヘ物品ノ支給ヲ受  
 ケタルトキハ直ニ之ヲ登記シ支給簿又ハ請  
 求書ニ受領ノ印ヲ押シ受授ノ手續ヲ爲スヘ  
 シ

第十一條 物品監守者若ハ物品取扱主任交迭  
 シタルトキハ前任者後任者ニ於テ物品監守  
 簿消耗品受拂簿ト現品トヲ對照シ其ノ引繼  
 ヲ了シタル事由及年月日ヲ帳簿餘白ニ記入  
 シ相互記名捺印スヘシ

前項ノ手續ヲ了シタルトキハ前任者連署ノ  
 上學校長ニ届出ツヘシ



第十二條 甲備品監守者ノ監守スル物品ニシテ不用ニ歸シタルモ乙備品監守者ニ於テ必要ナルモノアルトキハ甲乙監守者ヨリ其ノ旨物品會計官吏ニ通告シ現品ノ受渡ヲナスヘシ

第十三條 物品監守者ハ監守セル物品ニシテ自然ニ毀損シタル爲修理ヲ要スルモノアルトキハ現品ヲ添ヘ會計掛ニ請求スヘシ  
會計掛ハ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ手續ヲナシ出來ノ上ハ物品監守者ニ交付スヘシ

第十四條 物品監守者ニ於テ自然毀損シ若ハ不用ニ屬シタル物品ハ直ニ之ヲ會計掛ニ返付シ監守簿ニ其ノ事由及年月日ヲ記入シ物品會計官吏ノ受領ノ證印ヲ受クヘシ  
第十五條 物品會計官吏ニ於テ前項物品ノ返付ヲ受ケ將來所要ノ目的ナシト認メタルモ

ノハ其ノ處分案ヲ付シ學校長ノ決裁ヲ受クヘシ

第十六條 物品會計官吏ハ毎年一回以上各物品監守者及物品取扱主任ノ物品ヲ査閲シ備品監守簿消耗品受拂簿ノ調査ヲナシ其ノ狀況ヲ學校長ニ申告スヘシ

第十七條 物品會計官吏保管ノ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ速ニ其ノ實況ヲ詳記シタル始末書ヲ作り學校長ニ申報スヘシ

第十八條 物品監守者ハ時々監守物品ヲ帳簿ト對照シ點檢スヘシ若シ物品ノ亡失毀損ヲ發見シタルトキハ速ニ其ノ實況ヲ詳記シタル始末書ヲ作り物品會計官吏ヲ經由シテ學校長ニ申報スヘシ

第十九條 物品ヲ亡失シ或ハ毀損シタル者アルトキハ學校長ハ其ノ事實ヲ審査シ其ノ監督ヲ怠リ或ハ故意怠慢ニ出テタルモノト認

ムルトキハ文部省直轄各部物品會計規程第十二條若ハ第十三條ニ依リ處分スヘシ

第三章 帳簿

第二十條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明確ニスル爲左ノ帳簿ヲ備フヘシ

- 一 普通備品出納簿
- 一 圖書出納簿
- 一 機械標本類出納簿
- 一 普通備品支給簿
- 一 機械標本類支給簿

第二十一條 物品監守者ハ物品ノ監守物品取扱主任ハ消耗品ノ受拂ヲ明確ニスル爲左ノ帳簿ヲ備フヘシ

- 一 備品監守簿
- 一 消耗品受拂簿
- 一 郵便切手類受拂簿

第二十二條 諸帳簿等ハ別紙様式ニ依リ調製

スヘシ(別紙様式略ス) 第四章 檢閲

第二十三條 學校長ハ毎年物品檢閲委員長一名委員若干名ヲ學校職員中ヨリ任命シ物品ヲ檢閲セシム

第二十四條 物品檢閲ハ毎年九月十五日開始十一月十五日終了トス但臨時檢閲ヲ行ハシムルコトアルヘシ

第二十五條 物品檢閲ノ時日ハ檢閲委員長ヨリ豫メ物品會計官吏及物品監守者又ハ物品取扱主任ニ通知スヘシ

第二十六條 物品檢閲委員ハ現在物品ト帳簿ト對照シ物品ノ保管出納使用消費ノ適否及物品缺損ノ有無等ニ關スル實況ヲ檢閲スヘシ

第二十七條 物品檢査上在庫物品ニ付テハ物品會計官吏監守及取扱物品ニ付テハ物品監



守者又ハ物品取扱主任ニ於テ其ノ保管監守  
取扱ニ係ル現品及帳簿等ヲ取揃ヘ立會ノ上  
之カ検査ヲ受ケ檢閲委員ヨリ質問アリタル  
トキハ之ニ答辯スヘシ

第二十八條 物品檢閲委員檢閲ヲ終了シタル  
トキハ檢閲ノ顛末ヲ具シ意見ヲ付シテ學校  
長ニ申報スヘシ

### 十一 非常心得

第一條 非常事變アルトキハ報鐘ヲ連打シテ  
之ヲ報ス

第二條 非常事變ノ節職員ハ晝夜ヲ論セス直  
ニ出校シ上官ノ指揮ニ從フヘシ

第三條 非常事變ノ節ノ立退場ハ運動場及正  
門附近トス

第四條 非常ヲ認知シタル者ハ直ニ報鐘ヲ連  
打スヘシ

第五條 報鐘ヲ聞キタルトキ或ハ非常ヲ認知  
シタルトキ生徒児童幼兒ハ左ノ指揮ヲ受ケ  
テ急速最近ノ立退場ニ整列スヘシ

一 寄宿舎ニ在リテハ生徒主事及寮總代室  
總代若ハ其ノ代理者

二 教室内ニ在リテハ受持教員

第六條 生徒児童幼兒立退場ニ集リタルトキ  
ハ上官ノ指揮ヲ受ケテ進退スヘシ

第七條 大地震等ノ場合ニ在リテハ非常報鐘  
ノ有無ニ拘ラス教員生徒主事寮總代室總代  
若ハ其ノ代理者ハ便宜速ニ立退カシムヘシ  
但教員ノ指揮ヲ受ケル暇ナキトキハ生徒ハ  
便宜ノ處置ヲ採ルヘシ

第八條 火災ノ節ハ最モ先ニ左ノ物品ノ持退  
ヲ終ヘテ他ノ物品ニ及フヘシ

一 庶務課庶務掛緊要書類

一 庶務課會計掛緊要書類

一 教務課緊要書類

一 圖書課緊要書類

一 生徒課緊要書類

一 寄宿舎緊要書類

一 醫局緊要書類

一 附屬學校幼稚園緊要書類

第九條 各部所管ノ緊要書類物品等ニハ常ニ  
非常持退品ノ文字ヲ標記シ置キ至急持退ニ  
便スヘシ

第十條 執務時間外ニ於テ火災アルトキハ宿  
直員ハ電話ヲ以テ直ニ校長ニ急報スヘシ

第十一條 火災ノ節職員ハ小使人足等ヲ指揮  
シテ消防ニ盡力スヘシ

第十二條 非常ノ節指揮者ハ校内便宜ノ場所  
ニ其ノ居ヲ定メ夜間ハ高張提灯ヲ掲ケテ目  
標トスヘシ

第十三條 庶務課庶務掛ハ諸官省學校又ハ其

ノ他ヨリ駆付ヲ受ケタルトキ之カ應接ノ任  
ニ當ルヘキモノトス

第十四條 非常立退ノ方法ハ時々練習スヘシ

第十五條 附屬校園並ニ寄宿舎ニ於テハ非常  
心得ニ基キ更ニ實施ノ方法ヲ定ムヘシ



第七 獎學資金

一 獎學寄附金管理規程

第一條 獎學寄附金ニシテ文部大臣ヨリ交付セラレタル現金ハ株式會社三井銀行當座預金トシ又ハ有價證券ハ中央金庫ニ保管ヲ託スルモノトス但預入人ハ學校長ノ名義トス

第二條 獎學寄附金ノ銀行預金通帳及有價證券ノ中央金庫保管證書ハ當校備付ノ金櫃ニ藏置シ會計主任之ヲ保管ス

第三條 有價證券ノ利子ハ第一條ノ預金トス

第四條 預金ノ支出ヲ要スルトキハ當該銀行ヨリ預金ヲ引出シ現金ヲ以テ其ノ受取人ニ交付ス

二 獎學資金

明治四十五年六月三日昭憲皇太后本校へ行啓アラセラレ職員生徒ニ金五百圓ヲ賜フ本校カ陛下ノ行啓ヲ辱ウシタルコト實ニ十一回ニシテ其ノ都度ニ於ケル御下賜ノ金品ハ職員生徒ノ協議ヲ經テ或ハ本校及附屬校園ニ分配シ有益ナル機械器具ニ替ヘ又ハ校歌タル陛下ノ御詠ヲ謹寫セシメ之ヲ分チ戴キテ以テ永ク記念シ奉リタル事アリ故ニ今回亦一般ニ諮リ將ニ先例ニ倣ハントセシニ何ソ圖ラン其ノ年七月三十日明治天皇俄ニ御登遐アラセラレ昭憲皇太后ノ本校行啓ハ其ノ時ヲ以テ最終ノ御事トナレルニ依リ前記御下賜金處理ノ方法ヲ更メ後之ヲ恩賜獎學資金トシテ永久ニ記念シ奉リ其ノ利子ヲ以テ獎學ノ資ニ充テムトシ其ノ手

續テ了シタリ而シテ右ノ外有志ノ寄附ニ係ル獎學寄附金アリ

昭和五年五月末日現在高左ノ如シ

金四千九百三十二圓十二錢

內譯

- 金五百八十一圓八十九錢 (五百圓) 恩賜獎學資金
- 金百五十三圓三十七錢 (百圓) 黑田獎學寄附金
- 金七十六圓六十九錢 (五十圓) 山本獎學寄附金
- 金六百九十八圓八十四錢 (有價證券額 面五百圓) 今村獎學寄附金
- 金百五十六圓十九錢 (同 百圓) 第 回理科卒業者記念獎學寄附金
- 金百八十七圓八十一錢 (同 六十圓) 杉本獎學寄附金

金千九百二十九圓二十一錢 (同 二千圓) 杉村記念獎學寄附金

金千四百四十八圓十二錢 (千圓) 開校五十年記念恩賜獎學資金

三 獎學資金ニ關スル規程

第一條 經理委任ニ屬スル獎學資金ヨリ生スル利子ハ本規程ニ依リ使用スルモノトス但寄附者ヨリ用途ヲ指定シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 獎學資金ヨリ生スル利子ハ適宜左ノ各號ノ使途ニ充ツルモノトス

一 本校及附屬校園ニ於テ運動其ノ他特ニ獎勵ヲ要スル事項ニ關スル施設ヲ爲スコト

二 本校生徒中品行方正ニシテ學業優等ノ者ニ學資ノ補給ヲ爲スコト



第三條 前條第二號ニ依ル學資ノ補給ハ之ヲ一時ニ爲シ或ハ期間ヲ定メテ毎月之ヲ爲ス但期間ヲ定メテ學資ノ補給ヲ爲スモノニ對シ其ノ月十六日以後ニ於テ補給ノ命令ヲ發シタル場合ハ其ノ月ニ限リ月額ノ半額トス

第四條 毎月ノ學資補給ハ其ノ月二十三日(七月ニ在リテハ五日)休業日ナレハ繰下クニ之ヲ爲ス但半途退學者卒業者死亡者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第五條 學資ノ補給ヲ受クル生徒ニシテ休學ヲ命セラレタル場合ハ其ノ翌月ヨリ休學期間補給ヲ停止ス

### 第八 職員

(昭和五年九月調)

學校長	吉岡 郷甫 山口	漢文	細田 謙藏 東京
名譽教授	岩川 友太郎 東京	教育	北澤 種一 長野
教授	下田 次郎 東京	植物	保井 コノ 大隈
修身、教育	下村 三四吉 兵庫	教育、保育	倉橋 惣三 静岡
歴史	尾上 八郎 岡山	國語	佐伯 常麿 鳥根
國語	岡田 美津 東京	化學	堀田 七藏 富山
英語	近藤 耕藏 神奈川	理科	黒田 チカ 佐賀
理科	富士 德治郎 奈良	國語	莊田 安太郎 山形
地理	教諭 乙部 孝吉 岩手	教育、家事	菅原 教造 新潟
物理	文部省學校衛生官 北 豐吉 石川	裁縫	成田 順 東京
生理及衛生		修身、教育	古川 竹二 長崎
		修身	水野 敏雄 東京
		歴史	齋藤 文藏 東京



英語	教諭 木村 昭み 滋賀	英語、地理	教諭 竹田 幾子 富山
數學	教諭 中澤 伊與吉 新潟	國語、漢文	竹田 ちち 山梨
音樂	中村 コウ 島根	裁縫	寺尾 きく 石川
地理	飯本 信之 石川	物理	岡田 けい 三重
英語	木多 顯彰 愛知	裁縫	石田 はる 大阪
數學	岩間 綠郎 青森	體操	三浦 ヒロ 北海道
家事	西野 みよし 東京	體操	宮田 覺造 茨城
家事	由井 テイ 東京	裁縫	越智 延愛 媛
動物	久米 又三 兵庫	手工	教諭 山形 寛
英語	津田 芳雄 東京	圖畫	教諭 及川 ふみ
植物	大槻 虎男 東京	體操	助教諭 佐々木 光子
化學	林 太郎 富山	園藝	助教諭 大岩 金子
數學	田中 増太郎 和歌山	家事	助教諭 黒岩 矩
國語	教諭 石井 庄司 奈良		

助教授

第六臨時教員養成所教授 平島 權藏 東京

講師

授業擔當

習字	岡田 起作 京都	地理	中央氣象臺技師 關口 輝吉 静岡
國語	東京文理科大學教授 保科 孝一 山形	染色	東京工業大學助教授 菱山 衛平 東京
修身	東京帝國大學教授 吉田 熊次 東京	手藝	上村 百代 東京
圖畫	東京高等學校教授 佃 武昭 岡山	地理	松尾 俊郎 佐賀
歴史	松井 等 東京	手藝	神田 つね 東京
國語	(石川) 佐久太郎 静岡	植物	東京文理科大學教授 矢部 吉禎 東京
歴史	齋藤 清太郎 岡山	法制及經濟	文部書記官 小笠原 豊光 群馬
育兒、看護	青木 醇一 千葉	動物	岡 徹 山口
國語	關根 正直 東京	動物	第一高等學校教授 高橋 堅 青森
生理及衛生	新宮 涼國 東京	動物	菊池 健三 東京
動物	岩川 友太郎 東京	食物及營養、料理法	藤本 薫喜 愛媛
礦物及地質	名譽教授 淺井 郁太郎 東京		
織物	東京工業大學助教授 太田 勤治 宮城	裁縫室勤務	松崎 えい 東京
作法	岡 ハツノ 宮城	動物室勤務	柳川 操 千葉
家事經濟、家計簿記	松平 友子 東京	地理室勤務	秋山 徳巳 徳島
住居	山本 拙郎 高知	植物室勤務	椎名 千代 静岡
園藝	吉永 義信 長崎		

教務囑託

職員





理科第四學年	教授 岩間 綠 郎
理科第三學年	教授 乙部 孝 吉
理科第二學年	教授 保井 コノ
理科第一學年	教授 林 太郎
家事科第四學年	教授 成田 順
家事科第三學年	教授 倉橋 惣三
家事科第二學年	教授 近藤 耕藏
家事科第一學年	教授 黒田 チカ
保育實習科	教授 堀 七藏
* * *	
庶務課	
幹事	教授 水野 敏雄 東京
主任、勤務	書記 富岡 龜門 東京
勤務(兼)	書記 岩崎 辰治 富山
勤務(兼)	書記 西堂 信一 埼玉
庶務課庶務掛	
勤務	書記 朽木 鉄吉 東京
勤務	書記 岩崎 辰治 富山
勤務	書記 西堂 信一 埼玉
勤務	書記 野村 正實 山口
勤務	書記 金井 眞八郎 群馬
勤務	書記 西川 眞澄 高知
勤務	書記 野村 正實 山口
勤務	書記 島田 一大郎 東京
勤務	書記 岡崎 松之助 北海道
勤務	書記 吉田 義治 東京
勤務	書記 寺田 熊助 鹿兒島
勤務	書記 櫻井 平八郎 岐阜
勤務	書記 池田 續 長野
電氣技術員	書記 池田 續 長野
教務課	
幹事	教授 莊田 安太郎 山形
勤務(兼)	書記 富岡 龜門 東京
主任、勤務	書記 岩崎 辰治 富山

勤務(兼)	書記 西堂 信一 埼玉
勤務(兼)	書記 朽木 鉄吉 東京
勤務	書記 浦田 新太郎 京都
勤務	書記 水谷 昌春 福島
家事室勤務	雇員 本田 ツネ 兵庫
圖書課	
幹事	教授 下村 三四吉 兵庫
主任、勤務	書記 細井 専山 形
勤務	嘱託 橋田 弘久 岡山
勤務	嘱託 稻枝 豊彦 東京
勤務	雇員 今井 きよ 東京
臨時圖書ニ關スル取調	嘱託 新保 磐次 新潟
生徒課	
勤務	生徒主事 堀口 きみこ 長野
勤務	生徒主事 西野 みよし 東京
勤務	生徒主事 佐々木 きみよ 東京
勤務	助教 三浦 ヒロ 北海道
勤務	書記 富岡 龜門 東京
勤務(兼)	書記 岩崎 辰治 富山
主任、勤務	書記 西堂 信一 埼玉
勤務	書記 朽木 鉄吉 東京
勤務	書記 前田 のぶ 静岡
勤務	雇員 水谷 昌春 福島
勤務	雇員 山内 ふみ 東京
勤務	嘱託 本間 辰藏 新潟
勤務	嘱託 佐伯 作次 福井
勤務	嘱託 榊 形テツ 東京
附屬高等女學校	
主任	主任 榊 形テツ 東京

職員

133

132



理科	第六臨時教員養成所教授	教授	近藤耕藏	神奈川
理科	富士德治郎	教授	茂郎	三重
歷史、地理	北澤種一	教授	長野	
修身	佐伯常磨	教授	島根	
國語	堀七藏	教授	富山	
理科	成田順	教授	東京	
裁縫	竹田菊	教授	東京	
國語、歷史	調育部主任、圖書部主任	古川竹二	長崎	
修身、教育	圖書部分擔	木村陽み	滋賀	
英語	圖書部分擔	中澤伊與吉	新潟	
修身、數學	本一擔任、庶務部主任	山形寛	福井	
修身、圖畫	本二擔任、教務部主任	竹田ち	山梨	
漢文	助教	尾幾子	富山	
國語	助教	齋藤文藏	東京	

教諭

修身、國語、地理	本五擔任	稻村テ	東京
修身、國語	本四擔任、教務部分擔	水谷年惠	愛知
裁縫	助教	寺尾きく	石川
家事	山井テ	東京	
教育	滋谷義夫	三重	
國語	圖書部分擔	中村ヨシ	宮城
體操	田中せき	山形	
裁縫	助教	石田はる	大阪
體操	助教	三浦ヒロ	北海道
英語	教授	津田芳雄	東京
國語、歷史	專擔任、調育部分擔	及川ふみ	大阪
國語	保姆	平山ひさ	東京
理科	助教	岡田けい	三重
理科	調導	吉田弘	熊本
數學	本三擔任、調育部分擔	川上ソノ	廣島
裁縫	助教	越智延	愛媛
國語	專擔任、教務部分擔	石井庄司	奈良

助教諭

英語	庶務部分擔	目次	了島根
國語	保姆	新庄よしこ	茨城
歷史	調導	鷺山さき	東京
地理	調導	飛松正兵	庫
音樂	本一擔任、庶務部分擔	吉川節子	石川
地理	調導	山本セイ	秋田
家事、裁縫	本五擔任	木對タキ	岩手
英語	圖書部分擔	小林濟子	石川
家事、裁縫	本三擔任、教務部分擔	中島千代子	岡山
家事、裁縫	本二擔任、教務部分擔	阿部清子	兵庫
理科、數學	本四擔任、圖書部分擔	木村秋子	東京
國語	調導	大岩金	岡山
國語	調導	川たき	千葉
理科	調導	折原さだ	群馬
家事、裁縫	調導	島根阿佐	茨城

講師

授業擔當

體操	平田ふみ	兵庫	
體操	佐々木光子	兵庫	
家事	黒岩矩	東京	
英語	東京高等學校教授	松浦嘉一	愛知
手藝	市橋なみ	福井	
哲學	鈴木利三郎	靜岡	
英語	ハヌス、イラン、マ	英國	
法制	金子彦一	新潟	
數學	富田はる	新潟	
法制經濟	岡本三郎	靜岡	
英語	齋藤勝子	東京	
修身	教授	下田次郎	
歷史	教授	下村三四吉	
國語	教授	尾上八郎	

英語	教授 岡田美津	英語	講師 上村百代
漢文	教授 細田謙藏	住	講師 神田つね
教育	教授 倉橋惣三	事務室勤務	講師 山本拙郎
國語	教授 莊田安太郎	囑託	那須良利宮崎
心理、美學	教授 菅原敬造	附屬小學校	(擔任學級ハ略稱ニ依ル尋ハ尋常科 高ハ高等科ヲ示シ數字ハ學年ヲ示ス)
修身	教授 水野敏雄	主事	教授 北澤種一長野
歷史	教授 齋藤文藏	訓導	教諭 山形 寛福井
英語	教授 木多顯彰	手工	教務掛主任 澁谷 義夫三重
家事	教授 西野みよし	修身、國語	庶務掛主任 吉田 弘熊本
理科	教授 大槻虎男	理科	第二部高一、二擔任 岩下 吉衛長野
理科	教授 林太一郎	算術	第二部五、六擔任 齋藤 英夫千葉
理科	助教授 平島權藏	地理	助教諭 目次 了島根
習字	講師 岡田起作	英語	會計掛 橘川 なみ宮城
育兒、看護	講師 青木醇一	唱歌	
國語	講師 石川佐久太郎		
作法	講師 岡ハツノ		
經濟	講師 松平友子		
衣	講師 太田勤治		
園藝	講師 吉永義信		

第一部五擔任、教務掛、會計掛	鷺山 さき 東京	英語	講師	齋藤 勝子 東京
歷史、地理	飛松 正兵庫	商業	授業擔當	鹽 清福島
第二部三、四擔任、教務掛、會計掛	山内 俊次 愛知	體操	助教授	三浦 ヒロ
第一部四擔任	山本 七イ 秋田	附屬幼稚園	主任	原 山口源作 靜岡
第三部二擔任、庶務掛	奥田 兵治 富山	主事	教授	堀 七藏 富山
第三部三擔任	田代 順之 新潟	保母	第一部森ノ組擔任	及川 ふみ 大阪
第三部六擔任、教務掛	坂本 豊福 井	第一部川ノ組擔任	第一部川ノ組擔任	新庄 よしこ 茨城
地理	寺谷 朝藏 鳥取	第一部山ノ組擔任	第一部山ノ組擔任	菊池 フジノ 宮城
體操	齋藤 與助 千葉	第二部林ノ組擔任	第二部林ノ組擔任	神原 キク 香川
圖畫、手工、體操	岡田 千代 石川	第二部池ノ組擔任	第二部池ノ組擔任	徳久 孝子 茨城
第一部六擔任、會計掛	金成 みきお 茨城	第一部海ノ組擔任	第一部海ノ組擔任	白根 美智子 廣島
第三部一擔任	淺黄 俊次郎 山形	囑託		村上 露子 新潟
第一部二擔任	折原 さだ 群馬			
第二部一、二擔任	河南 貞雄 兵庫			
第一部三擔任、會計掛	島根 阿佐 茨城			
裁縫	裁縫			



第九生徒

(昭和五年七月末調)

一 生徒氏名

(氏名ハ五十音順トス氏名ノ上段ニ(休)トアルハ休學ヲ示シ氏名ノ下段ハ本籍府縣名) 及出身學校名略稱ヲ示ス略稱ハ女子師範學校ヲ「女師」トシ高等女學校ヲ省ク

新井 壽子 茨城 東京第五	篠田 千枝子 山口 坂口	渡部 正子 愛媛 松山
石川 初子 愛媛 宇摩	須田 春子 宮城 青木第一	雨田 フサ 鹿兒島 清水谷
板井 義子 福岡 九州	關根 慶子 東京 女學院第一	栗屋 君子 茨城 水戸
庵原 敏子 香川 小倉	高橋 綾子 兵庫 加古川	池永 ミサ 長崎 長崎
岩崎 節子 福岡 小倉	平橋 朝子 和歌山 田邊	梅田 涙子 廣島 成女
遠藤 桂子 宮城 東京女師	土屋 春子 東京 三輪田	小篠 キヨ 東京 東京第二
織井 貴之 長野 伊那	乃美 清子 廣島 旅順	龜井 幹子 東京 東京第五
大和久 鈴江 東京 東京第二	福島 清子 東京 附屬高野	小林 寸子 長野 富野
岡村 フジエ 和歌山 粉河	古越 久長 野 附屬高野	佐野 道子 富山 富山
岡村 フジエ 和歌山 粉河	八尾 井トシコ 廣島 廣島	佐野 三子 富山 富山
谷 美子 鳥取 根取	八木 シゲ 神奈川 小田原	重田 八重子 新潟 阿山
金 喜美子 北海道 根室	安延 秀子 東京 東京第二	辻谷 八重子 新潟 阿山
倉岡 ミスエ 香川 高松	山田 孝子 宮城 宮城第一	鈴木 さわ 三重 飯南
小西 ミチ子 静岡 静岡女師	弓場 ミチ子 兵庫 神戸第一	鈴木 百合子 東京 小倉
先山 壽三枝 東京 福岡若松		
清水 歌子 東京 東京第一		

館石 綾子 東京 東京第五	高橋 俊子 東京 東京第三	石川 道子 愛媛 宇摩
角田 淑江 岡山 岡山	武内 さだ子 高知 臺北第一	大飼 朋子 岡山 三原女師
西 俊子 京都 京都第一	中川 千代子 神奈川 神奈川	内海 正江 香川 香川女師
野坂 君恵 山口 東京第三	永井 なか子 千葉 安房	浦上 千春 岡山 岡山
平田 しげ子 兵庫 第一神戸	花形 トシ子 山梨 東京第五	岡本 清子 埼玉 東京第一
平田 總子 廣島 清水谷	藤田 喜美子 静岡 演松	落合 春世 和歌山 和歌山
藤本 きぬ子 東京 東京第四	藤野 コシミ 廣島 青島日本	北田 慰子 岡山 岡山
正田 徹子 岡山 岡山	間島 のぶ子 静岡 静岡女師	小久保 美彌子 愛知 石巻
村井 琴子 福島 福島	望月 房子 東京 東京第三	小林 恒子 長野 東京第三
湯淺 年子 東京 東京第一	森井 千代子 廣島 吳	齋藤 文子 岡山 東京第一
吉田 關子 富山 宮城第一	森川 登代子 東京 東京女師	坂田 京子 千葉 東京第三
家事科第四學年	山形 松子 茨城 茨城女師	澤田 京子 群馬 東京第六
阿部 郁子 山形 山形	山口 さね子 山形 山形女師	下田 照子 群馬 東京第六
淺輪 政子 長野 松本	山本 愛子 滋賀 彦根	莊司 文子 東京 東京第五
井手 シゲ長 崎 長崎	米井 ナツコ 島根 松江	鈴木 はつ子 東京 東京第一
空賀 神フク 栃木 宇都宮	天野 リン 香川 丸亀	高取 靜枝 長崎 長崎
内山 シゲ 東京 東京第四	安藤 タヘ 東京 水見	武田 はつ子 山形 東京第六
萩原 きよ 静岡 東京第一	天野 リン 香川 丸亀	武田 澄江 福岡 福岡
神長 きよ 東京 東京女師	安藤 タヘ 東京 水見	辻村 澄江 東京 東京女師
黒坂 敦子 長野 東京女師	井上 郁子 岡山 岡山	中川 さだ子 茨城 茨城
櫻井 千代 福島 福島女師	石川 民榮 愛知 愛知女師	永原 壽子 静岡 静岡

生徒



河合喜代	越原三代	佐藤華子	瀬戸はな	高木てる	高塚譽子	高橋順子	田中操子	千野律子	寺見傳	富永ヒロ	肥後俊子	星名房	前橋サト	雨宮急か	荒木淑子	石原美知	今堀恭子	岩木まゑ	内野道子	大森芳子
東京第六	東京第六	東京第一	水垣見	大垣見	岡山	東京女師	奉天	松野	西大寺	長崎	東京第五	東京第一	東京第一	甲府	東京第五	甲府	廣島	東京第五	東京第五	東京第五
葛城久子	川邊トシ	木元香	後藤君	近藤シゲ	紺文子	四條文枝	鹽谷アイ	田内文子	高木悦子	高橋悦子	竹尾正子	角川キヨ	鍋島正子	西尾壽美	橋口マツ	平岩鈴子	廣田ふき	藤田孝子	三浦喜満	三宅三重
神奈川	鹿兒島	宮城第一	東京第五	東京第一	富山	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	宮城第一	東京第五	東京第五	鹿兒島	長野	静岡	東京	東京	東京
香川千鶴	神谷かよ	古藤佐江	定森許江	庄司花枝	高垣幸子	高橋君	田中鷹子	直原六八	角崎壽美	富川信子	細福玉	久末操	松澤富士	盛山愛子	井上静	石井百代	一ノ瀬よし	遠藤ひさ	小野ヨシ	大亦芳子
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一

福田久子	布鹿不二	前田美樹	丸尾美樹	村上喜久	森平妙子	阿武喜美	阿武喜美	江渡照代	小澤幸子	大澤幸子	家守松枝	金子志津	草柳八千	小藤房江	後藤房江	齋藤正子	杉村千鶴	鈴木春蕙	田中美知	
金澤第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一
東寺ユキ	中川孝子	中村初子	中山誠	永堀千鶴	長谷川照子	橋本英子	土屋敏子	堀江キク	松岡すず	見澤友子	水口智得	村上貞	屋代孝子	石田ハル	明間ハル	市原弘	浦田静江	緒方愛子	大田黒	加賀英子
大阪	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一
香川千鶴	神谷かよ	古藤佐江	定森許江	庄司花枝	高垣幸子	高橋君	田中鷹子	直原六八	角崎壽美	富川信子	細福玉	久末操	松澤富士	盛山愛子	井上静	石井百代	一ノ瀬よし	遠藤ひさ	小野ヨシ	大亦芳子
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一



川口	海稻	加藤	大江	内田	井上	吉村	大坂	三坂	町田	益岡	樹木	本多	藤尾	深津	廣本	南保	長谷	中西	瀧	多羅
真子	智加	光子	富美	勝代	正枝	文子	高麗	高麗	春子	敏子	敏子	節子	美代	美代	ユキ子	須美	俊枝	不美	いき	初音
長野	愛媛	愛知	山形	茨城	廣島	福岡	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
野山	松山	東京	山形	土浦	岡山	岡山	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
佐藤	小川	河井	笠原	岡村	小田	板橋	五十嵐	菜田	横田	山下	毛利	前川	船石	藤井	中村	塚本	鈴木	清水	齋藤	黒澤
文愛	富美	田島	田島	田島	みどり	文代	マキ	利曾	文子	綾子	道子	石久	井壽	村せつ	本ほみ	木さみ	水みえ	フミ	初江	美穂
知	東京	岡山	岡山	岡山	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
聖北	東京	岡山	岡山	岡山	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
河村	加藤	泉崎	石崎	池田	淺井	阿部	阿部	吉田	横内	山邊	森岡	光岡	降岡	藤井	藤井	坂西	辻	鳥居	關	澤村
幸子	芳子	サナ	深雪	園子	操	俊子	和子	幸子	ふさ	邊子	壽子	操子	和子	和子	和子	清子	清子	みよ	日出	日出
宮城	愛知	佐賀	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
奉天	愛知	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京

松本	古川	福田	平木	新納	永田	中塚	徳田	外村	秩父	竹内	多羅	曾根	曾我	杉山	杉山	鹽田	宰田	佐藤	小島	國弘
美和	和子	秀子	昭子	百合	重子	ミサ子	ヒサ子	久江	良子	貞子	貞子	幸子	道子	千代	美代	美代	富貴	トミ	正子	チエ子
青森	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	北海道	石川	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟
岡山	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
高田	田中	新海	品川	小島	草川	岡嶋	大村	内田	岩山	今井	伊藤	伊藤	有賀	渡邊	山本	森水	宮下	光藤	見佐	見佐
千枝	秀子	松子	松子	伊久	いさ	正枝	茂子	八子	山静	井純	藤子	藤子	節子	千代	あや	元子	アキ	初音	美佐	美佐
岡山	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
岡山	佐賀	高知	高知	横須	西條	大分	津山	静岡	奉天	青森	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
熊野	加藤	遠藤	磯村	栗井	渡邊	米田	米田	横田	八島	森	三屋	松尾	藤原	藤原	原村	中島	中島	千島	竹下	竹下
愛子	良子	芳子	三子	茂子	和子	田子	田子	文子	正枝	正枝	文子	文子	文子	文子	文子	幸子	幸子	幸子	幸子	幸子
山口	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
清水	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京

生徒















沖繩	九州區	四國區	中國區	近畿區
鹿兒島	鹿宮大熊長佐福 兒崎分本崎賀岡	高愛香德 知媛川島	山廣岡島鳥 口島山根取	和奈兵大京滋 山良庫阪都賀
二	二二三三五六八三六 一三	三三三三三	五八三三四二	四六一七一
三	二三四六八三九	三三三三三	七八三四二	四六一八一
	一一一	一	二五	一
	一一一	一	二五	一
一	五一三三七三三六	一六三一	一六九四	四二二四一
一	五一三三七三三六	一六三一	一六〇四	四四二四一
	一	一	一五	一
	一	一	一五	二
一	一一一三四八	一二	七五六二一	一五三二
一	一一一三四八	一六	七五七二一	一五三二
	一	一	五一二	一
	一	一	五一二	一
	一一二二三三	四二	三一二三一	一二
	一一二二三三	四二	四一二三一	一二
	一	一	二	
	一	一	二	
四	九六八八八三三 一〇一〇一〇一〇一〇 一一一〇一〇一〇一〇 一二一二一二一二 一三一二一二一二 一四一二一二一二 一五一二一二一二 一六一二一二一二 一七一二一二一二 一八一二一二一二 一九一二一二一二 二〇一二一二一二	五八八六	九〇三三九八	九一六五五四
〇	一〇一〇一〇一〇一〇	一一一〇一〇一〇一〇	一二一二一二一二	一三一二一二一二
〇	一一一〇一〇一〇一〇	一二一二一二一二	一三一二一二一二	一四一二一二一二

生徒

一五

東海區	山東區	北陸區	關東區	東北區
三愛靜 重知岡	岐長山 阜野梨	福石富新 井川山湯	神東千埼群栃茨 奈京葉玉馬木城	福山秋宮岩青 島形田城手森
三二九	二二九	五四九九	一三一一五一	一一一
三二九	二二〇	七四二二	二五三八四七三	七〇二六七一
二一	一一	一一	四一一一	一
二一	一一	一一	七	一一一
二一	一一	一一	七	一一一
二一	一一	一一	二一	一一一
三八四	三九三	二五二〇	九五七五四二九	八九三八二四
一	一	一	三三一	一
四九六	四〇五	三六二二	二〇九五五三九	二〇九三八二四
一	四	一	二	一
一	四	一	二五	一
一	一	一	一	一
一四八	四七七	四三四二	三六六二六二	七六一三六四
一四八	四八八	四四四三	四七六二一六三	七六一四六五
二一	三	四	六	一三一
二一	三	四	一七	二三一
一三一	一三二	一五二	二五六一一三四	四五三四
一三一	一三二	一五二	二六六二一四四	五五三四
一一	一	二一	一五	一一二
一一	一	二一	一五	一一二
九七五	一四二五	二四二二	三〇二四一八二五〇	四三七二二〇九
三四二	〇八一	〇二二七	四二七〇〇二五三	一三一四一二
三三八〇	一八六	一八四	一三〇	二〇五

一五〇



學科	文科			理科			學年	最 高 年	最 低 年	平 均 年
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年				
學科	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	學年	最 高 年	最 低 年	平 均 年
家 事 科	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	學年	最 高 年	最 低 年	平 均 年
保 育 科	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	學年	最 高 年	最 低 年	平 均 年
選 科 生	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	學年	最 高 年	最 低 年	平 均 年
聽 講 生	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	學年	最 高 年	最 低 年	平 均 年

七 本校生徒年齡別

科別	入學者		入學者		入學者		入學者		入學者	
	入學者	入學者	入學者	入學者	入學者	入學者	入學者	入學者	入學者	入學者
理科	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
文科	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
家事科	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
保育科	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
選科生	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
聽講生	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23

六 入學志願者及入學者學歷及卒業年次別 (昭和五年度)

科別	入學者		入學者		入學者		入學者		入學者	
	入學者	入學者	入學者	入學者	入學者	入學者	入學者	入學者	入學者	入學者
理科	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
文科	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
家事科	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
保育科	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
選科生	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
聽講生	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23

計	支那		支那		支那		支那		支那	
	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那
計	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
支那	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
支那	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
支那	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
支那	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
支那	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23















西村 岩崎 久	阿部 木村 久	奥山 中川 久	明治二十五年七月 小學校範科卒業(四人)	尾見 甫守 久	加藤 町田 久	明石 三輪 久	飯島 柳 久	明治二十五年十一月 小學校範科卒業(五人)	平松 富塚 久	藤崎 原田 久	上戸米 村松 久	小山 根本 久	明治二十六年七月 高等師範科卒業(一人)	井上 はる 久	新渡戸 脇本 久	中澤 爲田 久	新渡戸 脇本 久			
滋賀	北海道	東京	京都	三重	新潟	三重	東京	長野	宮城	宮城	宮城	和歌山	和歌山	和歌山	京都	京都	京都			
明治二十五年三月 高等師範科卒業(十五人)	茂木 浅石 久	元吉 岡田 久	古市 奥野 久	坂井 加納 久	代島 高槻 久	平川 長岡 久	染谷 西村 久	平野 牛田 久	井口 藤田 久	井上 藤田 久	三角 喜てつ 久	井上 喜てつ 久	明治二十六年三月 高等師範科卒業(十三人)	藤川 河野 久	鈴木 北澤 久	高畑 島川 久	森岡 鈴木 久	安田 田中正 久	八木 寺田 久	明石 中島 久
岩手	和歌山	高知	石川	岐阜	三重	東京	滋賀	東京	滋賀	滋賀	滋賀	滋賀	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京

西村 岩崎 久	阿部 木村 久	奥山 中川 久	明治二十六年十二月 小學校範科卒業(一人)	龍島 中島 久	楠島 中島 久	柴田 波多野 久	田宮 牧野 久	小泉 三田 久	芳野 武見 久	新野 武見 久	明治二十九年三月 高等師範科卒業(十九人)	丹羽 伊藤 久	澤 糸山 久	中澤 小田切 久	味岡 神武 久	種村 栗本 久	岡本 竹内 久			
滋賀	北海道	東京	長野	東京	東京	東京	東京	東京	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山			
明治二十七年三月 高等師範科卒業(十五人)	木村 雨森 久	濱武 池田 久	林 奥野 久	高橋 川原 久	安藤 高木 久	◎ 原田 高木 久	川崎 中島 久	佐野 四島 久	松本 林 久	九山 松山 久	福田 吉村 久	◎ 神門 鳥羽 久	吉澤 岩間 久	◎ 吉澤 岩間 久	日向 笠原 久	四川 桑原 久	宮川 小池 久	松井 瀬川 久	神門 鳥羽 久	
東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山

卒業者







森 竹 澤 研究科修了(二人)	中 菊 井 池	甲 下 田 瀬	龍 尾 澤 野	◎ ◎ 川 井	◎ ◎ 波 邊	志 村 川 井	◎ ◎ 佐 野	◎ ◎ 廣 瀬	理 科 卒 業 (十七人)
牧 阿 原 部	* * 渡 湯	山 保 口 井	森 三 川 溝	* * 高 篠	* * 篠 桑	* * 黒 崎	* * 菊 池	* * 生 田	淺 見 他
乙 恒 女 千	茂 世 宮 大	熊 龍 木 乃	和 山 梨 山	◎ ◎ 富 山	◎ ◎ 秋 島	◎ ◎ 秋 山	◎ ◎ 茨 城	◎ ◎ 大 阪	石 川
東 京	山 口	熊 木	和 梨	富 山	秋 島	秋 山	茨 城	大 阪	石 川
高 原	土 清	矢 崎	赤 木	田 北	遠 藤	北 野	◎ ◎ 三 宅	◎ ◎ 荒 木	運 科 卒 業 (一人)
* 高 橋	佐 藤	佐 藤	小 林	北 澤	木 部	川 口	◎ ◎ 相 羽	◎ ◎ 荒 木	地 理 史 専 修 科 卒 業 (三十三人)
て い	山 形	長 崎	山 崎	長 崎	香 川	大 分	◎ ◎ 山 崎	◎ ◎ 山 崎	東 京
岩 手	山 崎	長 崎	山 崎	長 崎	香 川	大 分	◎ ◎ 山 崎	◎ ◎ 山 崎	東 京
高 木	飯 山	五十嵐	伊 藤	山 崎	高 橋	波 佐	◎ ◎ 五十嵐	◎ ◎ 五十嵐	加 島
* 小 野	大 野	岩 尾	若 林	山 崎	山 崎	山 崎	* 西 本	* 西 本	千 葉
な み	の ぶ	ラ ン	た ま	山 崎	山 崎	山 崎	◎ ◎ 西 本	◎ ◎ 西 本	田 崎
千 葉	長 野	東 京	富 山	新 潟	茨 城	長 崎	◎ ◎ 西 本	◎ ◎ 西 本	山 崎

森 廣	鳥 海	伊 勢	窪 田	石 崎	廣 瀬	安 達	宮 村	◎ ◎	星
森 牧	松 丸	保 廣	久 林	島 田	中 玉	榎 井	立 山	◎ ◎	佐 治
野 原	本 山	田 山	門 久	田 島	宮 澤	井 井	川 山	◎ ◎	清 水
乙 女	八 季	モ ト	フ ジ	よ し	ナ ホ	ト リ	イ チ	◎ ◎	み つ
石 川	新 潟	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	◎ ◎	兵 庫
鎌 田	赤 井	吉 野	矢 野	藤 野	中 澤	伊 藤	伊 藤	◎ ◎	杉 野
赤 井	吉 野	矢 野	藤 野	中 澤	伊 藤	伊 藤	伊 藤	◎ ◎	矢 野
北 海 道	千 葉	愛 媛	山 梨	大 阪	香 川	香 川	香 川	◎ ◎	大 阪
大 石	寺 島	小 高	手 塚	林 袋	池 津	大 津	◎ ◎	◎ ◎	山 崎
吉 川	山 崎	森 岡	武 原	松 宮	服 部	延 原	◎ ◎	◎ ◎	江 川
つ づ	つ づ	つ づ	つ づ	つ づ	つ づ	つ づ	◎ ◎	◎ ◎	島 田
熊 本	香 川	鳥 取	宮 野	京 野	京 野	京 野	◎ ◎	◎ ◎	香 川



小	伊	◎	淺	植	堀	柳	松	高	宮	田	選科卒業(五人)
溪	庭	野	口	田	橋	橋	枝	橋	城	村	
*		*							*		
清	北	貴	川	大	大	江	上	生	石	淺	國語漢文専修科卒業(三十六人)
末	村	田	上	大	小	崎	野	田	澤	田	
ト	さ	な	マ	大	江	や	君	八	多	信	
メ	か	ほ	サ	會	川	そ	子	栗	き	く	
大	和	青	東	山	福	山	長	東	秋	山	
分	歌	森	京	形	島	野	野	京	田	口	

鈴	竹	内	香	◎	池	法	菊	安	室	難	長	杉	村	◎
木	下	田	川		田	田	田	齋	波	波	谷	本	上	
*					*		*	*	*	*				
山	山	守	森	松	福	平	橋	速	野	生	直	永	多	須
口	本	屋	本	元	野	橋	水	村	江	江	井	賀	藤	薄
や	茂	よ	チ	晴	千	鶴	信	子	幹	あ	ウ	茂	ナ	眞
う	登	し	エ	た	惠	尾	信	子	子	也	メ	子	ホ	世
三	熊	東	廣	鹿	東	東	宮	山	東	東	宮	京	福	新
重	本	京	島	見	京	京	城	口	京	京	城	都	島	福

小	内	鈴	吉	村	八	辻	高	水	瀬	森	松	内	岩	志
笠	田	木	村	田	田	橋	橋	野	川	岡	宮	藤	成	賀
原														
早	二	西	相	篠	佐	齊	金	菊	大	奥	石	井	池	飯
田	階	脇	馬	田	久	藤	子	谷	關	田	川	川	内	岡
マ	堂	リ	モ	モ	間	三	マ	セ	と	ひ	ユ	ナ	す	ト
ツ	ト	カ	ト	ト	き	枝	ツ	イ	得	よ	キ	カ	な	ミ
福	福	岡	山	山	滋	宮	新	和	和	青	愛	京	京	長
島	島	山	形	形	賀	井	城	歌	歌	森	知	都	都	崎

明治三十七年三月  
文科卒業(二十七人)

小	秋	上	橋	田	打	桐	◎	高	◎	渡	松	町	宮	中	宮
林	葉	總	本	上	越	榮		橋		邊	澤	田	本	山	崎
						*						*	*		
吉	油	松	本	古	福	藤	林	中	田	高	高	須	鈴	清	小
田	井	村	多	谷	永	井	玉	川	邊	橋	柳	藤	木	水	泉
ふ	ち	と	ひ	タ	ふ	キ	子	以	き	み	マ	十	久	し	チ
ち	か	み	さ	ケ	じ	ヨ	子	子	利	ミ	セ	と	久	げ	ヨ
奈	千	大	宮	山	兵	福	靜	福	滋	東	山	長	和	東	島
良	葉	阪	城	口	庫	島	岡	島	賀	京	梨	野	歌	京	新

◎	杉	高	山	平	佐	鈴	小	富	◎	◎	平	今	◎	◎	村	渡
	村	田	田	沼	藤	木	柳	田			野	澤			越	邊
					*										*	*
和	山	牧	松	堀	半	萩	長	中	藥	高	田	木	最	佐	大	石
知	本	野	岡	田	澤	原	谷	野	山	橋	中	村	所	々	森	橋
テ	け	マ	芳	ハ	美	セ	川	ゆ	十	八	八	茂	ミ	フ	フ	ツ
ル	ツ	ツ	女	ル	加	ン	た	た	子	重	重	枝	コ	ミ	ノ	ノ
千	葉	葉	新	鳥	石	北	富	兵	山	熊	大	宮	岡	岡	山	梨
葉	葉	葉	湯	取	川	海	山	庫	形	本	阪	山	山	山	井	田

増	甲	山	赤	芳	西	大	森	太	田	日	飯	長	宮	椎
田	斐	本	堀	賀	里	西	山	田	中	下	田	尾	田	川
*							*		*		*	*	*	*
横	吉	山	南	松	成	富	高	武	田	岸	加	奥	越	阿
山	村	口	下	西	田	田	橋	内	中	本	藤	寺	智	浦
つ	は	フ	松	村	ヒ	タ	タ	フ	み	チ	サ	カ	野	野
つ	茂	ツ	下	き	サ	ツ	ツ	サ	チ	カ	ズ	ズ	野	野
兵	福	佐	熊	奈	愛	富	東	香	福	山	東	富	福	山
庫	井	賀	本	良	知	山	京	川	岡	形	京	山	山	口

技藝科卒業(十九人)





中村	小山	樋口	伊佐	今西	◎河口	木幡	池上	田口	鹽川	松本	佐田	古戸	◎田島	來見	風尾							
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	小松	尾							
吉田	矢野	武藤	平川	林川	早川	富田	鶴田	常光	竹内	竹野	田中	杉山	鈴木	須甲	須藤	島村	作間	小松	來見	風尾		
イ	志	ミ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	
ワ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	
福岡	和歌山	新潟	熊本	秋田	山形	大坂	熊本	岡山	青森	大坂	滋賀	長野	長野	京都	石川	熊本	富山	宮城	大坂	徳島		
原	布原	小島	岩田	江澤	山本	岩崎	田崎	宮崎	牧内	伊藤	鈴木	◎本多	◎益田	渡邊	高橋	川人	安藝	マキ	ヨ	徳島		
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
米田	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	
ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	
新	千	和	香	長	高	和	千	熊	愛	熊	愛	茨	佐	島	和	岐	大	徳	石	石		
鴻	葉	山	川	野	知	山	葉	本	媛	木	知	城	賀	根	山	阜	阪	島	川	川		
横山	岩村	岩村	福王	布能	土井	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
村	福	野	田	千	清	櫻	澤	澤	佐	齊	古	草	熊	黒	貴	大	大	大	大	大	大	
フ	島	村	村	頭	水	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	
サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	
富	石	京	新	高	山	富	滋	富	山	長	宮	島	北	石	徳	宮	山	宮	福	石	石	
山	川	都	知	梨	山	賀	山	賀	山	賀	山	賀	山	賀	山	賀	山	賀	山	賀	山	賀

酒井	常川	池田	井村	内田	鈴木	土方	田淵	◎田淵	柳澤	◎柳澤	石川	◎石川	尾村	佐布	青島	波邊	齊藤	高松	竹下	能代	石川	
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
田中	鈴木	齊藤	佐藤	國友	神崎	神崎	井上	伊藤	荒川	田淵	村田	平尾	錦居	田中	鈴木	島崎	佐野	佐藤	來見	風尾	尾	
マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ
子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子
福岡	東京	千葉	愛媛	宮崎	福岡	宮崎	宮崎	静岡	兵庫	福岡	大坂	高知	千葉	山口	奈良	富山	徳島	和歌山	福井	福井	福井	
菅原	鈴木	關出	雲出	瀧澤	◎柳澤	◎柳澤	石川	◎石川	尾村	佐布	青島	波邊	齊藤	高松	竹下	能代	石川	石川	石川	石川	石川	
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
錦	中	中	戸	關	瀧	須	相	河	太	河	山	毛	森	三	滿	尾	原	四	竹	高	高	
織	村	根	田	尾	尾	藤	良	正	平	河	山	利	利	輪	輪	輪	輪	輪	輪	輪	輪	輪
ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ
う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う	う
宮	福	福	廣	京	石	東	石	新	東	東	山	富	東	愛	大	熊	新	熊	石	石	石	
城	島	島	島	都	川	京	川	湯	京	京	梨	山	京	知	阪	本	木	鴻	本	川	川	
山	須	小	齋	緒	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
織	岡	小	江	上	石	飯	蘆	蘆	蘆	蘆	蘆	蘆	蘆	蘆	蘆	蘆	蘆	蘆	蘆	蘆	蘆	
田	本	川	端	田	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	
サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ
ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ	ガ
石	和	宮	福	鳥	福	鳥	福	鳥	福	鳥	福	鳥	福	鳥	福	鳥	福	鳥	福	鳥	福	鳥
川	歌	城	島	取	島	取	島	取	島	取	島	取	島	取	島	取	島	取	島	取	島	取

鎮目	秋草	内藤	佐藤	山田	石川	中島	松本	吉川	宇田	原田	藤谷	小林	吉田	永岡	神田	常石	才田	三井	理科卒業(二十五人)
服部	* 橋本	* 中島	鳩田	辻本	高田	滋賀	桑門	北島	木谷	大下	稲木	今里	市川	今井	岩井	赤倉	有川		
きみよ	恒子	龜喜	時得	ルイ	テツ	ちて	なる	くみ	イワ	ヒサ	チエ	ヨシ	安世	勝	外喜	ヒサエ			
愛知	東京	高知	群馬	静岡	秋田	北海道	千葉	佐賀	山梨	富山	三重	香川	山口	長崎	岡山	高知	石川	香川	
小西	小泉	久金	山田	松尾	片宗	金井	梅澤	瀧口	末永	和田	和加	石附	五十嵐	研究科修了(二十人)	馬場	松本	堀口		
平野	野上	長澤	津田	高橋	坂井	小柴	小林	金土	加藤	加藤	加藤	加藤	加藤		横田	松村	堀口		
和歌山	香川	新潟	京都	福島	佐賀	静岡	岐阜	長野	群馬	東京	富山	新潟	富山		富山	新潟	香川	長野	
遠谷	天野	菊池	手島	香川	早川	村合	後藤	渡邊	國語操縦修了科卒業(二十四人)	井上	岩井	内田	岡本	須藤	長崎	岡山	神奈川		
* 佐藤	齋藤	近藤	小寺	黒石	木村	小野	岡本	須藤	長崎	岡山	神奈川								
ミ	岩手	愛知	山口	神奈川	岡山	長崎	福岡	東京	大阪	東京	東京								

高野	市原	青砥	大竹	北原	曾根	池田	中山	梅原	家事専修科卒業(二十四人)	水田	中田	選科卒業(一人)	宇佐見	秋田	安川	山下	山崎	香川
* 菅沼	島守	小池	北佐	金村	川上	岡田	奥山	井黒										
中野	沼崎	春生	東山	福島	長野	千葉	福島	滋賀										
群馬	静岡	神奈川	山形	東京	福島	長野	千葉	福島										
馬場	安部	綾部	あつ	静岡	三重	岡重												
明治四十年三月	文科卒業(二十三人)																	
明治三十九年十一月	保育実習科修了(四人)																	
山田	志村	伊利	神奈川	愛知	廣島													
山田	山田	山田	山田	山田	山田	山田	山田	山田										
河野	澤野	別所	右近	長巳	高田	内田	森山	内山										
山田	山田	山田	山田	山田	山田	山田	山田	山田										
和歌山	秋田	東京	宮城	佐賀	大阪	新潟	島根	福島										





林	永井	◎	德武	堀野	高田	南部	長谷川	村田	寺川	中村	白鳥	谷口	太田	研究科修了(三人)	越智	黒田	中田
佐藤	末永	菅原	堤野	鶴野	中村	成田	林喜	平原	水原	松本	柳田	安江	湯澤	横山	山崎	山下	中田
文雅	式	ナ	ヒ	仲	順	順	代	真	シ	カ	ヨ	シ	カ	シ	カ	カ	カ
石川	京都	北海道	長野	石川	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
綿屋	◎	西	豊永	西	◎	佐藤	須藤	三瓶	緒賀	坂井	澤井	三浦	金子	高見	志水	高見	志水
今井	上野	金子	川元	川元	◎	龜井	菊池	菊池	定盛	篠崎	鈴木	鈴木	武井	寺地	中屋	新野	野中
岡山	東京	東京	東京	東京	◎	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
黒田	◎	橋本	吉永	◎	河村	川下	出田	◎	出田	◎	河村	木谷	木谷	高橋	花岡	大田	高橋
村手	吉永	◎	荒木	◎	伊藤	石井	板倉	◎	河村	◎	河村	木谷	木谷	高橋	花岡	大田	高橋
三	秀	◎	石	◎	伊藤	石井	板倉	◎	河村	◎	河村	木谷	木谷	高橋	花岡	大田	高橋
重	熊	◎	石	◎	伊藤	石井	板倉	◎	河村	◎	河村	木谷	木谷	高橋	花岡	大田	高橋

根岸	松岡	田代	有賀	渥美	重松	岩崎	古澤	◎	露木	阿部	太田	保育實習科修了(五人)	大石	勝村	倉田	須田	野々村	太田
齋藤	近藤	和	桂	太	内	魚	五百	◎	岩崎	秋田	野々村	保育實習科修了(五人)	大石	勝村	倉田	須田	野々村	太田
美	ふ	ミ	タ	タ	タ	タ	タ	◎	岩崎	秋田	野々村	保育實習科修了(五人)	大石	勝村	倉田	須田	野々村	太田
禾	山	新	長	岡	兵	福	福	◎	岩崎	秋田	野々村	保育實習科修了(五人)	大石	勝村	倉田	須田	野々村	太田
崎	山	新	長	岡	兵	福	福	◎	岩崎	秋田	野々村	保育實習科修了(五人)	大石	勝村	倉田	須田	野々村	太田
玉	山	新	長	岡	兵	福	福	◎	岩崎	秋田	野々村	保育實習科修了(五人)	大石	勝村	倉田	須田	野々村	太田
加藤	長	佐	◎	佐	小	理	理	◎	小	安	山	松	橋	川	田	折	◎	兒
藤	井	藤	◎	藤	高	科	科	◎	高	部	山	松	橋	川	田	折	◎	兒
角	須	清	清	小	太	江	井	◎	高	部	山	松	橋	川	田	折	◎	兒
ノ	ツ	さ	さ	さ	さ	さ	さ	◎	高	部	山	松	橋	川	田	折	◎	兒
尾	ア	ル	ル	ル	ル	ル	ル	◎	高	部	山	松	橋	川	田	折	◎	兒
大	新	新	熊	新	長	高	富	◎	高	部	山	松	橋	川	田	折	◎	兒
阪	湯	湯	本	湯	崎	知	山	◎	高	部	山	松	橋	川	田	折	◎	兒
高	山	木	◎	河	川	出	◎	本	佐	遠	河	佐	大	鎮	千	德	岡	須
平	田	谷	◎	河	川	出	◎	本	佐	遠	河	佐	大	鎮	千	德	岡	須
黒	木	岸	◎	板	石	伊	◎	山	三	平	花	中	中	恒	東	田	竹	
澤	原	高	◎	倉	井	藤	◎	田	井	井	木	中	中	恒	東	田	竹	
み	ミ	イ	◎	タ	ナ	イ	◎	山	井	井	木	中	中	恒	東	田	竹	
つ	シ	シ	◎	カ	カ	チ	◎	山	井	井	木	中	中	恒	東	田	竹	
宮	廣	宮	◎	山	香	大	◎	山	井	井	木	中	中	恒	東	田	竹	
城	島	城	◎	口	川	分	◎	山	井	井	木	中	中	恒	東	田	竹	





阿部	山本	關口	高橋	土橋	國語體操專修科卒業(二十一人)	研究科修了(三人)	戸田	澤田	池田	鈴木
高橋	高橋	齊藤	木下	川上	大野	遠藤	蛭子	稲垣	高橋	土橋
マキ	キヤウ	あさ	ツナ	かね	つね	マ	ツマ	をり	をり	をり
馬	川	宮	佐	静	崎	坂	山	山	山	山
馬	川	賀	賀	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡
山田	木口	小幡	今井	永田	吉田	力石	山田	茂木	村井	三上
島根	兵庫	兵庫	兵庫	愛知	京都	長野	三重	東京	香川	青森
山田	木口	小幡	今井	永田	吉田	力石	山田	茂木	村井	三上
島根	兵庫	兵庫	兵庫	愛知	京都	長野	三重	東京	香川	青森
吉永	高井	河崎	河崎	河崎	河崎	河崎	河崎	河崎	河崎	河崎
櫻井	佐藤	川井	河崎	河崎	河崎	河崎	河崎	河崎	河崎	河崎
藤枝	ふみ	た	た	た	た	た	た	た	た	た
京都	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
京都	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山

齋藤	岩崎	服部	額田	神田	富坂	白川	村田	森	鈴木	宮川	吉川	上川	師岡	中村
深井	原田	長瀬	中丸	東條	竹下	高橋	坂井	小林	岡本	尾崎	小田	小穴	池上	石井
彌生	まつし	松代	フサコ	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と
馬	野	京	阪	山	梨	井	山	新	山	長	鳥	秋	長	長
馬	野	京	阪	山	梨	井	山	新	山	長	鳥	秋	長	長
金子	神原	上坂	宮坂	松崎	宮崎	藤村	清水	坂本	上田	阿部	服部	牧田	秋山	鰐部
藤吉	長谷	中島	名川	堂坂	外山	近藤	田中	相川	相良	佐々	栗林	金山	河内	板澤
ミヤ	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は
岩手	山	岡	長	鳥	大	香	山	山	熊	兵	宮	徳	京	静
岩手	山	岡	長	鳥	大	香	山	山	熊	兵	宮	徳	京	静
渡邊	三浦	林	水	野	中	吉	團	小	林	笠	笠	笠	笠	笠
根岸	南	中	近	高	島	齊	北	龜	大	安	安	安	安	安
アサ	部	和	登	野	田	藤	村	高	谷	藤	藤	藤	藤	藤
福	新	石	富	東	岐	山	東	三	廣	岡	兵	岐	秋	新
岡	川	山	山	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京











倉田	上野	水野	太田	田中	佐藤	鈴木	和野	須田	小曾	安吉	新野	水野	家城	和田	蚊泉
永野	丹生	本間	馬庭	武藤	山中	磯野	江見	郡山	笹谷	常陸	平井	古庄	藤井	松井	前田
松代	マサノ	ひで	トシ	ヨシ	カ	好江	セツ	キヨシ	伊康	伊與	胤子	しげ代	ヨシ	マサノ	シゲ
福岡	和歌山	愛知	山日	鹿島	茨城	岡山	岡山	新潟	福島	茨城	群馬	奈良	山梨	富山	石川
石塚	村岡	長岡	相馬	小高	河上	新井	奈良	西田	足立	◎	木津	田島	鈴木	尾越	北川
有馬	市川	小倉	河崎	清野	黒野	國行	倉持	古津	後藤	立川	中佐	光雪	堀井	松井	前田
佐賀	石川	京都	山形	東京	山口	茨城	福島	大井	兵庫	島根	北海道	富山	岐阜	山梨	滋賀
宮坂	阿部	井上	川船	木村	窪田	山田	小林	小澤	佐藤	杉村	長岡	永井	野垣	本間	本間
愛媛	野代	長岡	大野	静岡	山手	富山	岩手	富山	宮城	静岡	京都	熊本	熊本	熊本	熊本
石川	石田	豊秋	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田

小林	小坂	林部	坂部	斎藤	妹尾	竹原	高橋	黒住	片山	庄司	堀端	芹澤	中村	田井	西方	吉田	荒川	田淵	平田	本多
坂部	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ	フサ
京都	三重	福井	大津	新潟	岡山	岐阜	愛知	和歌山	静岡	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
研究科修了(二人)	選科卒業(一人)	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月	大正四年七月
吉田	津	大	阪	山	梨	山	梨	山	梨	山	梨	山	梨	山	梨	山	梨	山	梨	山
細見	宇佐	美志	保愛	知賀	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島
石川	石田	豊秋	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田	石田





高柳	山田	渡邊	秀之枝	福井	高橋	いし	宮城
青野	阿知波	シウ	新湯	阿部	望月	サト	榎木
瀧下	石原	アイ	熊本	山田	衣	新	梨
眞鍋	卯之木	つる	山口	渡部	スケ	秋	田
河田	木下	テ	山	山	秋	田	梨
磯貝	黒澤	松子	岡	山	秋	田	梨
鶴見	草間	徳	新	山	秋	田	梨
竹内	小酒	ひさ	愛	山	秋	田	梨
神戶	境	リ	秋	山	秋	田	梨
大日方	清家	あま	愛	山	秋	田	梨
阿部	高橋	すて	福	山	秋	田	梨
深井	千野	幸	長	山	秋	田	梨
藤井	西原	の	兵	山	秋	田	梨
柴田	西尾	一	兵	山	秋	田	梨
大高	原田	す	兵	山	秋	田	梨
萩原	福田	ま	静	山	秋	田	梨
	藤森	き	群	山	秋	田	梨
	森	さん	馬	山	秋	田	梨

選科卒業(一人)  
熊谷 高橋 いし 宮城

文科卒業(一人)  
李 昂 支那

大正六年十月  
保育實習科修了(十四人)

矢津 初尾 勝 兵庫  
井上 勝 兵庫  
生田 ナカ 香川  
榎本 利喜 岡山  
小野 静枝 岡山  
翁 静枝 岡山  
片山 静枝 岡山  
後藤 梅代 岡山  
鹽見 タキエ 岡山  
大道 てる 岡山  
林 成子 岡山  
平川 成子 岡山  
松岡 成子 岡山  
横田 秀子 岡山

大正七年三月

山口	市原	長野	山形	野平	赤木	嘉子	岡
山田	鶴沼	さき	長野	秋野	ふゆ	岡	山
中山	大谷	テ	福	今中	ひで	岡	山
中四	太田	綾	岡	池田	ミチ	岡	山
篠崎	折茂	益枝	岡	梶原	恒子	岡	山
志賀	長田	春	山	高松	ムラ	岡	山
勝俣	川島	治子	山	千木	良子	岡	山
志田	佐藤	和歌子	山	中村	たか	岡	山
平山	能中	ヤエ	山	野坂	龍	岡	山
土方	張谷	壽満	山	野坂	龍	岡	山
重松	平野	ひで	山	秋山	のぶ	岡	山
小笠原	松田	とよ	山	浅川	いと	岡	山
	宮崎	徳子	山	石川	花	岡	山
	山下	ナヤウ	山	大川	ヤエ	岡	山
	吉田	喜代	山	加藤	セチ	岡	山
	渡部	コキ	山	小島	ミサチ	岡	山
			山	富澤	とみ	岡	山
			山	仁科	初枝	岡	山
			山	本多		岡	山

文科卒業(二十九人)  
歴史選修

地理選修

理科卒業(二十二名)  
物理化学選修

家事科第一部卒業(二十八人)



登利屋	石田	森泉	佐藤	小邦	山田	山口	平野	小林	◎佐藤	岩田
加藤	木船	倉知	後藤	佐藤	杉沼	竹田	高橋	谷山	筒井	出取
カ	セ	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
秋田	京都	石川	長崎	鹿兒島	宮城	香川	宮城	香川	熊本	北海道
南◎	馬淵	岩下	小方	末松	竹崎	研究科修了(二人)	寺西	安元	具志堅	光成
家事科第二部卒業(十一人)	*天木登之	伊藤野	上野	大野	小八重	齋藤	竹内	中村	矢崎	横山
愛知	東野	長野	大分	宮城	宮城	東馬	群馬	東京	山梨	山梨
大正七年十月	保育實習科修了(十三人)	今井	新井	岩城	岩城	梶原	加賀	小加賀	小加賀	小加賀
大正八年三月	文科卒業(三十五人)	文庫選修	歴史選修	金丸	石森	小坂	大橋	恩橋	嘉納	津田
宮崎	東京	京都	北海道	佐賀	東馬	愛知	秋田	千葉	香川	香川
柳田	横山	秋山	片山	片山	片山	片山	片山	片山	片山	片山
福山	岡山	静岡	新潟	香川	東京	千葉	茨城	宮城	香川	香川
井	山	岡	山	山	山	山	山	山	山	山

上谷	葛加藤	荒井	渡邊	上野	五味	黒屋	白井	犬飼	山本	栗山
緒方	越智	片井	黒田	佐藤	佐藤	齊藤	鈴木	瀬尾	瀬尾	竹谷
野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野
島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根
南◎	馬淵	岩下	小方	末松	竹崎	研究科修了(二人)	寺西	安元	具志堅	光成
家事科第二部卒業(十一人)	*天木登之	伊藤野	上野	大野	小八重	齋藤	竹内	中村	矢崎	横山
愛知	東野	長野	大分	宮城	宮城	東馬	群馬	東京	山梨	山梨
大正七年十月	保育實習科修了(十三人)	今井	新井	岩城	岩城	梶原	加賀	小加賀	小加賀	小加賀
大正八年三月	文科卒業(三十五人)	文庫選修	歴史選修	金丸	石森	小坂	大橋	恩橋	嘉納	津田
宮崎	東京	京都	北海道	佐賀	東馬	愛知	秋田	千葉	香川	香川
柳田	横山	秋山	片山	片山	片山	片山	片山	片山	片山	片山
福山	岡山	静岡	新潟	香川	東京	千葉	茨城	宮城	香川	香川
井	山	岡	山	山	山	山	山	山	山	山

石井	山下	伊藤	木下	二木	田口	山口	沼田	漆間	宮本	三浦	野口	永見	佐藤	嵯峨	熊代	河部	阿部	地理選修	矢部	山下	向山	宮崎	三浦	藤田	原田	成田	中山	千葉	
東	賀	島	形	京	東	山	滋	賀	本	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀
秋山	坪井	矢部	戸田	柿久	吹原	飯田	堀野	河野	川上	石野	香山	青山	香山	香山	香山	香山	香山	香山	香山	香山	香山	香山	香山	香山	香山	香山	香山	香山	香山
山	根	と	も	静	岡	野	口	香	川	根	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
野坂	吉川	山中	植木	北郷	鈴木	小野塚	勾坂	東間	上條	鈴木	清水	津野	安藤	津野	津野	津野	津野	津野	津野	津野	津野	津野	津野	津野	津野	津野	津野	津野	津野
和	吉	吉	依	見	前	平	平	服	戸	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
和	吉	吉	依	見	前	平	平	服	戸	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田

松浦	和田	白井	海老澤	廣田	横田	島崎	酒井	木下	雨宮	稻葉	平原	松崎	和	田	矢	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
川	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立
立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立



岩田	佐藤	鈴木	渡植	福島	味村	南	柳澤	九山	石橋	松原	中川	鹽井	伊藤	田原	
大分	山形	東京	静岡	愛知	長野	長野	香川	東京	青森	岐阜	千代	山口	埼玉	福島	宮城
猪熊	飯原	磯部	石川	江崎	菅野	柴田	須田	筒井	土井	林	法月	益岡	三浦	守邦	高橋
井上	原	部	川	川	野	田	田	井	井	三	三	三	三	三	高橋
岩手	香川	山口	秋田	静岡	石川	新潟	青森	福島	徳島	東京	静岡	岡山	山形	兵庫	高橋
柳川	奥田	清水	白居	鷹取	横山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	高橋
石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原	高橋
東京	新潟	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	高橋

大竹	若林	若林	山形	家事科第二部卒業(十一人)	針生	把田	關谷	瀬藤	桐村	今井	馬場	關橋	高橋	丸野
福島	愛媛	三重	宮城	宮城	山口	宮城	兵庫	兵庫	京都	京都	香川	香川	香川	香川
桑田	杉本	成	田	丹	藤	梨	村	橋	高	水	城	野	野	野
勝子	ヤ	義	カ	富	井	谷	千	野	野	野	野	野	野	野
埼玉	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川
松永	喜	八	高	日	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高
永	喜	木	橋	野	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋
さ	興	シ	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野
き	子	ン	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野
熊	秋	愛	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
本	田	媛	那	那	那	那	那	那	那	那	那	那	那	那





大屋	菊池	西村	鈴木	四木	伊東	青木	大正十二年三月	文科卒業(二十三人)	野溝	大正十一年十月	理科卒業(一人)	馬仲	中村	藤原	早川
黒澤	川如	小澤	一瀬	伊東	青木	大正十二年三月	文科卒業(二十三人)	野溝	大正十一年十月	理科卒業(一人)	馬仲	中村	藤原	早川	
英子	はるの	大木	小澤	伊東	青木	大正十二年三月	文科卒業(二十三人)	野溝	大正十一年十月	理科卒業(一人)	馬仲	中村	藤原	早川	
石川	茨城	岩手	長野	山梨	熊本	廣島	香川	支那	京都	新瀉	青森	長野	青森	京都	
岩橋	足達	栗田	高橋	天野	吉藤	佐久間	田中	關	中島	辻	佐藤	高瀬	坂	佐藤	
梶原	梶原	岡村	池川	天野	吉藤	佐久間	田中	關	中島	辻	佐藤	高瀬	坂	佐藤	
志津野	慶子	千鶴	川	松	文子	佐久間	田中	關	中島	辻	佐藤	高瀬	坂	佐藤	
福井	和歌山	大分	香川	香川	岡山	佐久間	田中	關	中島	辻	佐藤	高瀬	坂	佐藤	
新納	氷上	石元	矢島	伊地知	古莊	玉真	竹川	西村	大久保	藤井	河合	高瀬	清水	川	
沖野	大島	小原	岡村	伊地知	古莊	玉真	竹川	西村	大久保	藤井	河合	高瀬	清水	川	
エ	清	光	登喜子	伊地知	古莊	玉真	竹川	西村	大久保	藤井	河合	高瀬	清水	川	
鹿見島	岡	高	島	伊地知	古莊	玉真	竹川	西村	大久保	藤井	河合	高瀬	清水	川	

伊田	中島	笹尾	建部	森田	池田	市川	深川	海保	林	家事科第二部卒業(十三人)	川野	花島
本橋	三浦	坪内	齊藤	古賀	小林	北郷	喜田	片岡	天野	家事科第二部卒業(十三人)	川野	花島
敏子	ふさ	小枝	ま	道子	ミ	ふち	ナト	光枝	ユキ	家事科第二部卒業(十三人)	川野	花島
鳥取	兵衛	長野	滋賀	岐阜	東京	新潟	静岡	大分	千葉	家事科第二部卒業(十三人)	川野	花島
後藤	目黒	山崎	宮川	孫澤	楠田	黒澤	喜多	加藤	大橋	選科卒業(十人)	山内	杉沼
石井	渡邊	雅子	松野	よし	ゆき	春代	カ	子	子	選科卒業(十人)	山内	杉沼
宮城	岡	山	東京	静岡	朝	重	京	京	京	選科卒業(十人)	山内	杉沼
瀨口	高橋	加藤	右近	牛島	市川	池口	板橋	阿部	阿部	保育實習科修了(十四人)	城所	田所
巽	小森	藤	領	エ	フ	敏	山	兵衛	山	保育實習科修了(十四人)	城所	田所
枝	カ	子	子	子	子	子	子	子	子	保育實習科修了(十四人)	城所	田所
佐賀	和歌山	鹿見島	岡	高	島	伊地知	古莊	玉真	竹川	保育實習科修了(十四人)	城所	田所

本野井南山木上松水	田田上家塚田木上	福堀平馬長中中友竹高太鈴柴柳小宮小黒楠風加河河	島口賀場沼庭村近内橋川木多原山宮林田田間來合内	女明業婦ぬ須シズフよしめヒテテ能子乙ウナル初子ヲヨシ	熊岐廣和長崎熊愛鳥千福愛福福佐福東福山熊東廣	木阜島山野玉本媛取葉島知非非賀島京島形本京島				
河内山	選科卒業(六人)	赤岡まさ	長野	岩村永	八重津シ	三橋マサ	萬木松	松本シマ	松尾マキチ	藤田ぬ
猪白眇	研究科修了(三人)	吉原コシノ	岩手	中村	安原喜	山形	長崎	青森	宮城	京都
河内山	選科卒業(六人)	赤岡まさ	長野	岩村永	八重津シ	三橋マサ	萬木松	松本シマ	松尾マキチ	藤田ぬ
植松	保育實習科修了(十六人)	石原松枝	熊本	飯田キ	磯山千代	長田ふ	金子芳	栗田さ	熊井慶	田林英
野崎	圖書修科卒業(十二人)	山本	熊本	飯田キ	磯山千代	長田ふ	金子芳	栗田さ	熊井慶	田林英

小澤	北神	杉山	鈴本	高橋	武内	德永	中尾	中田	日比野	星野	星野	八木澤	和田	林宿	理科卒業(二人)	項子	步方
小森田	フミ	キク	小冬	みち	富美榮	久子	ふさ	カツ	節子	ヒテ	美代	しげ	總子	宿願	賢支	支那	支那
北神	フミ	キク	小冬	みち	富美榮	久子	ふさ	カツ	節子	ヒテ	美代	しげ	總子	宿願	賢支	支那	支那
大正十二年七月	家事科卒業(一人)	桑田	みつ	兵庫	富山	北海道	栃木	福島	石川	東京	鹿島	京都	東京	京都	東京	兵庫	兵庫
大正十三年三月	文科卒業(二十二)	栗飯原	喜代	富山	北海道	栃木	福島	石川	東京	鹿島	京都	東京	京都	東京	兵庫	兵庫	兵庫
伊澤	津田	中村	原秀	廣瀬	廣瀬	藤谷	萩原	柳井	萩原	星野	高畑	龜山	八島	櫻井	田中	富岡	兵庫
伊澤	津田	中村	原秀	廣瀬	廣瀬	藤谷	萩原	柳井	萩原	星野	高畑	龜山	八島	櫻井	田中	富岡	兵庫
伊澤	津田	中村	原秀	廣瀬	廣瀬	藤谷	萩原	柳井	萩原	星野	高畑	龜山	八島	櫻井	田中	富岡	兵庫











須田	前川	池内	松尾	松山	上原	佐藤	岡田	森澤	鹽田
谷橋	平野	弘田	日比	野上	中島	内藤	富田	土屋	關木
みつ	幸子	三千代	タケノ	象子	千代子	駒野	春重	俊輝	嶺
東京	東京	千葉	山口	大阪	東京	岡山	東京	東京	東京

坂本	藤原	帆山	堀田	松本	村田	築山	山田	山本	山岡	吉村
満子	芳子	貞子	久子	きく子	ナミ	富子	高子	根子	重子	たま
岡山	福岡	愛媛	愛媛	愛媛	愛媛	高知	高知	高知	三重	東京

◎ ◎ ◎

選科卒業(二人)  
方順 嶺義 順順 朝朝 鮮鮮

研究科修了(四人)  
王愛 武田 沼澤 辻イ

瀧川	關口	渡邊	和	田
森本	森本	浦井	福島	平田
千鶴	清子	南江	春子	愛子
兵庫	東京	静岡	佐賀	三重

小川	今村	小島	福本
松本	保坂	藤澤	芳賀
すみ	あさ	千鶴	みどり
福岡	東京	長野	宮城

森山	藤本	鈴木	神保	橋本
田宮	副島	杉本	白井	汐崎
ふみ	哲英	英子	く代	千代
山梨	福岡	高知	東京	愛媛

◎ ◎ ◎

理科卒業(二十五人)  
安部 世意治 高知 飯山 アイ 新木 荒井 操 福島 石井 アイ 新木 越智 たて子 愛媛 古部 浅子 三重 佐野 比佐 大重 柳原 比佐 大重 柳原 比佐 大重

岡崎	海野	内田	石川	池田	市原	猪野	淺野	阿部	吉村	守村	松村	丸尾	平野	濱田	西野	新田	高橋	田中
良子	ノア	鷲江	けい	初音	富美	光子	たか	清子	フシ	孝悦	代文	菊代	シズ	千鶴子	芳枝	美千代	ゆき	あや
高知	鹿児島	岡山	愛知	宮城	北海道	京都	京都	兵庫	北海道	東京	岡山	東京	福岡	高知	石川	島根	静岡	熊本

家事科卒業(四十一人)



丹羽 志子	長谷川 しづの	林 淑子	笠 ふみ子	本間 ミチ子	榎 明子	政池 ひろ子	松村 ノブ子	三隅 キミ子	白石 鹿見島	秋田 晴子	井筒 キツ子	井上 セイ子	伊藤 房野	上原 よし子	上野 志蕙	越智 晴子	大野 タツ子	大村 キヨ子	大澤 てる子
愛知 庫重	三重 重	愛知 重	愛知 重	新潟 湯	山梨 梨	愛知 梨	鹿見島	山口	山梨 梨	静岡 岡	岩手 根	島根 根	千葉 木	栃木 梨	高知 梨	高知 梨	高知 梨	高知 梨	高知 梨
加藤 さく	金山 真	上村 真	木村 イチ	公文 子	小山 子	齋藤 ミコ	坂本 教	司馬 代子	島田 キミ子	田中 ミツ子	田村 ミツ子	高瀬 政子	竹内 文子	立石 ミト子	谷口 史子	寺田 繁子	傳田 順子	長根 順子	丹羽 順子
宮城 高	大阪 高	静岡 高	高知 高	長野 高	福島 高	香川 高	香川 高	香川 高	香川 高	香川 高	香川 高	香川 高	香川 高	香川 高	香川 高	香川 高	香川 高	香川 高	香川 高
経間 成子	村田 梅子	守田 梅子	山中 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子	鈴木 ヨシ子
群馬 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉	埼玉 玉

吉岡 久子	渡邊 香	王 少英	王 映荷	劉 映荷	淺野 ふみ	位田 ミホ	犬飼 美子	今井 雅子	石田 シゲ子	川井 辰生	川岸 千鶴子	河西 さみ	木村 千代	國芳 千子
東京 東	静岡 岡	支那 支	支那 支	支那 支	香川 香	福島 香	岡山 香	香川 香	香川 香	香川 香	香川 香	香川 香	香川 香	香川 香
熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝
熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝
熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝	熊本 枝

北村

船橋	藤津	夏目	築山	塚田	高木	關口	鈴木	澁谷	周藤	佐々木	近田	栗田	九鬼	木山	木元	河野	河合	陸山	加藤	折原	岡田
郁子	壽津	卓	文野	秀代	松子	はる	歌子	千代	アヤ	アイ	あま	君代	知	園	子	長	兵	福	群	さだ	幸子
愛知	山口	愛知	熊本	岡山	石川	杉木	山形	東京	島根	香川	新潟	静岡	和歌山	岡山	大分	愛媛	長野	兵庫	福井	群馬	新潟

家事科卒業(三十七人)

佐野	近藤	近藤	小林	小島	桑木	川又	柿村	大山	江口	梅島	内田	上田	植村	宇野	赤松	渡邊	吉田	山田	町田	
さだ子	恒	子	江	久	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子
山梨	福岡	新潟	福岡	千葉	岡山	茨城	新潟	福岡	千葉	静岡	東京	島根	東京	兵庫	兵庫	岡山	岡山	新潟	群馬	

渡邊	八木	古市	藤井	林	初見	萩原	野上	月野	塚本	種田	武田	竹林	高田	田本	鈴木	杉木	清水	眞田	齊藤	
さよ子	道子	とし子	千代	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子
茨城	愛知	三重	北海道	愛知	茨城	東京	大分	鹿児島	佐賀	北海道	神奈川	福井	石川	三重	北海道	愛知	東京	神奈川	宮城	

湯屋 辻 寺澤 清水

丸野	松山	野本	中島	龍根	白根	白根	篠根	澤根	胡根	熊井	木金	北島	大久	岡村	小川	内山	池田	稻並	伊藤	赤澤
サキ	英子	の	ナ	綾子	ユキ	美智子	サガ	登志子	トシ	嘉鶴	文子	千東	千節	千代子	千美	小枝	文子	宣子	春子	サイ
鹿兒島	福島	埼玉	東京	大分	大分	東京	東京	鹿兒島	高知	千葉	愛知	三重	千葉	千葉	神奈川	石川	東京	東京	千葉	栃木

保育講習科卒業(二十三人)

三枝 國友

信耕	清水	黒田	菊池	川池	顔氏	片柳	笠井	皆長	加藤	大久保	織田	小倉	安藤	足立	昭和四年三月	文科学業(三十四人)	國畫専修科卒業(一人)	浦井	和田
千代子	節子	エ	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	ミ	ツ
石川	長野	東京	岩手	山梨	臺灣	茨城	廣島	長崎	岐阜	東京	愛知	千葉	岡山	鳥取	支那	那	那	東京	東京

理科卒業(二十七人)

秋山	和田	吉村	横山	八木	向山	松尾	本多	藤森	藤田	原田	永松	鳥居	富澤	東條	戸部	高野	高橋	田村	鈴木	
佐和子	てる	紀美子	しつゑ	ひな	セツ子	みつ子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子
神奈川	愛知	奈良	茨城	東京	栃木	東京	東京	長野	埼玉	新潟	熊本	東京	福島	山口	岡山	廣島	愛知	東京	栃木	



昭和五年三月  
文科卒業(三十一人)

田村	田宮	島貫	清水	齊藤	佐藤	佐藤	小島	長内	大森	奥寺	岡田	尾上	内山	上野	宇喜多	磯部	石岡	池田	阿部
澄子	満子	芳野	朝子	けい子	恒子	恒子	盛子	みどり	貞子	よし子	美知子	昌子	昌子	キヨ子	キヨ子	久子	喜美子	ゆき子	昌子
東京	愛媛	山形	岐阜	宮城	島根	岡山	鹿兒島	岩手	愛媛	東京	東京	鹿兒島	新潟	福岡	香川	愛知	岡山	大阪	宮城

研究科修了(六人)

川西	木下	鈴木	高橋	富澤	原秀	王少
備前	備前	愛知	富山	福井	岡山	支那

選科卒業(二人)

趙折	趙折
朝鮮	朝鮮

保育實習科卒業(二十二)

荒井	梅澤	小野寺	越智	大谷	大園	久保田	小島	坂口
喜久子	千賀代	京子	美代子	喜美	美林	スィ	光子	つる
茨城	東京	北海道	愛媛	東京	東京	栃木	東京	東京

理科卒業(二人)

孫虞	李真
卿支那	玉朝鮮

家事科卒業(二人)

王淑	羅孟
榮支那	平支那

理科卒業(二十七人)

秋本	井口	伊藤	池上	石田	市瀬	風間	河村	小出
アイ	正枝	幸子	恒子	壽美子	杉江	智恵子	園子	良子
青森	熊本	山口	愛知	愛媛	長野	神奈川	岡山	千葉

家事科卒業(三十七人)

阿部	秋山	渡邊	吉村	吉田	湯浅	山崎	山村	村田	牧野	藤川	廣松	平岩	中道	玉城	高木	高木	鈴木	鈴木	佐藤
不二子	文子	まつ枝	シヅ	淑江	千恵子	誠子	初穂	久仁	サク	ハマ	紋子	花子	よし子	茂子	文子	ノブ	喜美	美滋	滋
岡山	岡山	千葉	北海道	岡山	岡山	新潟	東京	熊本	北海道	福岡	兵庫	福岡	宮城	愛知	廣島	福岡	千葉	長野	長野

高橋	島根	篠原	清水	酒井	近藤	小池	小池	熊谷	北川	鎌田	勝木	金谷	大島	大西	小尾	上村	上岡	内田	池上	泉川	五十嵐
清子	阿佐	喜見子	真香	桃香	昌子	澄子	フサ子	みき	マツ	セツ	貞子	かつみ	一枝	ふみ子	道香	ひで	芳美	美子	俊子	幸子	みつ
長野	茨城	石川	長野	福岡	千葉	群馬	富山	岩手	北海道	秋田	神奈川	石川	茨城	長崎	山梨	大阪	廣島	兵庫	兵庫	香川	茨城







### 第十一 敷地及建物

(昭和五年十月調)

#### 一 敷地

本郷區湯島三丁目二十三、四番地ニ於テ敷地一  
 萬六千二百三十三坪六合四勺二才  
 小石川區大塚町三十五番地ノ十四號同區東青  
 柳町二十八番地ノ一號ニ於テ新敷地二万七千  
 二百六十四坪

#### 二 建物

假建築  
 教室事務室教官室標本機械室等 (木造平家建)  
 三千九百八十五坪五合  
 講堂 (同) 二百四十七坪  
 本建築  
 寄宿舎及附屬建物(木造二階建及平屋建)

千三百七十四坪六合六勺(延坪)

寄宿舎附屬建物(鐵筋混凝土造平家建)  
百五十四坪

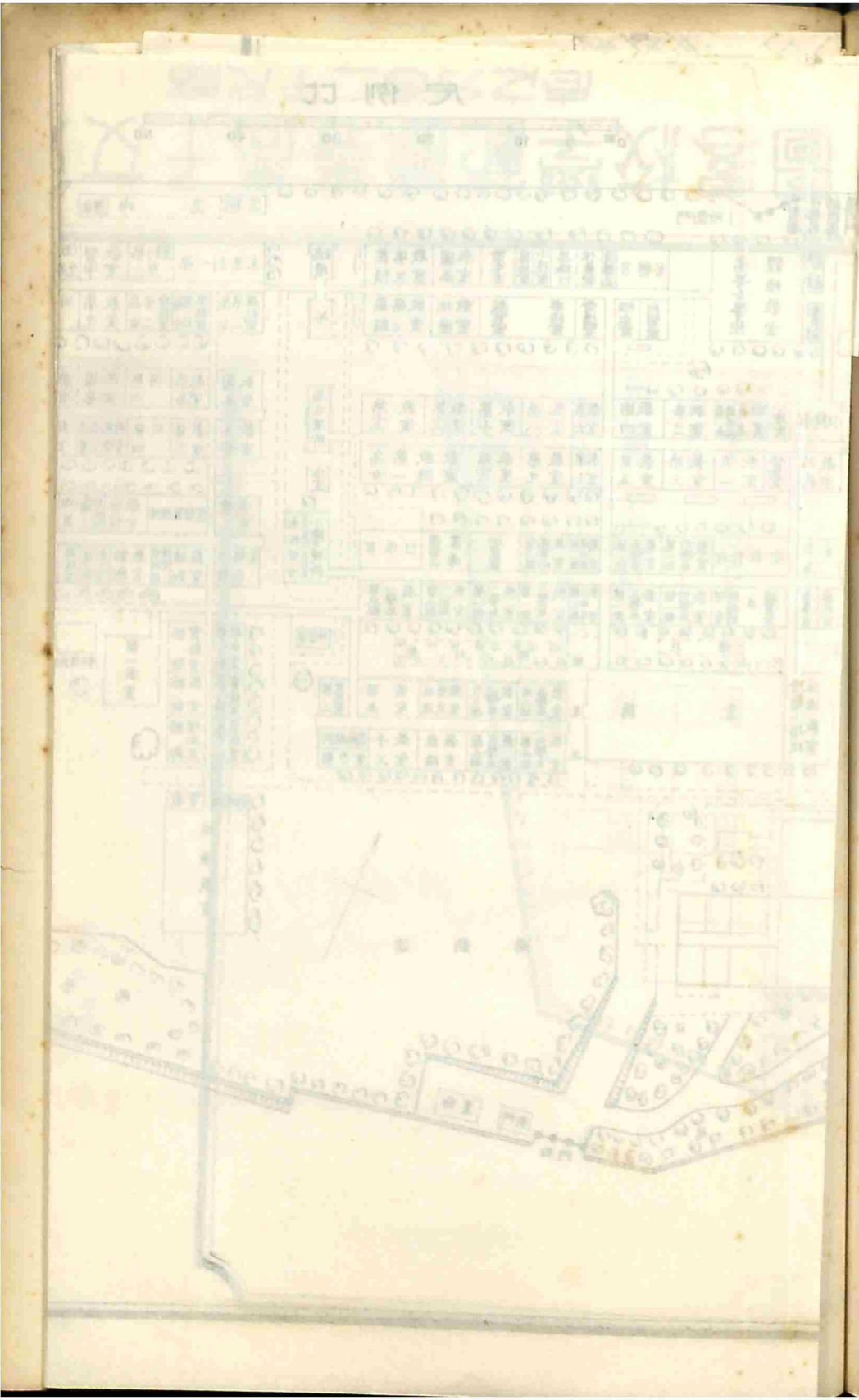
寄宿舎附屬建物(木造平家建)  
三百一坪五合

雨天體操場及附屬建物(木造平家建)  
二百八十坪

集會所(木造平家建)  
六十五坪

#### 三 建物略圖(別圖)

一 東京女子高等師範學校略圖  
 一 東京女子高等師範學校寄宿舎並建物配置  
 豫定圖

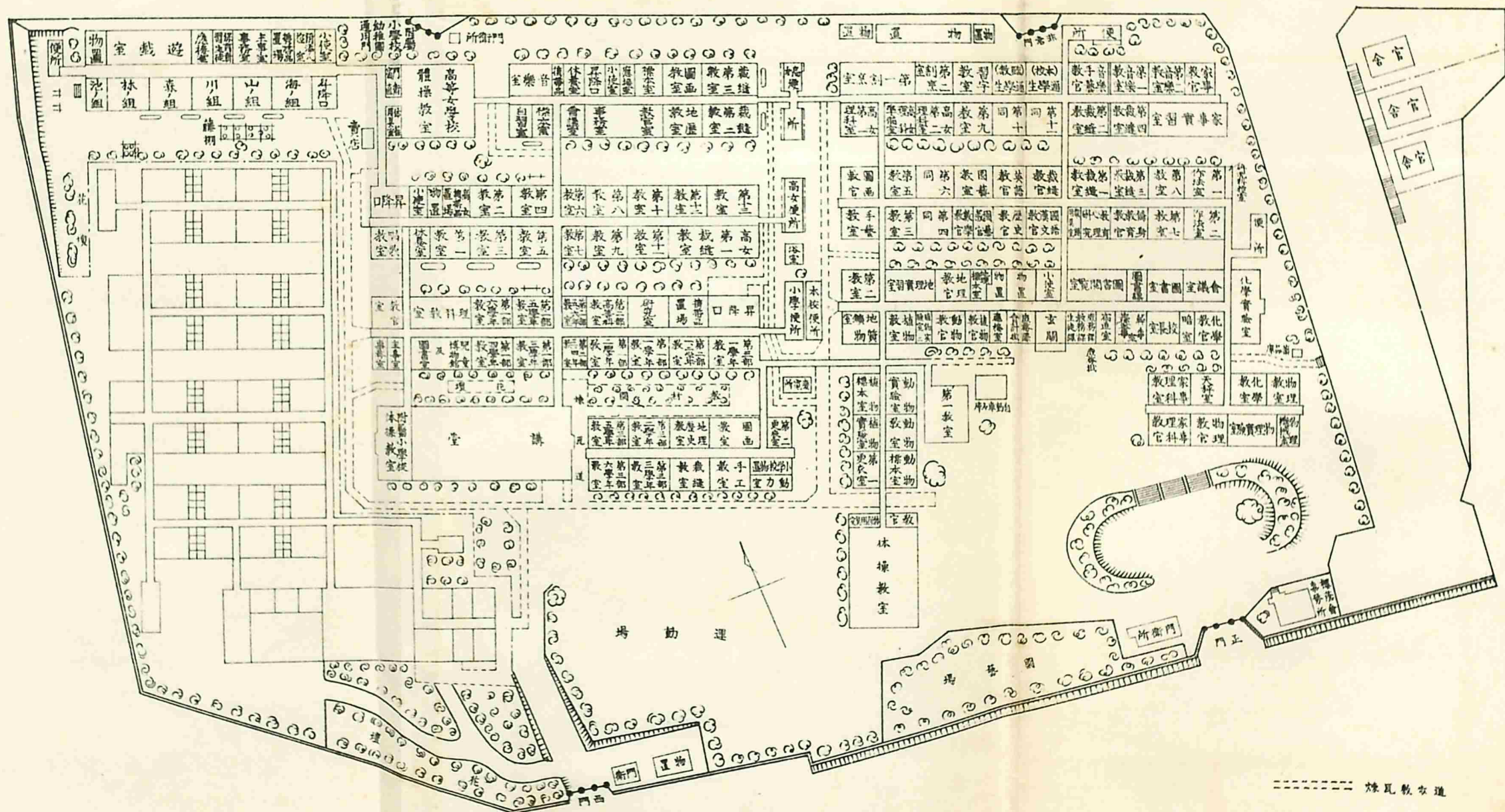
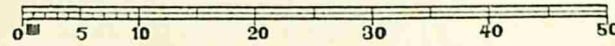




# 東京女子高等師範學校圖畧

縮尺二千二百方之卷

比例尺

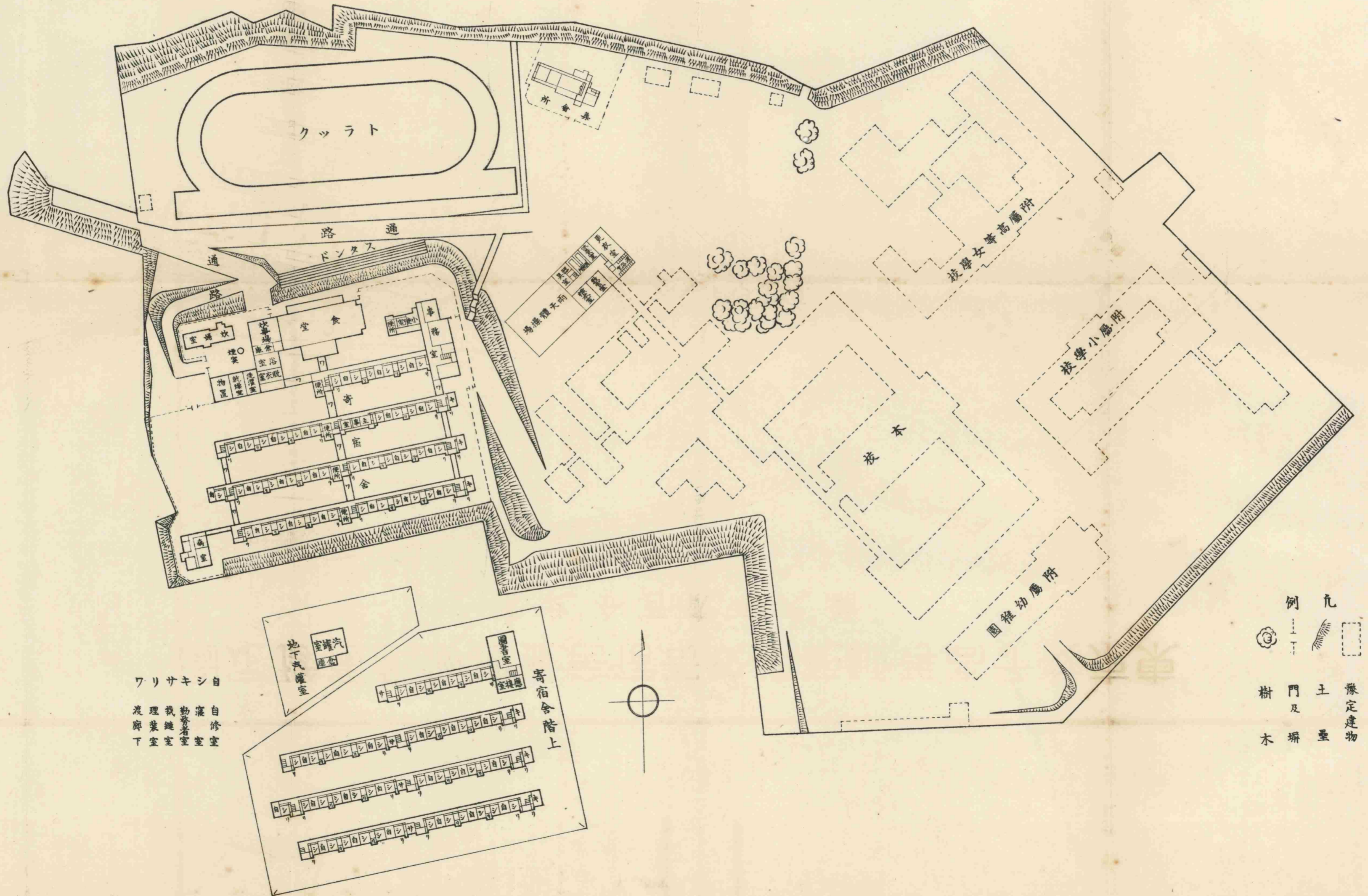


- 煉瓦敷女道
- 板圍子
- 樹木

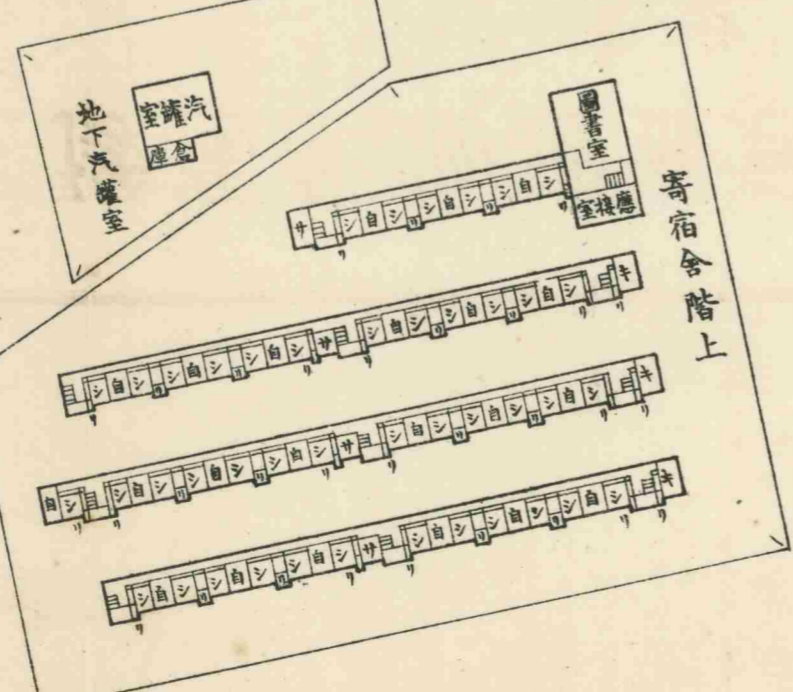


# 東京女子高等師範學校寄宿舍並建築物配置豫定圖

縮尺千貳百分之壹



ワリサキシ自  
 渡理 務 演 自  
 廊業 務 習 修  
 下室 室 室 室 室



例 凡  
 樹 門 土 豫  
 木 及 塀 定  
 木 塀 壘 建  
 物



附 錄

一 如蘭會規則

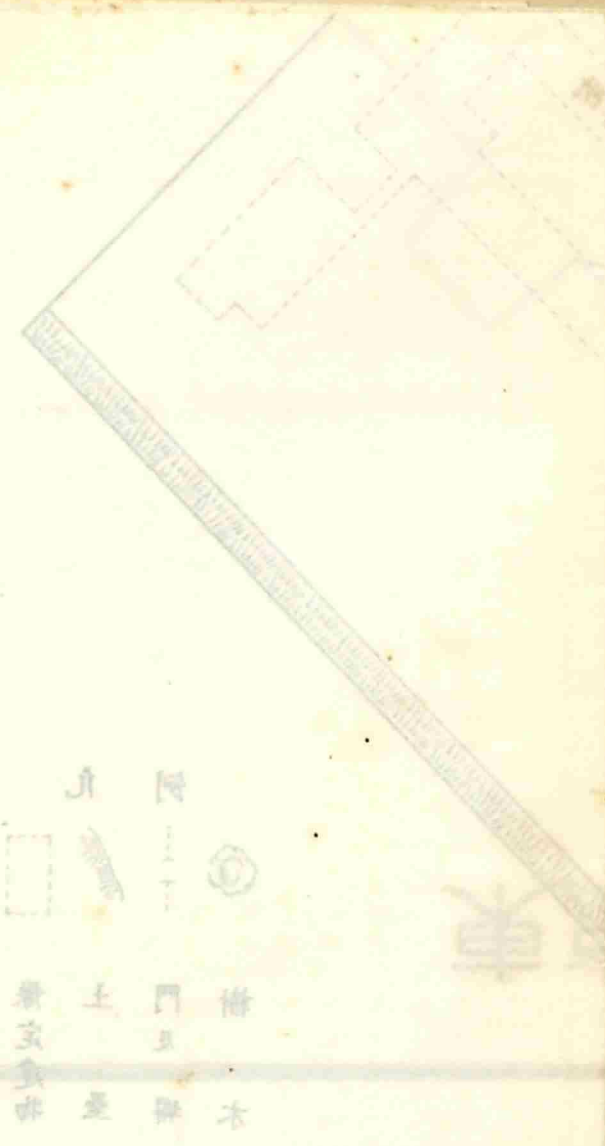
第一章 總則

- 第一條 本會ハ東京女子高等師範學校如蘭會ト稱ス
- 第二條 本會ハ東京女子高等師範學校ノ職員生徒及同附屬校園ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第六臨時教員養成所ノ職員生徒ハ之ヲ東京女子高等師範學校ノ職員生徒ト看做ス
- 第三條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖リ心身ヲ練磨シ趣味ヲ涵養シ兼テ善美ナル校風ヲ發揚スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會々員ヲ分チテ左ノ二種トス
  - 一 特別會員 職員

一 通常會員 生徒

第五條 本會ニ左ノ十五部ヲ置ク

- 學術部、弓道部、柔道部、庭球部、卓球部、籃球部、排球部、陸上競技部、旅行部、水泳部、謠曲部、茶道部、花道部、音樂部、琴曲部
- 前項ノ十五部中謠曲部、茶道部及花道部ト音樂部及琴曲部トハ當分之ヲ各一ノ部ト看做ス
- 第六條 會員ハ各部ノ部員タルコトヲ得
- 第二章 役員
  - 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
    - 一 會長 一名
    - 一 理事 一名
    - 一 部長 各部ニ付一名宛



一 事務委員 五名

一 委員 各部ニ付各學年各學級生徒一名宛

第八條 會長ハ學校長ヲ推戴ス

會長ハ會務ヲ總轄ス

第九條 理事部長及事務委員ハ特別會員中ニ就キ會長之ヲ委囑ス

理事ハ本會ノ常務ヲ管理シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

部長ハ各其ノ部ノ常務ヲ管理ス

事務委員ハ本會ノ庶務及會計ニ關スル常務ヲ掌理ス

第十條 委員ハ各學級生徒ノ互選ニ基キ會長之ヲ命ス

委員ハ其ノ部ノ常務ヲ取扱フ

第十一條 委員ノ任期ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トシ毎年四月中ニ於テ之ヲ改選ス但第一學年ニ在リテハ毎年九月中ニ於テ之ヲ選

舉スルモノトス

第三章 會計

第十二條 特別會員ハ手當月額三十圓以下ノ囑託員及月俸三十圓以下ノ雇員ヲ除キ會費トシテ每學年一學期毎ニ月俸百分ノ一半ニ相當スル金額ヲ寄附ス

通常會員ハ會費トシテ每學年金五圓ヲ四月(第六臨時教員養成所第一學年ハ五月)六月九月十一月及一月ノ五回ニ分納ス

既納ノ會費ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第十三條 本會ニ金品ノ寄附ヲ申出ツル者アルトキハ會長其ノ受否ヲ決定ス

第十四條 收入金ハ信用アル銀行ノ預金トシテ之ヲ保管ス

第十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十六條 本會ハ第十二條ノ會費第十三條ノ寄附金及第十四條ノ預金ヨリ生スル利子ヲ以テ收入トシ一切ノ經費ヲ支出トス

第十七條 理事及事務委員ハ毎年度ノ始ニ於テ其ノ年度ノ收入及支出豫算概算書ヲ編成ス

前項ノ收入支出豫算概算書ハ會長之ヲ決定ス

第十八條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フクメニ又ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルクメニ豫備費ヲ設ク

豫備費ハ收入豫算金額ノ百分ノ五以上十以下トス

第十九條 物件ヲ購入又ハ營繕セムトスルトキハ各部委員ハ所定ノ請求簿ニ品目數量價格供給者又ハ請負者其ノ他ノ所事項ヲ記入シ當該部長ノ檢印ヲ經テ事務委員會計擔

當者ニ差出スモノトス  
事務委員ハ前項ノ請求簿ヲ接受スルトキハ直ニ購入又ハ營繕ノ手續ヲナシ請求簿ニ價格豫算殘額等ヲ記入シタル上之ヲ物件ト共ニ請求者ニ交付又ハ引渡スモノトス

第二十條 豫備費ヲ以テ補充スヘキ費途及豫備費ヲ以テ支辨スヘキ費途ノ金額ハ理事ノ意見ヲ聞キ會長之ヲ決定ス

第二十一條 理事及事務委員ハ毎年度ノ始ニ於テ前年度ノ總決算報告ヲ調製ス

第二十二條 各年度ノ收入ニ剩餘ヲ生シタルトキハ之ヲ翌年度ノ收入ニ繰入ル

第二十三條 會長ハ各年度末ニ於テ事務委員中特ニ勤勞アル者ニ對シ若干金額ノ報酬ヲナスコトヲ得

第四章 役員會及總會

第二十四條 會長ハ會務ニ關シ隨時役員會又



ハ總會ヲ召集ス

第二十五條 役員會ニ於テハ左ノ各號ノ事項ヲ決議ス

一 收入支出豫算

二 通常會員二十名以上ノ賛成ヲ得テ提出セル事項

三 其ノ他會長ニ於テ必要ト認ムル事項

第二十六條 總會ニ於テハ左ノ第一號ノ事項ヲ議決シ第二號以下ノ事項ノ報告ヲ受ク

一 規則ノ改正其ノ他會長ニ於テ重要ト認ムル事項

二 庶務決算報告

三 各部長ノ各部事業報告

第五章 附則

第二十七條 第五條第一項ノ十五部中弓道部

柔道部及琴曲部ハ當分ノヲ缺キ本會諸般ノ事情ヲ顧慮シテ漸次其ノ設備ヲ完了スルモ

ノトス

二 東京女子高等師範學校

寄宿舎生徒規約

第一章 總規

第一條 私達寄宿舎生徒ハ自治ノ精神ニ基キ學校ノ規則命令ヲ守ツテ寄宿舎ヲ校風發揚ノ源泉ト致シマセウ

第二條 私達寄宿舎生徒ハ寮内ノ秩序ヲ整ヘ風儀ヲ正シ且ツ衛生ニ留意シテ寄宿舎ヲ清イ氣持ノ好イ領域ト致シマセウ

第三條 私達寄宿舎生徒ハ寮ヲ一ツノ自治體トシテ相結ヒ互ニ融和輯睦シテ寄宿舎ヲ安ラカナ潤ヒノアル生活境ト致シマセウ

第二章 役員

第四條 寄宿舎ニ左ノ役員ヲ置ク

一 寄宿舎全體ニ關スルモノ

(一) 寮總代

(二) 炊事部委員

(三) 文庫部委員

(四) 購買部委員

二 各寮ニ關スルモノ

(五) 室總代

(六) 會計部委員

(七) 運動部委員

(八) 娛樂部委員

(九) 園藝部委員

(十) 整理部委員

第五條 寮總代ノ任務ハ左ノ通之ヲ定メル

一 生徒主事ノ指揮ニ從ツテ其ノ寮ノ常務ヲ取扱ヒ規約第一章ノ趣旨ヲ達成スル上ニ其ノ寮ニ於ケル責任ヲ負フコト

二 各寮ニ於テ隨時修養會ヲ催ス事ヲ得ルコト其ノ際若シ講師ヲ招ク場合ニハ生徒

主事ノ承認ヲ受ケルコト

三 本規約第三章ノ施行ノ任ニ當ルコト

四 寮共有ノ備品ヲ保管スルコト

五 全寮生ヲ代表スルコト

六 毎月一回以上室總代會議ヲ開催スルコト

七 其ノ寮ニ於テ新ヲ試ミヲシヨウトスルトキニハ生徒主事ノ承認ヲ受ケルコト

八 每學期一回寮總代會ヲ開イテ各寮ノ連絡ヲ取ルコト但必要ト認メル場合ニハ臨時ニ開クコトヲ得ルコト

九 寮内ニ事故カ起キタ時ニハ直ニ之ヲ生徒主事ニ報告スルコト

十 寮ノ火ノ元戸締ニ就イテ責任ヲ負フコト

十一 月初ニ於テ會計部カラ其ノ月分ノ寮總代費ヲ受取リ經理ノ任ニ當リ月末ニ於テ

寮總代費ニ關スル諸帳簿ヲ精査シ一箇月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ査閱ヲ經テ舍生ニ報告スルコト

第十二條 諸室洗濯場ニ關スル一切ノ事務ニ當ルコト

第六條 炊事部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

一 食事及食堂ニ關スル一切ノ事務ニ當ルコト

二 各寮ノ會計部委員カラ差出シタ食費ヲ纏メテ銀行預金トスルコト但預金通帳ノ名義及保管ハ生徒主事ニ委嘱スルコト

三 月末ニ於テ炊事諸帳簿ヲ精査シ一箇月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ承認ヲ經テ之ヲ舍生ニ報告スルコト

四 所屬備入ノ指導監督ニ當ルコト

五 第二學期ノ終ニ各寮ノ三年生カラ三名

ツツヲ互選スルコト

第七條 文庫部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

一 文庫ノ整理圖書ノ整理保存ニ當ルコト

二 舍生ノ意見ヲ徵シテ生徒主事指導ノ下ニ圖書ヲ購入スルコト

三 月初ニ於テ會計部カラ其ノ月分ノ文庫部費ヲ受取り經理ノ任ニ當リ月末ニ於テ文庫ニ關スル諸帳簿ヲ精査シ一箇月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ査閱ヲ經テ舍生ニ報告スルコト

四 第二學期ノ終ニ各科三年生カラ一名ツツヲ互選スルコト

第八條 購買部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

一 舍生ノ要求ニ應シ生徒主事ノ承認ヲ經テ物品ヲ購入シ之ヲ舍生ニ販賣スルコト

二 月末ニ於テ購買ニ關スル諸帳簿ヲ精査シ一箇月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ査閱ヲ經テ舍生ニ報告スルコト

三 購買部ノ純益ハ役員會議ニ依リ生徒主事ノ承認ヲ得テ費途ヲ決メルコト

四 所屬備入ノ指導監督ニ當ルコト

五 第二學期ノ終ニ各寮ノ三年生カラ一名ツツヲ互選スルコト

第九條 寮總代ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

一 寮總代ノ指示ニ從ツテ其ノ室ノ常務ヲ取扱ヒ寮總代ヲ助ケテ規約第一章ノ趣旨ヲ達成スル上ニ其ノ室ニ於ケル責任ヲ負フコト

二 室内ノ備品ヲ保管スルコト

三 其ノ室友ヲ代表スルコト

四 毎月始室友ノ食費及舍費ヲ集メテ會計部委員ニ差出スコト

五 室友中ニ病者又ハ事故アル者ヲ生シタトキニハ直ニ之ヲ生徒主事ニ報告スルコト

六 室ノ火ノ元戸締ニ就イテ責任ヲ負フコト

第十條 會計部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

一 各寮ノ寮總代カラ差出シタ食費及舍費ヲ纏メ食費ハ之ヲ炊事部委員ニ差出シ舍費ハ之ヲ銀行預金トスルコト但預金通帳ノ名義及保管ハ生徒主事ニ委嘱スルコト

二 食費及舍費ハ左ノ通トスルコト  
食費 一日五拾錢ノ割  
舍費 一箇月壹圓但七八ノ二箇月ハ徵集セス

三 舍費ノ費目ハ左ノ通トスルコト

1 圖書部費

2 運動部費



- 3 娛樂部費
- 4 園藝部費
- 5 炊事以外ノ石炭及木炭費
- 6 寮總代費備人給料
- 四 舍費ニ就イテハ毎學期ノ始ニ收支ノ豫算ヲ編成スルコト但圖書部費娛樂部費園藝部費ニ就イテハ先ツ當該部ノ委員ニ於テ其ノ原案ヲ作製スルコト
- 收支豫算ハ役員會テ之ヲ決議シテ生徒主事ノ承認ヲ受ケルコト
- 五 毎月末ニ於テ舍費ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ承認ヲ經テ之ヲ舍生ニ報告スルコト
- 六 第二學期ノ終ニ各寮ノ三年生カラ三名ツツテ互選スルコト
- 第十一條 運動部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

- 一 寮生ノ健康ノ向上ニ努メルコト
- 二 寮生ノ希望ヲ徵シ寮總代ト協議ノ上生徒主事ノ承認ヲ受ケテ各寮適宜ニ次ノヤウナ會ヲ催スコトヲ得ルコト
  - 1 運動競技會
  - 2 遠足會
- 右ハ寄宿舎全體又ハ幾寮カ聯合シテ開クコトヲ得ルコト
- 三 其ノ寮ノ運動器具ノ整理保管ニ當ルコト
- 四 寮生ノ希望ヲ徵シ生徒主事ノ承認ヲ經テ運動器具ヲ購入スルコト
- 五 月初ニ於テ會計部カラ其ノ月分ノ運動部費ヲ受取り經理ノ任ニ當リ月末ニ於テ運動部ニ關スル諸帳簿ヲ精査シ一箇月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ査閲ヲ經テ舍生ニ報告スルコト

六 第二學期ノ終ニ各寮ノ二三年生カラ一名ツツテ互選スルコト

第十二條 娛樂部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

- 一 特ニ本規約第一章第三條ノ趣旨ヲ達成スルコトニ努メルコト
- 二 寮總代ト協議ノ上生徒主事ノ承認ヲ受ケテ各寮適宜ニ次ノヤウナ會ヲ催スコトヲ得ルコト
  - 1 茶話會
  - 2 音樂會
  - 3 茶ノ湯生花其ノ他ノ會
- 右ハ寄宿舎全體テ又ハ幾寮カ連合シテ開クコトヲ得ルコト
- 三 其ノ寮ノ娛樂器具ノ整理保管ニ當ルコト
- 四 寮生ノ希望ヲ徵シ生徒主事ノ承認ヲ經

テ娛樂器具ヲ購入スルコト

五 月初ニ於テ會計部カラ其ノ月分ノ娛樂部費ヲ受取り經理ノ任ニ當リ月末ニ於テ娛樂部ニ關スル諸帳簿ヲ精査シ一箇月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ査閲ヲ經テ舍生ニ報告スルコト

六 第二學期ノ終ニ各寮ノ二三年生カラ一名ツツテ互選スルコト

第十三條 園藝部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

- 一 各寮所屬ノ庭園ヲ常ニ美シク清ク保ツコトニ就イテ責任ヲ負フコト
- 二 各寮ノ庭園ニ附屬スル器具及園藝材料ヲ保管スルコト
- 三 季節ニ應シテ適當ノ園藝材料ヲ購入シ之ヲ始末スルコト
- 四 月初ニ於テ會計部カラ其ノ月分ノ園藝

部費ヲ受取り經理ノ任ニ當リ月末ニ於テ  
圖藝部ニ關スル諸帳簿ヲ精査シ一箇月ノ  
決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ查  
閲ヲ經テ舍生ニ報告スルコト

五 第二學期ノ終ニ各寮ノ三年生カラ一名  
ツツ二年生カラ二名ツツヲ互選スルコト

第十四條 整理部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ  
定メル

- 一 各寮及其ノ寮ノ掃除分擔箇所ノ整理整頓ニ就イテ責任ヲ負フコト但其ノ場合ニ於テ其ノ日ニ差支カアルトキニハ次ノ土曜日朝トスル
- 二 各寮ヲ清潔ニスル爲左ノ通掃除ヲ行フ
  - イ 毎朝 普通掃除
  - ロ 毎週土曜日朝 大掃除
  - ハ 毎月一回第二土曜日朝 特別大掃除
- 三 各寮ノ掃除器具ノ請求及保管ノ任ニ當

ルコト  
四 第二學期ノ終ニ各寮ノ三年生カラ二名ツツヲ互選スルコト

第三章 制裁

第十五條 寮生中規約ヲ犯シ風儀ヲ紊リ其ノ他寮生ノ本分ニ背ク者カアルトキニハ事情ヲ知ツテキル室友又ハ寮友カ之ニ忠告ヲ與ヘ尙改メヌトキニハ室長會議ヲ開イテ穩當ヲ制裁ヲ加ヘ極力其ノ矯正ヲ圖ルコト

附 規

第十六條 本規約ノ訂正、削除、追加等ノ必要ヲ生シタ場合ニハ役員會ノ決議ニ依リ生徒主事ヲ經テ學校長ノ承認ヲ受ケルコト

# 第六臨時教員養成所一覽



第六臨時教員養成所一覽

至白昭和五年

目次

第一 沿革略……………一

第二 學年曆……………九

第三 關係法令……………一〇

    一 臨時教員養成所官制……………一〇

    二 臨時教員養成所規程……………一〇

    三 臨時教員養成所卒業者服務規則……………一三

    四 臨時教員養成所學科名稱等……………一三

    五 臨時教員養成所管理者職務規程……………一四

第四 規則……………一五

    一 第六臨時教員養成所規則……………一五

    二 第六臨時教員養成所生徒學費支給規程……………一三

三 第六臨時教員養成所生徒心得……………一三

第五 細則……………一四

    一 第六臨時教員養成所規則施行細則……………一四

    二 宿舍規程……………一六

    三 生徒心得細則……………一六

    四 職員服務規程……………一六

    五 事務分掌規程……………一七

    六 文書處理規程……………一七

    七 物品會計規程細則……………一七

    八 非常心得……………一七

第六 職員……………一六

第七 生徒……………一三

    一 生徒氏名……………一三

二 生徒數……………壹

三 生徒本籍府縣別……………壹

四 生徒本籍府縣學歷別……………壹

五 入學志願者及入學者本籍府縣學歷別……………壹

六 入學志願者及入學者學歷及卒業年次別……………壹

七 生徒年齡別……………壹

第八 卒業者……………元

一 卒業者氏名……………元

二 卒業者數……………壹

第九 敷地及建物……………壹

附錄……………壹

第六臨時教員養成所寄宿舍生徒規約……………壹

### 第六臨時教員養成所一覽

#### 第一 沿革略

明治三十五年三月二十七日勅令第百號ヲ以テ臨時教員養成所官制ヲ公布セラレ同月二十九日省令第八號ヲ以テ臨時教員養成所規定ヲ定メ同時ニ告示第五十八號ヲ以テ東京帝國大學外四校ニ第一ヨリ第五ニ至ル臨時教員養成所ヲ設置セラル後明治三十九年三月三十日告示第六十八號ヲ以テ同年三月三十一日限り第一第四第五ノ三臨時教員養成所ヲ廢止シ四月二日告示第八十三號ヲ以テ女子高等師範學校内ニ第六臨時教員養成所ヲ設ケ英語科ヲ置キ同月ヨリ開始セララル官制第三條ニ基キ女子高等師範學校長高嶺秀夫之ヲ管理ス是レ本所ノ起

源ナリ  
 明治三十九年 四月二十日認可ヲ得テ本所規定ヲ定ム○六月十一日板野久野外二十五名ニ對シ入學許可式ヲ舉行シ即日授業ヲ開始ス入學生徒ハ之ヲ女子高等師範學校寄宿舍ニ收容ス  
 明治四十年 二月補缺募集ヲ行ヒ高橋○ぶ外四名ニ入學ヲ許可ス  
 明治四十一年 六月五日皇后陛下東京女子高等師範學校ニ行啓アラセラレタルヲ以テ本所生徒モ同時ニ課業齋覽ノ榮ヲ荷フ  
 明治四十二年 二月二十四日認可ヲ得テ家事



科規定ヲ定ム○同月二十五日文部省告示第四十號ヲ以テ明治四十二年三月三十一日限り第六臨時教員養成所英語科ヲ廢止シ別ニ家事科ヲ置キ同年四月ヨリ開始セラル○三月三十日英語科卒業證書授與式ヲ舉行ス○五月四日新帶かく外二十六名ニ入學ヲ許可シ即日授業ヲ開始ス

明治四十三年 二月二十二日管理者高嶺秀夫薨去ス○三月四日仙臺高等工業學校長中川謙二郎東京女子高等師範學校長ニ任セラレ本所ヲ管理ス

明治四十五年 三月九日文部省令第八號ヲ以テ臨時教員養成所規程中ニ改正ヲ加ヘラレタルニ依リ同三十日家事科規則ヲ改正シ生徒委託規程細則ヲ定ム○三月三十日家事科生徒新帶かく外二十五人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月十三日生徒心得寄宿舎規則寄宿舎生徒心得ヲ

定ム○四月十五日早瀬一外十二人ニ入學ヲ許可シ之ヲ京都府立第一高等女學校ニ委託ス○同月二十日飯野千萬外八十六人ニ入學ヲ許可シ内市河ぬい外十人ヲ共立女子職業學校ニ細貝きん外十人ヲ東京裁縫女學校ニ橋本みさほ外四人ヲ和洋裁縫女學校ニ委託ス○四月當所寄宿舎ヲ牛込區揚場町二十番地ニ設ケ生徒ヲ收容ス○六月三日皇后陛下東京女子高等師範學校ニ行啓アラセラレタルニ依リ當所在京生徒一同亦講堂ニ於テ拜謁ヲ賜フ

大正二年 三月委託規程細則中ニ改正ヲ加ヘ更ニ京都府立第一高等女學校ニ二十五人東京裁縫女學校ニ十五人共立女子職業學校ニ十五人

和洋裁縫女學校ニ十人ヲ委託ス

大正三年 四月委託規程細則中ニ改正ヲ加ヘ更ニ京都府立第一高等女學校ニ十五人東京裁縫女學校ニ十五人共立女子職業學校ニ十五人

和洋裁縫女學校ニ十人ヲ委託ス○七月規則ヲ改正シ家事科ヲ分チテ第一部第二部トス

大正四年 二月委託規程細則中ニ改正ヲ加フ○三月二十七日日本所生徒飯野千萬外五十四人委託生早瀬一外三十一人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月十二日日本所第一部生徒二十一人第二部生徒二十九人及京都府立第一高等女學校東京裁縫女學校共立女子職業學校ニ各十一人、和洋裁縫女學校ニ生徒七人ノ入學ヲ許可ス○五月各部主任ヲ置ク○五月三十一日東京裁縫女學校委託生須賀原靜子ニ卒業證書ヲ授與ス

大正五年 二月委託規程細則ニ改正ヲ加フ○三月二十七日委託生神田操外四十三人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月十一日京都府立第一高等女學校ニ十五人、東京裁縫女學校ニ十五人、共立女子職業學校ニ十五人、和洋裁縫女學校ニ十人ノ生徒ヲ委託ス

大正六年 三月委託規程細則中ニ改正ヲ加フ○三月廿七日委託生大塚かほる外四十四人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月二十八日京都府立第一高等女學校ニ十五人、五月七日東京裁縫女學校共立女子職業學校ニ各十五人、和洋裁縫女學校ニ七人ノ生徒ヲ委託ス○六月十一日管理者中川謙二郎退官ニ付東京音樂學校長湯原元一東京女子高等師範學校長ニ任セラレ本所ヲ管理ス

大正七年 二月二十日文部省令第二號ヲ以テ臨時教員養成所規程中ニ改正ヲ加ヘ同日告示第二百七十八號ヲ以テ第六臨時教員養成所ニ於ケル家事科ヲ家事裁縫科體操家事科トセラレタルニ依リ當所ニ於ケル家事科第一部第二部ヲ改メテ家事裁縫科修業年限三箇年、體操家事科修業年限二箇年トシ同時ニ生徒ノ入學シ得ル年齢最低滿十七年ヲ滿十六年ニ改ム○二



月二十七日委託生細則中ニ改正ヲ加フ○三月二十七日日本所生徒石川ミサホ外四十九人委託生長谷波幾美子外三十二人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月二十三日家事裁縫科生徒トシテ伊藤靜枝外三十人體操家事科生徒トシテ石井キクノ外二十九人ノ入學ヲ許シ同時ニ京都府立第一高等女學校東京裁縫女學校共立女子職業學校ニ各十五人和洋裁縫女學校ニ十人ノ生徒ヲ委託ス

大正八年 三月十三日委託生細則中ニ改正ヲ加フ○三月廿七日委託生石川セツ外四十六人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月二十五日家事裁縫科生徒トシテ京都府立第一高等女學校東京裁縫女學校共立女子職業學校ニ各十五人和洋裁縫女學校ニ十人ヲ委託ス

大正九年 三月二十七日體操家事科生徒石井キクノ外二十八人委託生稻田サダヲ外四十一

人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月二日委託生細則中ニ改正ヲ加フ○五月十一日體操家事科生徒トシテ伊藤マサイ外二十九人家事裁縫科委託生トシテ京都府立第一高等女學校東京裁縫女學校共立女子職業學校ニ各十五人和洋裁縫女學校ニ十人ノ入學ヲ許ス

大正十年 三月十六日許可ヲ得テ規則ニ改正ヲ加ヘ從來本所ニ於テ養成セシ家事裁縫科ハ一時之ヲ中止シ代フルニ理科家事科ヲ以テシ同時ニ生徒ヲ募集ス○三月二十七日家事裁縫科生徒伊藤靜枝外二十七人委託生伊藤靜子外四十四人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月四日委託生細則中ニ改正ヲ加フ○五月七日理科家事科生徒トシテ飯川鐵外二十九人家事裁縫科委託生トシテ京都府立第一高等女學校東京裁縫女學校共立女子職業學校ニ各十五人和洋裁縫女學校ニ十人ヲ委託ス○十一月九日管理者湯原

元一東京高等學校長ニ轉任セラル松本高等學校長茨木清次郎東京女子高等師範學校長ニ任セラレ本所ヲ管理ス

大正十一年 三月二十七日體操家事科生徒伊藤マサイ外二十八人家事裁縫科委託生飯田美枝外四十六人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月十日臨時教員養成所規程中ニ改正ヲ加ヘ告示第三百四十五號ヲ以テ常所ニ國語漢文科及理科ヲ増置シ同年四月ヨリ開始セラル○同月十一日委託生細則中ニ改正ヲ加フ○同月三十日規則中改正ノ件認可セラル同時ニ學費支給規程制定ノ件認可セラル○五月四日家事裁縫科ノ委託生トシテ京都府立第一高等女學校東京裁縫女學校及共立女子職業學校ニ各十五人和洋裁縫女學校ニ十人ヲ委託ス○五月十日日本所體操家事科生徒トシテ菟木フミ外三十人ニ入學ヲ許可ス○五月十八日國語漢文科生徒トシテ石

井德外四十二人理科生徒トシテ石田ユリ外二十七人ニ入學ヲ許可ス

大正十二年 三月廿七日家事裁縫科委託生川原トク外三十九人ニ卒業證書ヲ授與ス○同月二十八日委託生細則中ニ改正ヲ加ヘ從來ノ委託學校以外更ニ女子美術學校戸板裁縫女學校ニ生徒ヲ委託スルコトナル○五月二日家事裁縫科生徒トシテ京都府立第一高等女學校東京女子專門學校共立女子職業學校ニ各十二人和洋裁縫女學校ニ八人女子美術學校ニ六人戸板裁縫女學校ニ五人ヲ委託ス○九月一日午前十一時五十八分稀有ノ大地震アリ續テ火災各所ニ起リ東京女子高等師範學校亦類焼ノ厄ニ遭ヒ校舍及諸般ノ設備總ヘテ烏有ニ歸ス本所ノ被害亦相同シ○九月二日東京音樂學校内ニ假事務所ヲ設ク○十月一日假事務所ヲ東京府女子師範學校内ニ移ス○十一月一日東京府女



子師範學校、東京高等師範學校、帝國女子專門學校等ノ一部ニ假教場ヲ設ケ授業ヲ開始ス  
大正十三年 三月二十日舊校舍跡ニ新築中ノ東京女子高等師範學校假校舍落成セシニ付同校ト共ニ移轉復歸ス○三月二十七日理科家事科飯川鐵外二十四人體操家事科菊木フミ外二十九人、國語漢文科石井德外四十人、理科石田ゆり外二十五人及家事裁縫科委託生太田定子外四十六人ニ卒業證書ヲ授與ス○三月二十九日生徒委託規程細則中改正ノ件認可セラル○四月二十八日國語漢文科石川登美代外四十人體操家事科池田富外三十人體操家事科今澤きくよ外二十四人ニ入學ヲ許ス○五月三日家事裁縫科委託生トシテ石川千代子外十一人ヲ京都府立第一高等女學校ニ、伊崎タニ外十一人ヲ東京女子專門學校ニ、橋本くに外十一人ヲ共立女子職業學校ニ、大石富貴外七人ヲ和洋裁縫女學

校ニ、加藤睦子外四人ヲ女子美術學校ニ、濱岡雪外二人ヲ戸板裁縫女學校ニ委託ス○十月二十七日皇后陛下東京女子高等師範學校ヘ行啓アラセラレ當所ヲモ御巡覽アラセラル  
大正十四年 三月十一日文部省告示第四百十四號ヲ以テ本所ニ歴史地理科ヲ増置シ大正十四年四月ヨリ開始セラル○三月十八日歴史地理科設置ノ爲規則中改正ノ件認可セラル○三月二十七日家事裁縫科委託生沖森美香外四十三人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月十一日歴史地理科生徒トシテ伊藤富美子外三十四人ニ入學ヲ許可ス○十一月二十九日東京女子高等師範學校開校五十年祝賀記念式舉行ニ付皇后陛下行啓アラセラレ本所生徒亦其ノ式ニ列ス  
大正十五年 三月十五日家事裁縫科委託生細則中ニ改正ヲ加フ○同日體操家事科生徒池田富外三十人、國語漢文科生徒石川登美代外四十

一人、家事裁縫科委託生原田恒子外五十人ニ卒業證書ヲ授與ス○三月三十日浦上チエコ外九人ヲ大正十四年度東京女子專門學校外四校委託生トシテ選拔ス○四月二十日規則中改正ノ件認可セラル本改正ニ依リ體操家事科、國語漢文科共ニ修業年限二箇年ナリシヲ延ヘテ三箇年トシ入學者ノ選拔ハ試験ニ據ルコトナル  
○四月十四日生徒學費支給規程中ニ改正ヲ加フ○四月二十八日國語漢文科生徒トシテ今村フミ外三十四人體操家事科生徒トシテ菊木ウタ外二十九人ニ入學ヲ許可シ五月三日授業ヲ開始ス○七月二十六日ヨリ二十日間二箇年程度ノ卒業者學力補充ニ關スル講習會ヲ開ク  
昭和二年 二月二十八日管理者茨木清次郎浦和高等學校長ニ任セラル浦和高等學校長吉岡郷甫東京女子高等師範學校長ニ任セラレ本所ヲ管理ス○三月二十五日理科家事科生徒井口

アイ外二十二人、歴史地理科生徒伊藤富美子外三十四人、家事裁縫科委託生石川千代子外四十三人ニ卒業證書ヲ授與ス○三月三十日規則中ニ改正ヲ加ヘ歴史地理科ノ修業年限ヲ延ヘテ三箇年トシ理科家事科ノ選拔試驗科目ヲ定ム○四月二十七日理科家事科生徒トシテ板橋美代外二十人、歴史地理科生徒トシテ阿部とし外二十四人ニ入學ヲ許可ス○五月十日歴史地理科生徒小木曾八千代ニ卒業證書ヲ授與ス○七月二十六日ヨリ十日間卒業生ノタメ學力補充講習會ヲ開ク○十一月一日本所規則ヲ改正シ同時ニ本所規則施行細則ヲ制定ス  
昭和三年 三月二十五日家事裁縫科委託生加藤やちよ外七人ニ卒業證書ヲ授與ス家事裁縫科委託生ハ本年ヲ以テ全部卒業セリ○七月二十六日ヨリ十日間中等教員ノ爲歴史地理及家事ノ講習會ヲ開ク

昭和四年 三月二十五日國語漢文科小豆澤哲  
子外三十四人體操家事科秋田トク外二十六人  
ニ卒業證書ヲ授與ス○四月三十日體操家事科  
生徒トシテ赤倉光外二十八人ニ入學ヲ許可ス  
○七月二十二日ヨリ十日間中等教員ノ爲理科  
及體操ノ講習會ヲ開ク

昭和五年 三月二十七日皇后陛下東京女子高  
等師範學校へ行啓アラセラレ當所ヲモ御巡覽  
アラセラル○三月二十八日理科家事科板橋美  
代外十九人歴史地理科阿部とし外二十四人ニ  
卒業證書ヲ授與ス○四月三十日理科家事科生  
徒トシテ雨宮止女子外十九人歴史地理科生徒  
トシテ明石さき外十九人ニ入學ヲ許可ス○七  
月二十二日ヨリ十日間中等教員ノ爲體操及家  
事ノ講習會ヲ開ク

昭和六年 三月二十五日國語漢文科小豆澤哲  
子外三十四人體操家事科秋田トク外二十六人  
ニ卒業證書ヲ授與ス○四月三十日體操家事科  
生徒トシテ赤倉光外二十八人ニ入學ヲ許可ス  
○七月二十二日ヨリ十日間中等教員ノ爲理科  
及體操ノ講習會ヲ開ク

昭和七年 三月二十七日皇后陛下東京女子高  
等師範學校へ行啓アラセラレ當所ヲモ御巡覽  
アラセラル○三月二十八日理科家事科板橋美  
代外十九人歴史地理科阿部とし外二十四人ニ  
卒業證書ヲ授與ス○四月三十日理科家事科生  
徒トシテ雨宮止女子外十九人歴史地理科生徒  
トシテ明石さき外十九人ニ入學ヲ許可ス○七  
月二十二日ヨリ十日間中等教員ノ爲體操及家  
事ノ講習會ヲ開ク

第二 學年曆

東京女子高等師範學校學年曆ヲ適用又ハ準用  
ス

第一 學年曆  
三月二十五日國語漢文科小豆澤哲  
子外三十四人體操家事科秋田トク外二十六人  
ニ卒業證書ヲ授與ス○四月三十日體操家事科  
生徒トシテ赤倉光外二十八人ニ入學ヲ許可ス  
○七月二十二日ヨリ十日間中等教員ノ爲理科  
及體操ノ講習會ヲ開ク

第二 學年曆  
三月二十七日皇后陛下東京女子高  
等師範學校へ行啓アラセラレ當所ヲモ御巡覽  
アラセラル○三月二十八日理科家事科板橋美  
代外十九人歴史地理科阿部とし外二十四人ニ  
卒業證書ヲ授與ス○四月三十日理科家事科生  
徒トシテ雨宮止女子外十九人歴史地理科生徒  
トシテ明石さき外十九人ニ入學ヲ許可ス○七  
月二十二日ヨリ十日間中等教員ノ爲體操及家  
事ノ講習會ヲ開ク



第三 關係法令

一 臨時教員養成所官制

(明治三十五年三月二十七日勅令第百一號、明治三十六年第二百三十二號ヨリ、昭和四年第四十二號マテ屢次改正)

- 第一條 臨時教員養成所ハ師範學校中學校及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
- 第二條 臨時教員養成所ハ文部大臣ノ指定スル帝國大學、高等師範學校及直轄諸學校内ニ之ヲ置ク
- 第三條 臨時教員養成所ハ當該帝國大學總長、高等師範學校長及直轄諸學校長ヲシテ之ヲ管理セシム
- 第四條 臨時教員養成所ニ教授及書記ヲ置ク教授ハ奏任トシ各所ヲ通シ專任六人ヲ以テ

定員トス生徒ノ教授ヲ掌ル

書記ハ判任トシ各所ヲ通シ專任三人ヲ以テ定員トス上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

臨時教員養成所管理者ハ講師ヲ囑託シ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

第五條 臨時教員養成所ノ名稱ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二 臨時教員養成所規程

(明治三十五年三月二十九日文部省令第八號、明治三十九年第二號ヨリ、大正十一年第十六號マテ屢次改正)

第一條 臨時教員養成所ニハ國語、漢文、科、英語、科、數學、科、博物、科、物理、化學、科、家事、裁縫、科、體操

家事科、理科、家事科、歷史、地理、理科、音樂、科、體操、科ノ一學科若ハ數學科ヲ置ク

第二條 前條各學科ノ修業年限ハ二箇年乃至三箇年トス

第三條 國語、漢文科ノ學科目ハ修身、教育、國語、漢文、言語學、歷史、地理、英語、隨意科目、體操、隨意科目トス

第四條 英語科ノ學科目ハ修身、教育、英語、國語及漢文、言語學、體操、隨意科目トス

第五條 數學科ノ學科目ハ修身、教育、數學、物理、簿記、英語、體操、隨意科目トス

第六條 博物科ノ學科目ハ修身、教育、動物、植物、生理及衛生、礦物及地質、英語、體操、隨意科目トス

第七條 物理、化學科ノ學科目ハ修身、教育、物理、化學、數學、圖書及手工、英語、體操、隨意科目トス

第七條ノ二 家事裁縫科ノ學科目ハ修身、教育

家事裁縫、國語、應用理科、手藝、圖書、體操トス

第七條ノ三 體操、家事科ノ學科目ハ修身、教育、家事、體操、理科、國語、音樂トス

第七條ノ四 理科、家事科ノ學科目ハ修身、教育、理科、家事、數學、體操、英語、隨意科目トス

第七條ノ五 歷史、地理科ノ學科目ハ修身、教育、歷史、地理、法制及經濟、英語、體操、隨意科目トス

第七條ノ六 理科ノ學科目ハ修身、教育、物理、化學、動物、植物、生理及衛生、礦物及地質、體操、英語、隨意科目トス

第七條ノ七 音樂科ノ學科目ハ修身、教育、唱歌、器樂、オルガン又ハピアノノ國語、音樂、通論、和聲、論、音樂、史、英語、隨意科目トス

第七條ノ八 體操科ノ學科目ハ修身、教育、體操、柔道又ハ劍道、生理及衛生、英語、隨意科目トス

第八條 各學科ノ修業年限及各學科目ノ每週教授時數ハ管理者之ヲ定メ、文部大臣ノ認可



ヲ受クヘシ  
第九條 特別ノ事情アルトキハ管理者ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學科目ヲ加除スルコトヲ得

第十條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル學年ハ分チテ三學期トシ第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日マテトシ第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日マテトシ第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日マテトス

休業日ニ關スル規定ハ管理者之ヲ定ムヘシ  
第十一條 入學試験ハ男子ニ在リテハ中學校卒業女子ニ在リテハ修業年限四箇年ノ高等女學校卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ但シ中學校高等女學校及師範學校ノ卒業者ニ限り時宜ニヨリ試験ヲ行ハサルコトヲ得  
第十一條ノ二 管理者ニ於テ特別ノ必要アリ

ト認メタルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ内家事裁縫科ニ限リ其ノ生徒ノ一部ノ教育ヲ教員無試験檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ學校ニ委託スルコトヲ得

前項委託ニ關スル細則ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ管理者之ヲ定ムヘシ  
第十二條 各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ管理者ノ見込ニ因リ某學科目ノ試験ヲ行ハサルコトヲ得

第十三條 管理者ハ全學科ヲ卒業セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ  
管理者ハ前項ノ卒業者ニ對シ教員免許狀ノ授與ヲ文部大臣ニ申請スヘシ  
第十四條 管理者ハ成業ノ見込ナシト認メタル者及性行不良ナル者ニハ退學ヲ命スヘシ

第十五條 生徒ハ自己ノ便宜ニ因リ退學スルコトヲ得ス但シ己ムヲ得サル事由ニ因リ管理者ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

第十六條 管理者ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第十七條 臨時教員養成所ニ於テハ授業料ヲ徵收セス

第十八條 臨時教員養成所ニ於テハ入學試験料ヲ徵收スルコトヲ得

第十九條 特別ノ必要アリト認メタルトキハ生徒ニ學資ヲ補給スルコトアルヘシ

第二十條 削除  
第二十一條 左ノ各號ニ該當スル者ハ在學中補給シタル學資ヲ償還セシム但シ文部大臣ハ情狀ニ依リ其ノ全部又ハ其ノ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

一 第十四條ニ依リ退學ヲ命セラレタル者  
二 第十五條但書ニ依リ退學シタル者

附則  
本令ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際第十一條ノ二ノ規定ニ依リ現ニ其ノ教育ヲ委託セラレタル家事科生徒ハ之ヲ家事裁縫科ノ生徒ト看做ス

三 臨時教員養成所卒業生服務規則

女子高等師範學校卒業生服務規則(大正十年四月十九號)參照

四 臨時教員養成所學科名稱等

第六臨時教員養成所  
(東京女子高等師範學校内)



學科

家事裁縫科 體操家事科 理科家事科  
國語漢文科 理科 歷史地理科

五 臨時教員養成所管理者職務規程

臨時教員養成所管理者職務規程ハ當該學校長ノ職務規程ヲ準用ス

(明治三十五年四月一日  
實人中第二百五十三號)

第四規則

一 第六臨時教員養成所規則

第一條 本所ニ家事裁縫科體操家事科理科家事科國語漢文科理科及歷史地理科ヲ置ク

第二條 家事裁縫科體操家事科理科家事科國語漢文科歷史地理科ノ修業年限ハ三箇年理科ノ修業年限ハ二箇年トス

第三條 各學科生徒ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 家事裁縫科ノ學科目ハ修身教育家事裁縫國語理科圖書體操手藝トス

體操家事科ノ學科目ハ修身教育家事體操國語理科音樂英語隨意科目トス

理科家事科ノ學科目ハ修身教育理科家事數學體操英語隨意科目トス

國語漢文科ノ學科目ハ修身教育國語漢文言語學歷史地理體操英語隨意科目トス

理科ノ學科目ハ修身教育物理化學動物植物生理及衛生礦物及地質體操英語隨意科目トス

歷史地理科ノ學科目ハ修身教育歷史地理法制及經濟體操英語國語及漢文トス

第五條 家事裁縫科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二 實踐倫理 程度	二 同上	一 實踐倫理 程度
教育	二 教育ノ原理 程度	二 教育ノ原理 程度	二 教育ノ原理 程度



家事	四 衣食住	六 管理、看護	八 育兒、簿記
裁縫	一 裁方、縫方	一 同上	一 同上
國語	二 講讀、作文	一 同上	一 同上
理科	二 生理、衛生	二 物理、化學	二 同上
圖畫	二 臨畫、寫生	一 寫生、圖案	一 同上
體操	三 遊戯、教練	三 同上	三 同上
手藝	二 刺繡、編物	二 同上、護物	一 同上
合計	三三	三三	三三

第六條 體操家事科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二 實踐倫理	二 實踐倫理	二 倫理學大意、本邦法制
教育	二 教育ノ原理	二 同上	二 教育法、教育實習
家事	六 衣食住	六 同上	六 簿記、家計簿、家事概論
合計	三三	三三	三三

體操	八 遊戯、教練	八 同上	八 遊戯、教練
國語	二 講讀、作文	二 同上	二 同上
理科	五 生物、生理	五 生理、衛生	五 物理、化學
音樂	二 唱歌、樂器練習	三 同上	三 同上
英語	二 講讀	二 同上	二 同上
合計	二七	二八	二八

第七條 理科家事科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二 實踐倫理	二 實踐倫理	二 同上
教育	二 教育ノ原理	二 同上	二 教育法、教育實習
理科	一 物理、化學、植物、動物	一 同上	一 五 礦物及地質、生理及衛生
家事	六 衣食住	六 管理、看護、育兒、實習	七 簿記、家計
數學	四 代數、幾何及三角法	二 同上	一 同上
體操	三 遊戯、教練	三 同上	三 同上
合計	二七	二八	二八

第八條 國語漢文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二 實踐倫理	二 實踐倫理	二 倫理學大意、本邦法制
教育	二 教育ノ原理	二 同上	二 教育法、教育實習
國語	二 講讀、習字、文法、作文	一 二 同上、文學史	一 〇 文學史、講讀、作文
漢文	五 講讀、文法	五 同上	五 同上
言語學	一	一	二 言語學
歷史	二 本邦史	二 同上	二 外國史
地理	二 地理通論	二 地誌	二 同上
體操	三 遊戯、教練	三 同上	三 同上
英語	二 講讀	二 同上	二 同上
合計	二八	二八	二八

第九條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	程度
修身	二 實踐倫理、作法	二 同上	二 同上
教育	二 教育ノ原理	二 同上	二 同上、教授法、教育實習
物理	七 力、物性、熱、音、實驗	八 光、電氣、磁氣、實驗	八 同上
化學	五 無機化學、實驗	六 有機化學、實驗	六 同上
動物	五 普通動物、實驗	四 同上	四 同上
植物	五 普通植物、實驗	四 同上	四 同上
生理及衛生	一	二 人體生理及衛生ノ大意	二 同上
地質及礦物	二 礦物、岩石、地殼ノ構造	一	一 同上
體操	三 遊戯、教練、遊戯及競技	三 同上	三 同上
英語	二 講讀、文法、書取	二 同上	二 同上
合計	三三	三一	三一

第十條 歷史地理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル



目ノ毎週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

學科	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一 實踐倫理	一 同上	一 同上
教育	二 教育ノ原理	二 同上、教授法	二 教育法令、教育實習
歴史	八 本邦史、東洋史、西洋史	八 同上	八 同上
地理	八 通論、地誌、實習	八 同上	八 同上
英語	三 講讀	三 同上	三 同上
法制及經濟	一	一 法制及經濟大意	一 同上
體操	三 體操、教練、遊戲及競技	三 同上	三 同上
國語及漢文	三 國語講讀、漢文講讀	三 同上	三 同上
合計	二八	二九	二九

第十一條 學年、學期及休業日ハ東京女子高等師範學校規則第一章第三節ノ各條ニ依ル  
 第十二條 本所ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ニ該當スルモノタルヘシ

- 一 身體健全品行方正ニシテ教員タルニ適當ナリト認ムル者
- 二 左ノ資格ノ一ヲ有スル者但(一)又ハ(二)ノ學校ニ在學スル者ニシテ當該學校長ニ於テ本所ノ入學期以前ニ卒業スヘシト認メタル者ハ當該學校ノ卒業者ニ準スルコトヲ得
- (一) 師範學校又ハ高等女學校ノ卒業者
- (二) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付一般ノ專門學校入學ニ關シ修業年限四年以上ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トシテ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル學校ノ卒業者
- (三) 前號ノ外專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受ケル資格ヲ有スル者
- (四) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験

檢定ニ合格シタル者

三 年齢十六年以上二十五年未満ニシテ夫ヲ有セサル者  
 第十三條 前條第二號ノ(一)又ハ(二)ニ該當スル入學志願者ハ出身學校長又ハ當該學校長ノ推薦ヲ要ス  
 出身學校長又ハ當該學校長ニ於テ入學志願者ヲ推薦スルトキハ推薦書ニ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願者ノ入學志願票履歷書學業成績調査人物考定書、身體検査書、戶籍謄本及寫眞ヲ添付シ指定ノ期間内ニ差出スヘシ  
 第十四條 第十二條第二號ノ(三)又ハ(四)ニ該當スル入學志願者ハ直接本人ニ於テ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願票履歷書、身體検査書、戶籍謄本及寫眞ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ  
 第十五條 入學志願者ニシテ現ニ官公ノ職務

- ニ在ル者又ハ服務義務ヲ有スル者ハ第十三條又ハ第十四條ニ掲記セル書類ノ外本屬長官ノ承認書ヲ添付スルヲ要ス
- 第十六條 入學志願者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入學ヲ許可セス
- 一 身體虛弱ナル者
- 二 精神機能ニ障礙アル者
- 三 急治ノ見込ナキ重症トラホームヲ患フル者又ハ眼鏡ヲ以テ〇五以上ニ矯正シ得サル視力障礙ヲ有スル者
- 四 高度ノ色神障礙ヲ有スル者
- 五 著シキ聽力障礙又ハ言語障礙ヲ有スル者
- 六 高度ノ脊柱彎曲著シキ畸形又ハ運動障礙ヲ有スル者
- 七 肺其ノ他ノ機關ニ結核性疾患アル者
- 八 癩ヲ患フル者



九 重症心臟疾患ヲ患フル者  
 一 惡性腫瘍腎臟疾患糖尿病又ハ重症貧血ニ罹リ急治ノ見込ナキ者  
 二 花柳病又ハ重症ヘルニアヲ患フル者  
 三 其ノ他修學上ニ妨アル持久性疾患又ハ異常アル者若ハ他ニ感染ノ虞アル疾患アル者  
 第十七條 入學志願者ニ對シ選抜試驗ヲ行ヒ入學候補者ヲ選抜ス  
 選抜試驗ノ科目及其ノ程度期日場所募集人員其ノ他必要ナル事項ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス  
 第十八條 入學候補者ニ對シ身體検査及口頭試問ヲ行ヒ入學者ヲ選抜ス  
 第十九條 入學者ハ別ニ定ムル様式ニ依ル誓書ヲ差出スヘシ  
 第二十條 入學者ハ保證人ヲ届出ツヘシ

保證人ハ父兄之ニ當リ生徒ノ身上ニ關スル一切ノ事件ヲ引受クヘキモノトス但本文ニ該當スル者ナキトキハ他ノ尊屬又ハ後見人ニ就キ之ヲ定ムヘシ  
 第二十一條 保證人東京市内又ハ其ノ附近ニ居住セサルトキハ別ニ代理保證人ヲ定ムヘシ  
 代理保證人ハ東京市内又ハ其ノ附近ニ居住スル丁年以上ノ親族又ハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニシテ本所ノ要求スル場合ニ於テ保證人ノ義務ヲ代理スヘキモノトス  
 代理保證人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ替ヘシムルコトアルヘシ  
 第二十二條 保證人又ハ代理保證人ハ別ニ定ムル様式ニ依ル保證書ヲ差出スヘシ  
 第二十三條 生徒ニハ人員ヲ限リ學資トシテ一箇年金參百圓ヲ給與ス

第二十四條 生徒ハ自己ノ便宜ニ因リ退學スルコトヲ得ス但管理者ニ於テ特別ノ事由アリト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス  
 第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當セリト認メタル者ニハ退學ヲ命ス  
 一 疾病ニ罹リ勉學ニ堪ヘサル者  
 二 學業進マズシテ成業ノ目途立タサル者  
 三 品行修ラサル者  
 四 本所教育ノ趣旨ニ適セサル者  
 第二十六條 在學中懲戒ニ依リ退學ヲ命セラレタル者及自己ノ便宜ニ依リ退學ヲ許可セラレタル者ハ授業費及補給セラレタル學資ヲ償還スヘシ但文部大臣ヨリ其ノ全部又ハ一部ヲ免除セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 第二十七條 生徒ハ管理者ノ許可ヲ經ルニアラサレハ他ノ學校ニ入學ノ志願ヲナスコトヲ得ス

第二十八條 學業成績ハ評點ヲ以テ之ヲ表示ス  
 第二十九條 各學科目ハ之ヲ一ノ評點科目トス但每週教授時數ヲ顧慮シ之ヲ二以上ノ評點科目ニ分ツコトアルヘシ  
 各評點科目ノ評點ハ一百ヲ以テ最高トス  
 第三十條 學期成績評點ハ各評點科目ニ就キ平素ノ學業ノ成績又ハ試験及平素ノ學業ノ成績ヲ考查シ且勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ム  
 第三十一條 學年成績評點ハ各評點科目ニ就キ各學期成績評點ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム  
 第三十二條 卒業成績評點ハ各學年ノ平均成績評點ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム  
 第三十三條 各學年ノ課程ノ修了ハ各學年成績評點全課程ノ卒業ハ卒業成績評點ニ依リ之ヲ認定ス



第三十四條 全課程ヲ卒業シタル者ニ對シテハ卒業證書ヲ授與ス  
卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

卒業證書

所印

族籍 何 某  
年 月 日生

右者本所何科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス

年 月 日

第六臨時教員養成所管理者  
東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某

番 號

第三十五條 一箇年以上ノ課程ヲ履修セル生徒ニハ其ノ學業成績ヲ顧慮シ規定ノ學科目  
中ノ一科目又ハ數科目ヲ課セサルコトアル  
ヘシ  
前項ニ該當スル者ニ授與スヘキ卒業證書ノ

様式ハ左ノ通之ヲ定ム

卒業證書

所印

族籍 何 某  
年 月 日生

右者本所何科何又ハ何ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス

年 月 日

第六臨時教員養成所管理者  
東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某

番 號

第三十六條 本規則ハ昭和二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

二 第六臨時教員養成所生徒學費支給規程

第一條 本所生徒中若干人ニ對シ給費生ヲ命シ之ニ學費トシテ一箇年金參百圓ヲ支給ス

第二條 學費ハ給費生ヲ命シタル月ヨリ毎月

分割支給ス但月ノ十六日以後ニ於テ給費命令ヲ發シタル場合ハ其ノ月ニ限リ給費ハ半額トス特別ノ事由アル場合ニハ經何ノ上給費命令ノ時日ニ係ラス其ノ年額ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトアルヘシ

第三條 學費ハ其ノ月二十三日休業日ナレハ繰下クニ之ヲ支給ス但七月ニ在リテハ五日ニ之ヲ支給ス

第四條 學費ノ支給ヲ受クル生徒ニシテ休學ヲ命セラレタル者ニハ其ノ期間學費ノ支給ヲ中止ス但其ノ月ニ於ケル學費ノ支給ハ日割計算トス  
半途退學者ノ學費支給ニ就テハ前項但書ニ依ル

三 第六臨時教員養成所生徒心

得

一 本所生徒ハ卒業ノ後國家教育ノ重任ニ當ルヘキ者ナリ故ニ特ニ教育ニ關スル勅語ノ大旨ヲ奉體シ德ヲ修メ業ヲ勵ミ以テ其ノ本分ヲ盡サンコトヲ期スヘシ

一 常ニ貞淑勤儉ヲ旨トシ聊カモ虛偽浮薄ノ言行ヲナス可カラス言ハ衷心ヨリ發シ行ハ誠意ヨリ出テ女子ノ師表タルヘキ德操ヲ備ヘンコトヲ務ムヘシ

一 規定學則ヲ守ルハ勿論時々ノ訓諭命令ニ從ヒ尊長ヲ恭敬シ朋友ヲ信愛シ常ニ禮節ヲ正シクシテ師弟ノ義長効ノ序ヲ明ニスヘシ

一 平素衛生ニ注意シテ眠食勞逸ノ度ヲ節シ以テ身體ノ健康ヲ増進センコトヲ努ムヘシ

第五細則

一 第六臨時教員養成所規則施行細則

第一條 東京女子高等師範學校規則施行細則  
 第四條乃至第十一條ハ之ヲ本所ニ適用ス  
 第二條 家事裁縫科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
教養	一	一	一
家事	二	二	三
裁縫	四	四	四
國語	一	一	一
理科	一	一	一
計	一一	一一	一一

第三條 體操家事科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
教養	一	一	一
家事	二	二	二
體操	三	三	三
國語	一	一	一
理科	二	二	二
音樂	一	一	一
計	一一	一一	一一

計	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
圖畫	一	一	一
體操	一	一	一
手藝	一	一	一
計	一一	一一	一一

第四條 理科家事科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
教養	一	一	一
物理及化學	二	二	二
植物及動物	二	二	二
礦物及地質	一	一	一
生理及衛生	一	一	一
家事	二	二	二
數學	二	二	二
體操	一	一	一
英語	一	一	一
計	一一	一一	一一

第五條 國語漢文科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
教養	一	一	一
國語	三	三	三
漢文	二	二	二
言語學	一	一	一
歷史	一	一	一
地理	一	一	一
體操	一	一	一
英語	一	一	一
計	一一	一一	一一

第六條 理科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル

學科目	學年	
	第一學年	第二學年
修身	一	一
計	一一	一一



學科目	學年			計	英語	體操	地質及礦物	生理及衛生	植物	動物	化學	物理	教育
	第一學年	第二學年	第三學年										
地理	三	三	三	計									
歷史	三	三	三	計									
教育	一	一	一	計									
修身	一	一	一	計									
計	三	三	三	計									

第七條 歷史地理科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル

計	國語及漢文	英語	體操	法制及經濟
二	一	一	一	一
一	一	一	一	一

第八條 東京女子高等師範學校規程施行細則第十五條乃至第二十五條ハ本所ニ適用又ハ準用ス

二 寄宿舎規程

東京女子高等師範學校寄宿舎規程ハ之ヲ本所寄宿舎ニ適用又ハ準用ス

三 生徒心得細則

東京女子高等師範學校生徒心得細則ハ之ヲ本所生徒ニ適用又ハ準用ス

四 職員服務規程

東京女子高等師範學校職員服務規程ハ之ヲ本所職員ニ適用ス

五 事務分掌規程

東京女子高等師範學校校務分掌規程ハ之ヲ本所ニ適用又ハ準用ス

六 文書處理規程

東京女子高等師範學校文書處理規程ハ之ヲ本所ニ適用又ハ準用ス

七 物品會計規程細則

東京女子高等師範學校物品會計規程細則ハ之ヲ本所ニ適用又ハ準用ス

八 非常心得

東京女子高等師範學校非常心得ハ之ヲ本所ニ適用又ハ準用ス

第六職員

(昭和五年十月調)

理科	東京女子高等師範學校校長	吉岡	郷市	山口
動物	東京女子高等師範學校助教授	竹島	茂郎	三重
植物	東京女子高等師範學校助教授	平島	權藏	東京
講	東京女子高等師範學校助教授	宮田	覺造	茨城
理科	東京女子高等師範學校助教授	近藤	耕藏	神奈川
國語、漢文	東京女子高等師範學校助教授	竹田	ミチ	山梨
化學	東京女子高等師範學校助教授	黒田	チカ	佐賀
教育	東京女子高等師範學校助教授	古川	竹二	長崎
英語	東京女子高等師範學校助教授	岡田	美津	東京
作法	東京女子高等師範學校助教授	岡	ハツノ	宮城
植物	東京女子高等師範學校助教授	保井	コノ	大阪
國語	東京女子高等師範學校助教授	石川	佐久太郎	靜岡
修身	東京女子高等師範學校助教授	下田	次郎	東京
歷史	東京女子高等師範學校助教授	下村	三四吉	兵庫
國語	東京女子高等師範學校助教授	尾上	八郎	岡山
物理	東京女子高等師範學校助教授	乙部	孝吉	岩手
漢文	東京女子高等師範學校助教授	細田	謙藏	東京
教育	東京女子高等師範學校助教授	菅原	敬造	新潟
國語	東京女子高等師範學校助教授	保科	孝一	山形
英語	東京女子高等師範學校助教授	木村	裕三	賀
教育	東京女子高等師範學校助教授	倉橋	惣三	靜岡
國語	東京女子高等師範學校助教授	堀	七藏	富山
理科	東京女子高等師範學校助教授	中村	コウ	島根
音樂	東京女子高等師範學校助教授	水野	敏雄	東京

家事	東京女子高等師範學校助教授	由井	テイ	三重
育兒看護	東京女子高等師範學校助教授	青木	醇一	千葉
數學	東京女子高等師範學校助教授	中澤	伊與吉	新潟
習字	東京女子高等師範學校助教授	市守	ふみ	福岡
家事	東京女子高等師範學校助教授	岡田	起作	京都
地理	東京女子高等師範學校助教授	富士	德治郎	奈良
教育	東京女子高等師範學校助教授	北澤	種一	長野
地理	東京女子高等師範學校助教授	飯本	信之	石川
地理	東京女子高等師範學校助教授	淺井	郁太郎	東京
家事經濟	東京女子高等師範學校助教授	松平	友子	東京
生理衛生	東京女子高等師範學校助教授	新宮	涼國	東京
地理	東京女子高等師範學校助教授	松尾	俊郎	佐賀
體操	東京女子高等師範學校助教授	三浦	ヒロ	北海道
動物	東京女子高等師範學校助教授	久米	又三	兵庫
數學	東京女子高等師範學校助教授	岩間	綠郎	青森
歷史	東京女子高等師範學校助教授	高田	良助	東京
修身	東京女子高等師範學校助教授	齋藤	文藏	東京
英語	東京女子高等師範學校助教授	本多	顯彰	東京
體操	東京女子高等師範學校助教授	佐々木	光子	兵庫
數學	東京女子高等師範學校助教授	田中	増太郎	和歌山
家事	東京女子高等師範學校助教授	西野	ひよし	宮城
化學	東京女子高等師範學校助教授	林	太郎	富山
音樂	東京女子高等師範學校助教授	吉永	義信	長崎
國語	東京女子高等師範學校助教授	橋川	なみ	宮城
英語	東京女子高等師範學校助教授	津田	芳雄	東京
國語	東京女子高等師範學校助教授	莊田	安太郎	山形
教育	東京女子高等師範學校助教授	澁谷	義夫	三重
物理	東京女子高等師範學校助教授	岡田	けい	三重
植物	東京女子高等師範學校助教授	大槻	虎男	東京
住	東京女子高等師範學校助教授	山本	拙郎	高知
衣	東京女子高等師範學校助教授	太田	勤治	宮城



植物	東京文理科大學教授	矢部吉禎	東京	庶務課會計掛勤務	西川眞澄	高知
法制經濟		金子彦二郎	新潟	庶務課庶務掛、教務課	蒲田新太郎	京都
衣	東京工業大學助教	菱山衡平	東京	圖書課勤務	細井專山	山形
家事	東京女子高等師範學校助教	黒岩矩	東京	庶務課庶務掛、教務課	岩崎辰治	富山
動物	第一高等學校教授	高橋堅青	青森	庶務課庶務掛、教務課	朽木鉄吉	東京
歴史	陸軍教授	金子誠	東京	庶務課會計掛勤務	金井眞八郎	群馬
體操		弘田晴江	高知	庶務課會計掛勤務	吉田義治	東京
	主任	竹島茂郎	三重	生徒課勤務	西堂信一	埼玉
	學科主任	教授 平島權藏	東京	庶務課會計掛勤務	野村正實	山口
	理科家事科第一學年	講師 富士德治郎	奈良	庶務課會計掛勤務	岡崎松之助	北海道
	歴史地理科第一學年	講師 由井テイ	東京	庶務課會計掛勤務	寺田熊助	鹿児島
	體操家事科第二學年			寄宿舍勤務	囑託 鷲尾幾子	富山
	事務分擔			寄宿舍勤務	囑託 山崎よし	長野
	庶務課庶務掛、教務課			寄宿舍勤務	囑託 本間辰藏	新潟
	生徒課勤務			寄宿舍勤務		

### 第七生徒

(昭和五年五月末調)

赤倉光	東京	青學院山	關川敏枝	埼玉	富士見	伊藤靜江	岡見付
伊藤あい	山形	埼玉女師	竹下敏子	福井	福井	入澤節子	神奈川
宇佐美照子	新潟	新發田	外池スミ	鳥取	大連神明	上田君代	長野
小川清子	埼玉	熊谷	仲村信子	千葉	東京第七	大關日出子	茨城
小濱キミ	鹿児島	高谷	野村禎子	石川	金澤第二	川又千枝子	茨城
川崎好子	新潟	旭川	土師もき	石川	石川女師	川村ウメ	岩手
木藤信代	東京	女學院山	羽崎ゆり	東京	成女	神山ナカ	埼玉
菊池房	岩手	花巻	長谷川ミホ	新潟	新發田	佐伯富美子	岡山
久保田芳枝	新潟	相馬	林初恵	福島	東京第六	澤田信	東京
佐藤富久子	福島	相馬	日沖みぎ	三重	桑名	白川ヨシキ	富山
齋藤さよ子	山梨	巨摩	山川きみ	千葉	安房	谷野八重子	滋賀
真永美枝子	山口	武藏野	渡邊いほ子	北海道	釜山	戸根木松子	埼玉
島森貞子	秋田	三輪	理科家事科第一學年			古垣幸枝	鹿島
庄ノ稻	福島	石巻	兩宮止女子	山梨	甲府	室谷文	北海道
白井キヨ	福島	會津				最上代子	神奈川

生徒

名鷹高杉眞佐佐佐後小岡大天岩井荒明	和取山下見渡波々藤林安桃橋間上木石	賀み八さ三ひ々々藤藤林安桃橋間上木石	茨富千群馬富赤女青桐	城山葉馬富赤女青桐	櫻滑安藤富赤女青桐	陸川房岡士穗院山師	名鷹高杉眞佐佐佐後小岡大天岩井荒明	和取山下見渡波々藤藤林安桃橋間上木石	賀み八さ三ひ々々藤藤林安桃橋間上木石	茨富千群馬富赤女青桐	城山葉馬富赤女青桐	櫻滑安藤富赤女青桐	陸川房岡士穗院山師
矢邊いし	渡邊いし	本島惠代	永松春子	古谷ミサオ	村木キミ	神奈川	矢邊いし	渡邊いし	本島惠代	永松春子	古谷ミサオ	村木キミ	神奈川
梨山久喜	梨山久喜	下田梨	熊本第一	山口門司	横濱第一	神奈川	梨山久喜	梨山久喜	下田梨	熊本第一	山口門司	横濱第一	神奈川

二 生徒數

學科	第一學年	第二學年	計
體操家事科	二八	二八	二八
理科家事科	二〇	二〇	二〇
總計	四〇	二八	六八

三 生徒本籍府縣別

府縣	第一學年		第二學年		計
	理科	體操	理科	體操	
府	一	一	一	一	二
北海道	一	一	一	一	二
青森	一	一	一	一	二
岩手	一	一	一	一	二
宮城	一	一	一	一	二
秋田	一	一	一	一	二
山形	一	一	一	一	二
福島	一	一	一	一	二
關東	二	二	二	二	四
茨城	一	一	一	一	二
栃木	一	一	一	一	二
群馬	一	一	一	一	二
千葉	一	一	一	一	二
埼玉	一	一	一	一	二
東京	一	一	一	一	二
北陸	一	一	一	一	二
石川	一	一	一	一	二
福井	一	一	一	一	二
山梨	一	一	一	一	二
長野	一	一	一	一	二
岐阜	一	一	一	一	二
愛知	一	一	一	一	二
三重	一	一	一	一	二
滋賀	一	一	一	一	二
京都	一	一	一	一	二
神奈川	一	一	一	一	二
東海	一	一	一	一	二
靜岡	一	一	一	一	二
岐阜	一	一	一	一	二
愛知	一	一	一	一	二
三重	一	一	一	一	二
近畿	一	一	一	一	二
奈良	一	一	一	一	二
和歌山	一	一	一	一	二
鳥取	一	一	一	一	二
島根	一	一	一	一	二
岡山	一	一	一	一	二
広島	一	一	一	一	二
山口	一	一	一	一	二
香川	一	一	一	一	二
徳島	一	一	一	一	二
高松	一	一	一	一	二
愛媛	一	一	一	一	二
高知	一	一	一	一	二
四國	一	一	一	一	二
香川	一	一	一	一	二
高松	一	一	一	一	二
愛媛	一	一	一	一	二
高知	一	一	一	一	二
九州	一	一	一	一	二
福岡	一	一	一	一	二
佐賀	一	一	一	一	二
長門	一	一	一	一	二
山口	一	一	一	一	二
徳島	一	一	一	一	二
香川	一	一	一	一	二
高松	一	一	一	一	二
愛媛	一	一	一	一	二
高知	一	一	一	一	二















和洋裁縫女學校委託生											
笠島	佐藤	城福	岡野	田村	鶴田	堀田	宮崎	森島	山縣	安江	吉野
千葉	福島	徳島	廣島	香川	大分	香川	香川	香川	香川	香川	香川
伊藤	鳴下	黒坂	佐藤	杉浦	竹内	藤野	美野	村松	山本	山崎	入間川
東京	東京	北海道	千葉	奈良	東京	香川	大分	山梨	山梨	山梨	宮城
大正六年三月 家事科卒業(四十五人) 京都府立第一高等女學校委託生											
上田	甲斐	鎌田	小西	志録	鈴木	原田	松村	森元	瀬戸	鈴木	岸田
福岡	茨城	青森	鹿島	山形	宮城	香川	群馬	青森	高知	高知	高知
大正七年三月 家事科第一部卒業(二十一人)											
成田	飯島	及川	大河	河上	新開	爲田	對馬	島毛	戸倉	西川	原田
北海道	埼玉	宮城	佐賀	長野	青森	三重	青森	石川	山口	香川	長野
家事科第二部卒業(六十一人)											
原田	花澤	藤原	尾崎	高橋	加藤	小川	小川	小川	小川	小川	小川
静岡	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨

和洋裁縫女學校委託生											
大和	城間	野村	花岡	樋口	由本	伊藤	鳴下	黒坂	佐藤	杉浦	竹内
廣島	沖野	富山	長野	長野	鳥取	福岡	東京	北海道	千葉	奈良	東京
共立女子職業學校委託生											
上田	甲斐	鎌田	小西	志録	鈴木	原田	松村	森元	瀬戸	鈴木	岸田
福岡	茨城	青森	鹿島	山形	宮城	香川	群馬	青森	高知	高知	高知
大正六年三月 家事科卒業(四十五人) 京都府立第一高等女學校委託生											
上田	甲斐	鎌田	小西	志録	鈴木	原田	松村	森元	瀬戸	鈴木	岸田
福岡	茨城	青森	鹿島	山形	宮城	香川	群馬	青森	高知	高知	高知
大正七年三月 家事科第一部卒業(二十一人)											
成田	飯島	及川	大河	河上	新開	爲田	對馬	島毛	戸倉	西川	原田
北海道	埼玉	宮城	佐賀	長野	青森	三重	青森	石川	山口	香川	長野
家事科第二部卒業(六十一人)											
原田	花澤	藤原	尾崎	高橋	加藤	小川	小川	小川	小川	小川	小川
静岡	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨





荻島	得丸カッ	南葉小露	中村安高	原村高宮	日高敏子	藤巻千代	堀井千鶴	宮尾テハ	榎木孝	八木代	山下真	鷺谷						
大分	岡山	高知	熊本	宮崎	岡山	奈良	北海道	宮崎	宮崎	愛媛	岡山							
辻美知	野田	藤原	松尾	東京裁縫女學校委託生	秋山志津	片島美代子	梶島マサル	栗本マサル	救仁郷澄子	清水ふぢ	西崎チエ	藤森ふみ	福重品子	森アヤコ	青木はな	風間美代志	河上タカ	梶山
京都	京都	岡山	福岡	山梨	和歌山	香川	奈良	東京	茨城	岡山	長野	高知	徳島	徳島	埼玉	新潟	山口	長崎
城戸	品川	祖來	西尾	仁科	山口	三山	山崎	山口	渡邊	近藤	佐藤	佐藤	鈴木	田中	根岸	榎垣	前田	
福山	山梨	奈良	京都	岡山	佐賀	千葉	静岡	長崎	山梨	北海道	宮崎	宮崎	宮崎	福岡	埼玉	東京		

大正十年三月

家事裁縫科卒業(七十二人)

石原	安東彌壽子	荒井俊子	伊藤直	榎本直	小山田静江	大津寄ハナ	加藤しん	川崎満	河村せく	木野せい	佐々木小花	新谷コウ	島崎さよ	柴田フジコ	末永トキ	塚瀨フミ	時田満	蓮田静枝	堀本まつ子	長谷川チイ	
岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山
甲斐	佐々木	北岡	四方	京都府立第一高等女學校委託生	湯浅キクエ	山岡初	村井君子	村山千早	水野しげ	松本ツチ	橋本静江	松本	水野	村山	村山	水野	松本	橋本	松本	水野	村山
香川	岐阜	宮崎	鹿兒島	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
東京裁縫女學校委託生	有藤マサ	萩原シヅノ	佐野アキ	重村シズ	反田美代	竹内千代子	土淵タツ	藤原はつ代	堀井ゆき	宮崎紫	森永子	安田みつ	青柳つね	秋田雪	影山操	藤山イッキ	炭山富士	武川さく	中西満		
島根	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡

卒業生

中野知子	野澤イシ	萩原孝	平原ヤス	堀由基	遠藤キキ	奥田キホ	河野富	金崎静	龜尾はるの	小林壽子	須賀フサ	鈴木つる	千秋チイ	文信猪	家事裁縫科卒業(一人)	孫貞圭	朝鮮
山口	岩手	神奈川	福岡	山形	新潟	青森	愛媛	東京	鳥取	鳥取	鹿島	東京	長崎	高知			

倉田柳子	坂田ちよ	澤田繁	松井鶴江	守谷小満	山田あき	吉田初枝	和田サキ	和田ミサチ	和野秋	吉野新	山田都	守谷愛	松井廣	澤田兵	坂田宮	坂田城	坂田玉
長野	埼玉	宮城	兵庫	神奈川	廣島	愛知	京都	新潟	秋田	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都

大正十二年三月

家事裁縫科卒業(四十人)

京都府立第一高等女學校委託生

恒川二三枝	中野ササエ	濱野きん	水野花枝	宮原花枝	向井喜美子	村尾ミサチ	森春樹	米田奈良	浅田	折原	横見	重久
京都	山口	宮崎	愛知	岡山	東京	兵庫	福島	奈良				

中野知子	野澤イシ	萩原孝	平原ヤス	堀由基	遠藤キキ	奥田キホ	河野富	金崎静	龜尾はるの	小林壽子	須賀フサ	鈴木つる	千秋チイ	文信猪	家事裁縫科卒業(一人)	孫貞圭	朝鮮
山口	岩手	神奈川	福岡	山形	新潟	青森	愛媛	東京	鳥取	鳥取	鹿島	東京	長崎	高知			

八起	荒川三代	赤羽けさの	上原エミ	上野清美	江口ヒト	岡村チカ	岡島まづ子	押領司ツルエ	河津節子	酒井マサイ	柏原留路	柳原みちな	柴山茂子	杉崎三千枝	鈴木シズエ	関谷敏子	田邊ま	館内あ	竹内あ	谷内あ	是枝
佐賀	長野	福岡	福岡	福岡	佐賀	大阪	群馬	宮崎	兵庫	山形	高知	愛知	岡山	岡山	静岡	大分	鳥取	愛知	富山	鹿島	是枝

大正十二年三月

家事裁縫科卒業(四十六人)

京都府立第一高等女學校委託生

恒川二三枝	中野ササエ	濱野きん	水野花枝	宮原花枝	向井喜美子	村尾ミサチ	森春樹	米田奈良	浅田	折原	横見	重久
京都	山口	宮崎	愛知	岡山	東京	兵庫	福島	奈良				



石橋	横山	辛島	黒木	◎	阿部	◎	本城	天野	柳生	◎	◎	岩井	丸尾	◎										
吉澤	吉井	山根	森利	毛利	村上	村上	村上	水木	美濃	正木	橋口	根木	新里	中野	傳田	辻橋	高橋	田村	鈴木	佐久	酒井			
マツエ	常代	満三	留子	綴子	ナツ	繁	高代	青森	北海道	北島	長崎	廣島	沖繩	愛知	長野	福岡	秋田	香川	千葉	石川	兵庫	鳥取		
工藤	森川	藤井	近藤	飯境	佐瀬	内山	石岡	松岡	浅見	伊形	栗原	國語漢文科卒業(四十一人)												
高山	高橋	高野	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	
長野	岩手	大野	山口	兵庫	愛媛	山形	石川	大分	熊本	長崎	高崎	新潟	京都	大阪	北海道	北陸	富山	福井	滋賀	岐阜	愛知	三重	奈良	
藤原	今井	新里	高木	田淵	須藤	増井	大谷	青柳	駒田	三上	赤祖	福田	長島	塚本	津田	高橋	妹尾	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
若槻	吉田	横井	與那	山田	南原	福原	東山	濱口	原田	原田	張橋	鍋島	富田	外崎	土居	照沼	土屋	津田	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
雪枝	密子	彰子	トミ	千代	サト	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子
島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根	島根

共立女子職業學校委託生

矢吹	村田	星野	深川	酒島	高田	徂來	齋藤	倉科	石田	今田	合谷	横山	松郷	四村	小林	吉川	柿山
智子	さだ	純子	貞子	タツ	福子	マツ	好山	さく	千代	ミツ	春子	つぎ	登美子	保子	房子	清子	千枝
岡山	滋賀	長野	富山	新潟	徳島	奈良	山形	長野	埼玉	福島	福島	山形	富山	京都	岡山	鳥取	鳥取
小澤	横山	鈴木	水科	木下	水科	水科	水科	水科	水科	水科	水科	水科	水科	水科	水科	水科	水科
鹽野	佐々	兒島	笠原	金田	蚊野	河野	川上	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野
孝三	長野	愛知	福島	栃木	神奈川	山梨	岐阜	和歌山	新潟	宮城	千葉	大分	山形	福島	千葉	福島	宮城
高橋	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
城野	太田	大植	植村	上原	今村	井上	荊木	新木	山崎	森山	飯島	馬場	普喜	吉田	坂口	五百	後藤
喜代	か	マ	な	江	子	カ	フ	シ	ス	ミ	キ	キ	ミ	ミ	ミ	ミ	ミ
長野	宮城	岩手	静岡	福島	鹿島	神奈川	新潟	新潟	徳島	福島	石川	鹿島	山口	秋田	奈良	愛媛	島根
野城	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手







女子美術學校委託生		今澤	
大津 イチエ	福岡	北村 きくよ	山梨
岡田 トヨ子	廣島	黒川 君子	山口
栗林 英子	新潟	栗原 智子	富山
佐竹 さも	岐阜	小寺 志代	岡山
志摩 芳子	京都	小林 敏子	埼玉
西島 キヨノ	山口	近藤 榮	北海道
戸板裁縫女學校委託生		後藤 富美恵	長野
尾崎 みお	北海道	下宮 芳枝	廣島
篠田 イシ子	山口	菅波 セキ	福島
田邊 英	埼玉	瀬戸 セエ	新潟
土師 墨	鹿島	瀧部 井トミ	栃木
山本 喜美子	山形	武井 澄子	熊本
昭和二年三月 理科家事科卒業(二十三人)		豊島 光江	香川
有田 智恵子	廣島	奈良 幸子	青森
安樂 ナチ	鹿島	深田 トミ	福岡
井ノ口 アイ	三重	村上 富子	石川
石川 信	山形	吉成 千代子	徳島
内田 和歌子	福井	村山 喜美枝	山梨
梅津		小豆澤 明子	島根
		秋山 喜美枝	静岡
		歴史地理科卒業(三十四人)	
		宮津	
		中目	
		伊藤 富美子	富山
		池谷 か代	富山
		池谷 かつ	静岡
		池田 君子	廣島
		石川 たか	静岡
		大越 康子	福島
		沖口 春子	廣島
		小河 ヨシ	栃木
		河合 アヤ	岩手
		清水 めい	滋賀
		鈴木 幸枝	静岡
		鈴木 テル	栃木
		高橋 すみ	長野
		高島 らしく	富山
		谷崎 コシ	福島
		時田 衣登子	東京
		中村 安子	岐阜
		服部 うた	滋賀
		林 喜代子	徳島
		福島 シゲノ	和歌山
		細見 明子	兵庫
		星野 文江	北海道

女子美術學校委託生		女子美術學校委託生	
皆谷 さた	岐阜	名執 まつ子	山梨
三宅 清子	新潟	林 富子	廣島
三浦 ハツエ	愛媛	平島 光	東京
村上 忍	愛媛	森岡 豊子	高知
村松 昌	長野	井熊 コツシ	山形
森富 美子	岡山	榎本 ヨシ	大分
山田 富士江	埼玉	大石 富喜	宮城
山添 すみ	京都	清水 貞子	岐阜
山本 綾子	大阪	關 玄人	愛知
渡邊 宮	福島	田村 糸美	高知
家事裁縫科卒業(四十四人)		光 永菊子	山口
京都府立第一高等女學校委託生		坂田 禮子	新潟
安藤 麻子	香川	長島 富子	長崎
石川 千代子	京都	藤平 隆子	千葉
石賀 美智	京都	山本 佳代	兵庫
齋部 愛子	京都	置 彌ミツ	富山
川榮 芳子	福井	新井 シズコ	千葉
木戸 清子	兵庫	鶴沼 文子	福岡
齋藤 章	新潟	柿崎 俊子	埼玉
平田 和歌子	和歌山	鈴木 久子	静岡
東京女子専門學校委託生		菅波 ヒサ子	廣島
増田 敏子	香川	大塚 千葉	廣島
岡本 ユキ	廣島	川島 茂子	和歌山
木俣 英子	静岡	佐口 八重	岐阜
酒井 千代	和歌山	高橋 コイチ	新潟
田代 順	岐阜	土田 サク	愛知
南谷 鈴子	愛知	藤野 ナユウ	山口
藤野 ナユウ	山口	福森 美穂	三重
新井 シズコ	千葉	共立女子職業學校委託生	
戸板裁縫女學校委託生		戸板裁縫女學校委託生	
長岡 時惠	山口	長岡 時惠	山口



熱田 緑子 新湯 葉子  
 荊木 ウタ 富山 山子  
 泉坂 みよ 富山 山子  
 石坂 トシ 佐賀 賀子  
 江崎 トシ 佐賀 賀子  
 大野 豊子 千葉 葉子  
 尾崎 好子 茨城 城子  
 尾崎 美代子 茨城 城子  
 川原 信子 長崎 崎子  
 狩谷 カツ子 福岡 岡子  
 久保田 綾子 福岡 岡子  
 高良 節子 鹿島 島子  
 小林 清江 群馬 馬子  
 坂本 操 大分 分馬子  
 須藤 キク 茨城 城子  
 曾根 ミサナ 群馬 馬子  
 竹澤 なか 群馬 馬子  
 田中 勢喜 岡山 山子  
 田波 アサ 栃木 木子  
 塚原 ふじ 茨城 城子  
 塚越 ヒデア 群馬 馬子  
 野馬 静枝 青森 森子

昭和五年三月  
理科家事科卒業

根本 しずよ 茨城 城子  
 蓮見 秋江 茨城 城子  
 丸山 つな代 茨城 城子  
 板橋 美代子 富山 山子  
 内尾 文子 富山 山子  
 小黒 キヨ子 新潟 潟子  
 小沼 宮子 茨城 城子  
 大武 宮子 茨城 城子  
 岡本 志子 茨城 城子  
 加来 ミカド 熊本 本子  
 金澤 カナエ 香川 川子  
 河原 敏子 岡山 山子  
 木下 タカ 岡山 山子  
 久保 ソノ 岡山 山子  
 小池 ヒサ子 愛媛 媛子  
 見島 由三 大取 取子  
 鈴木 ゆい 栃木 木子  
 鈴木 良子 福島 島子  
 高島 良子 福島 島子  
 野村 文江 富山 山子  
 野原 澄子 富山 山子

歴史地理科卒業

福家 通子 香川 川子  
 藤原 淑子 山口 口子  
 前島 みつ子 山口 口子  
 阿部 とし子 静野 野子  
 朝妻 文子 長野 野子  
 有木 茂之 愛媛 媛子  
 池田 英子 鹿島 島子  
 稻葉 つる子 茨城 城子  
 太田 和香 岡山 山子  
 河野 富美子 福岡 岡子  
 紀野 富美子 福岡 岡子  
 氣賀 恵美子 大分 分馬子  
 桑原 けい子 静岡 岡子  
 七種 周子 静岡 岡子  
 鹽田 宮子 京都 都子  
 白石 ユリ子 京都 都子  
 鈴木 あい子 富山 山子  
 鈴木 千代子 富山 山子  
 鈴木 千代子 富山 山子  
 内藤 さみ子 長野 野子  
 直井 小夜子 栃木 木子

昭和二年五月  
歴史地理科卒業

矢野 房子 大分  
 小木曾 八千代 長野  
 昭和三三年三月  
 家事裁縫科卒業(八人)  
 東京女子専門学校委託生  
 加藤 やちよ 宮城  
 共立女子職業学校委託生  
 小幡 英 廣島  
 和洋裁縫女学校委託生  
 稻垣 ハル 愛知  
 中田 房子 福井  
 女子美術学校委託生  
 木幡 千代 福島  
 館 はつきく 北海道  
 西澤 多計代 長野

昭和四年三月  
國語漢文科卒業(三十五人)

小豆澤 哲子 島根  
 有富 ヒロ子 山口  
 池谷 とし子 東京  
 今村 フミ子 神奈川  
 内田 勝子 埼玉  
 浦野 五三枝 東京  
 小川 ハナ子 茨城  
 加瀬 千代子 千葉  
 風間 歌子 静岡  
 金子 仁子 東京  
 金子 谷子 茨城  
 木村 ひさ子 新潟  
 窪田 千代子 神奈川  
 久保田 緑子 東京  
 神代 正枝 山口  
 小杉 いさ子 富山  
 佐藤 ミツ子 新潟

體操家事科卒業(二十七人)

白井 照子 山形  
 信耕 芳枝 石川  
 新庄 ハル子 福阿  
 高須 斐子 三重  
 高橋 綾子 石川  
 中川 ミヨ子 富山  
 中野 時子 富山  
 中島 公子 長野  
 長谷川 登喜世 静岡  
 早佐 貴代子 兵庫  
 廣瀬 まさ子 東京  
 藤田 アサ子 兵庫  
 細川 アサ子 兵庫  
 牧野 みよ子 富山  
 望月 満津治 山梨  
 森川 トミ子 山口  
 山本 雪子 三重  
 渡邊 キクエ 大分  
 秋田 下子 福島  
 安藤 さよ子 岐阜





第九 敷地及建物

敷地及建物ハ東京女子高等師範學校敷地及建物ノ一部ヲ使用ス但寄宿舎ハ之ヲ半込區揚場町二十番地ニ設ク

附 録

第六臨時教員養成所寄宿舎生徒規約

第一章 綱領

- 第一條 私共寄宿舎生徒ハ寄宿舎規程第一條ノ精神ヲ體シ規則命令ヲ遵守シテ本所教養ノ趣旨ニ添フヤウニ努メマセウ
- 第二條 私共寄宿舎生徒ハ自治ノ精神ニ基キ舎内ノ秩序ヲ整ヘ風儀ヲ正シ衛生ニ留意シ且趣味ノ向上ヲ圖ツテ寄宿舎ヲ清新和平ノ場所トスルヤウニ努メマセウ
- 第二章 心得
- 第三條 私共寄宿舎生徒ハ秩序整頓及風儀ニ關シ日常左ノ各號ニ注意致シマセウ

- 一 日課時限ヲ嚴守スルコト
- 二 室内ノ整頓ニ注意スルコト
- 三 許可ナシニ備付ノ物品ヲ他ニ移動シナイコト
- 四 無斷テ他人ノ室ニ立入ラナイコト
- 五 默學時間及就寢時限後ニ於テ放歌雜談其ノ他總テ喧噪ニ涉ル舉動ヲシナイコト
- 六 金品ノ貸借ヲシナイコト
- 七 金品ヲ紛失シタ時ハ其ノ多寡値打ニ拘ラス即時寄宿舎主任ニ届出ルコト
- 八 亂髮テ室外ニ出ナイコト
- 九 袴ヲ着ケヌ場合ハ必ズ廣帯ヲ結フコト
- 十 言語ヲ明瞭ニ且丁寧ニスルコト
- 十一 方言ノ矯正ニ努メルコト

其ノ他女子トシテノ品位ヲ失ハナイヤ  
 ウニ注意スルコト

第四條 私共寄宿舎生徒ハ清潔及衛生ニ關シ  
 左ノ各號ニ注意致シマセウ

- 一 當番ヲ定メテ毎朝各室其ノ他所定區域  
 ナ丁寧ニ掃除スルコト
- 二 毎月一回各室一齊ニ大掃除ヲ行フコト
- 三 毎週一回以上所定區域ノ庭掃除ヲ行フ  
 コト
- 四 着衣ハ時々之ヲ洗濯シ肌衣ハ殊ニ度々  
 之ヲ着換ヘルコト
- 五 洗濯ハ休日其ノ他適當ノ時ヲ選ンテ之  
 ヲ行ヒ乾キ次第速ニ取入レルコト
- 六 洗濯物ヲ盥ニ浸ケタ儘長ク放置シナイ  
 コト
- 七 頭髮ヲ清潔ニスルコト
- 八 朝手水ノ用水ハ疾病其ノ他特別ノ事情  
 アル者ノ外總テ冷水ヲ用ヘルコト

九 寢具類ハ適宜日光ニ曝シ能ク塵埃ヲ拂  
 フコト

十 濕氣ノアル被服等ハ物干場洗濯場又ハ  
 廊下テ乾カシ室内押入内等ニ之ヲ納置シ  
 ナイコト

第五條 私共寄宿舎生徒ハ炊事、食事ニ關シ左  
 ノ各號ニ注意致シマセウ

- 一 炊事委員及廻番ノ外直接賄方ニ交渉シ  
 ナイコト
- 二 病氣ノ爲特別ノ食事ヲ要スルトキハ豫  
 メ炊事委員ニ申出ルコト
- 三 食器ヲ大切ニスルコト
- 四 食費ハ必ス毎月一日ニ廻番ノ手許迄差  
 出スコト
- 五 食事ニ關スル作法ヲ守リ亂雜喧噪ニ流  
 レナイヤウニ注意スルコト

六 食卓ニ供ヘタ物ノ外妄ニ他ノ食品ヲ用  
 ヒナイコト但病氣等ノ場合ハ適當ノ物ヲ  
 用ヒテモ差支無イコト

七 朝ノ食事ニハ必ス全員打揃ツテ朝禮ヲ  
 一スルコト

第六條 私共寄宿舎生徒ハ外出ニ關シ左ノ各  
 號ニ注意致シマセウ

- 一 外出ニハ必ス袴ヲ着ケルコト但神樂坂  
 及牛込驛迄ハ帶テモ差支ナイコト此ノ場  
 合ハ足袋ヲ穿クコト
- 二 路上及車室内テ高聲ニ談笑シ其ノ他人  
 目ニツクヤウナ舉動ヲシナイコト
- 三 服裝ハ質素ヲ旨トシ人目ニ立タナイヤ  
 ウニスルコト
- 四 外出簿ノ記入ハ成ルヘク之ヲ精細ニス  
 ルコト
- 五 必ス名札ヲ反スコト

六 正シク門限ヲ守ルコト

七 團體ノ臨時外出ハ一兩日前ニ代表者ヲ  
 立テ寄宿舎主任ノ許可ヲ受ケルコト

第七條 前各條ノ外尙左ノ各號ニ注意致シマ  
 セウ

- 一 屑籠ト芥箱トノ使用ヲ嚴重ニ區別スル  
 コト
- 二 電氣及水道ヲ成ルヘク經濟的ニ使用ス  
 ルコト
- 三 電話電氣アイロシ使用上ノ注意事項ヲ  
 嚴守スルコト
- 四 面會人ニハ所定ノ要項ヲ面會簿ニ記入  
 シ寄宿舎主任ノ承認ヲ經テ應接間テ面會  
 スルコト
- 五 信書其ノ他ノ郵便物ハ寄宿舎主任ノ檢  
 閲ヲ經タ後ニ受領スルコト

第三章 事務部



第八條 寄宿舎ニ左ノ六部ヲ設ケ各部ニ委員ヲ置キマス但寮務部委員ハ寮總代及寮總代カ之ニ當リマス各部ニ委員ノ外週番ヲ置キマス

- 一 寮務部
- 二 炊事部
- 三 衛生部
- 四 圖書部
- 五 娛樂部
- 六 會計部

一 寮務部

第九條 寮總代ハ左ノ事務ヲ掌リマス  
 一 寄宿舎主任ノ指揮ニ從ヒ其ノ寮ノ常務ヲ取扱ヒ規則規約ノ實行ヲ督勵スルコト  
 二 本規約第六章第三十六條ノ施行ノ任ニ當ルコト  
 三 寮共有ノ備品ヲ保管スルコト

四 就寢前各室ヲ巡視シテ戸締火ノ元等ニ注意スルコト

第十條 寮總代ハ左ノ事務ヲ掌リマス

- 一 寮總代ヲ助ケテ其ノ室ノ常務ヲ取扱ヒ室内ノ整理ニ當ルコト
- 二 室内ノ備品ヲ保管スルコト
- 三 室友中ニ病者又ハ事故ノアル者カ出來タトキハ直ニ之ヲ寄宿舎主任ニ報告スルコト
- 四 室内ノ戸締及火ノ元ニ注意シ其ノ責任ヲ負フコト

二 炊事部

第十一條 炊事ハ寄宿舎テ直營シマス  
 第十二條 炊事部委員ハ二名トシ第二學期末ニ第二學年生徒中(第二學年ノ生徒カ無イ場合ハ第一學年生徒中)カラ之ヲ互選シマス但聽講生テハ第三學年生徒中カラ之ヲ互選シ

マ

第十三條 炊事部委員及週番ハ左ノ事務ニ當

- 一 毎週木曜日迄ニ次週ノ獻立ヲ調製シ寄宿舎主任ノ檢閲ヲ受ケルコト
- 二 炊事部所屬ノ下婢ノ勤惰、食堂ノ整理、割烹器具ノ清潔保存等ニ注意スルコト
- 三 日々炊事ニ關スル金錢ノ出納ヲ掌リ四週ノ末ニ決算ヲシ寄宿舎主任ノ檢閲ヲ經テ舍生全部ニ報告スルコト

三 衛生部

第十四條 衛生部委員ハ二名トシ第二學期ノ終ニ第二學年生徒中(第二學年ノ生徒カ無イ場合ハ第一學年生徒中)カラ之ヲ互選シマス但聽講生テハ第三學年生徒中カラ之ヲ互選シ

第十五條 衛生部委員及週番ハ左ノ事務ニ當

リ

一 寄宿舎内ノ清潔ニ注意スルコト

- 二 常ニ舍生全體ノ健康ニ留意スルコト
- 三 疾病及事故ニ關スル統計ヲ調製スルコト
- 四 傳染病患者發生ノ場合ハ寄宿舎主任ノ指圖ニ從ヒ其ノ豫防ニ當ルコト
- 五 掃除ニ關スル事務ヲ總括スルコト

四 圖書部

第十六條 圖書部委員ハ各科一名宛トシ第二學期末ニ生徒中カラ之ヲ互選シマス  
 第十七條 圖書部委員ハ左ノ事務ニ當リマス  
 一 圖書ノ整理及保管ニ關スルコト  
 二 寮友ノ意見ニ依リ寄宿舎主任ノ指導ノ下ニ圖書ヲ購入スルコト

五 娛樂部

第十八條 娛樂部委員ハ各科一名宛トシ第二

學期末ニ第二學年生徒中第二學年生徒カ無  
イ場合ハ第一學年生徒中カラ之ヲ互選シマ  
ス但聽講生テハ第三學年生徒カラ之ヲ互選  
シマス

第十九條 娛樂部委員ハ左ノ事務ニ當リマス

- 一 寮總代ト協議ノ上寄宿舎主任ノ承認ヲ  
經テ茶話會選足會音樂會其ノ他趣味アル  
會合ヲ催スコト
- 二 各寮ノ娛樂器具ヲ整理保管スルコト
- 三 寮友ノ希望ヲ參酌シ寄宿舎主任ノ承認  
ヲ經テ娛樂器具ヲ購入スルコト
- 四 寄宿舎生活ニ於ケル趣味ノ向上ト慰安  
トニ留意スルコト

六 會計部

- 第二十條 會計部委員ハ二名トシ第二學期末  
ニ於テ第二學年生徒中第二學年生徒カ無イ  
場合ハ第一學年生徒中カラ之ヲ互選シマス

但聽講生テハ第三學年生徒カラ之ヲ互選シ  
マス

第二十一條 會計部委員及週番ハ左ノ事務ニ  
當リマス

- 一 寮生カラ差出シタ食費及舍費ヲ取纏メ  
食費ハ之ヲ炊事部委員ニ渡シ舍費ハ之ヲ  
銀行ノ預金トスルコト但預金通帳ノ名義  
及保管ハ寄宿舎主任ニ委嘱スルコト
- 二 舍費ハ每學期始ニ其ノ收支ノ豫算ヲ編  
成スルコト但圖書費娛樂費ノ豫算ニ就イ  
テハ先ツ當該委員ト協議スルコト
- 三 收支豫算ハ役員會ニ提出スルコト
- 三 毎月末ニ舍費ノ決算表ヲ作製シテ寄宿  
舎主任ニ提出シ其ノ承認ヲ經テ之ヲ舍生  
全部ニ報告スルコト

第四章 會計

第二十二條 食費及舍費ハ左ノ通トシ毎月一

日之ヲ納入スルコトニ定メマス

- 一 食費 一日金五十錢ノ割
- 一 舍費 一箇月金壹圓叁拾錢

第二十三條 舍費ノ目ヲ左ノ通ト致シマス

- 一 圖書費
- 二 娛樂費
- 三 炊事以外ノ石炭及木炭費
- 四 通信費其ノ他

第二十四條 收入金ハ三井銀行ノ預金ト致シ  
マス

第五章 諸會合

一 役員會

第二十五條 寄宿舎生活ノ改善ト向上トヲ圖  
ル爲ニ毎月一回役員會ヲ開キマス但急ヲ要  
スルトキハ臨時ニ之ヲ開キ必要ノ無イ時ハ  
之ヲ開カナイコトカアリマス

第二十六條 役員會ハ寮總代室總代及委員テ

之ヲ組織シマス但毎回寄宿舎主任ノ臨席ヲ  
請フコトニ致シマス

第二十七條 寄宿舎生徒ハ役員會ニ議案ヲ提  
出スルコトカ出來マス但其ノ取捨ハ寮總代  
カ委員ト協議シテ之ヲ定メマス

第二十八條 役員會ノ議案ハ寄宿舎主任ノ諮  
問案及役員ノ提案トシ會議ノ三日以前ニ揭  
示スルコトト致シマス

第二十九條 役員會テ決議スル場合ニハ役  
員總數ノ三分ノ二以上ノ出席ヲ要シマス  
決議ハ過半數テ之ヲ定メマス

第三十條 役員會ノ決議ハ寄宿舎主任ノ承認  
ヲ得テ之ヲ施行シマス

二 自治會

第三十一條 舍生相互ノ修養ニ資スル爲ニ每  
月一回第一土曜日午後七時カラ自治會ヲ開  
キマス會合ノ情況ハ寮總代カラ寄宿舎主任



ニ報告シマス

三 誕生會

第三十二條 祝日祭日ノ晚餐會ヲ兼ネテ舍生ノ誕生會ヲ開キマス

四 寮會

第三十三條 寮生相互ノ親睦ヲ圖ル爲ニ寄宿舍主任ノ承認ヲ經テ一年一回以上寮會ヲ開キマス

五 雑巾會

第三十四條 舍内ノ清潔整理ニ用ヒル爲廢物ヲ利用シテ一年一回各寮テ雑巾ヲ作りマス

六 其ノ他ノ諸會

第三十五條 前各節ノ會合ノ外寄宿舍主任ノ承認ヲ經テ臨機ニ歡迎會送別會慰勞會祝賀會等ヲ開キマス

第六章 雜件

第三十六條 寄宿舍生徒中テ本規約ニ背キ生

徒トシテノ本分ニ戻ル者カアルトキハ寮總代ハ之ニ忠告ヲ加ヘ尙改悛シナイトキハ寄宿舍主任ニ具申スル事ニ致シマス  
第三十七條 本規約ノ訂正削除追加等ノ必要ヲ生シタ時ハ役員會ノ決議ニ依リ寄宿舍主任ヲ經テ管理者ノ承認ヲ受ケル事ニ致シマス

昭和五年十月二十八日印刷  
昭和五年十月三十一日發行

(非賣品)

東京女子高等師範學校

東京市麹町區飯田町二丁目廿七番地  
合資會社佐藤正三商店支配人  
印刷者 笹川寅吉  
東京市本郷區本郷四丁目三十九番地  
印刷所 二原堂 富谷盛吉

